

平成28年度

# 地方税に関する参考計数資料

平成28年2月

総務省自治税務局



# 地方税に関する参考計数資料

## 目 次

1	地方税及び地方譲与税収入見込額（平成28年度）	1
2	税制改正による事項別増減収見込額（平成28年度）	5
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移	6
4	国税及び地方税の累年比較	8
5	国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較	10
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較	12
7	国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	13
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合	14
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移	16
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移	22
11	地方税収入の税目別伸長率の推移	36
12	地方主要税目の納税義務者数の推移	38
13	市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（平成27年度）	40
14	超過課税の状況	44
15	法定外税の実施状況（平成27年度）	46
16	政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（平成26年度）	54
17	地方税の税率等の推移	56
18	都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（平成26年度）	150
19	道府県税及び市町村税収入の都道府県別所在状況（平成26年度）	152
20	道府県税収入等の都道府県別所在状況（平成26年度）	154
21	市町村税収入等の都道府県別所在状況（平成26年度）	162
	（参考）超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況（平成26年度）	172
22	県民経済計算	174
23	主要経済指標の推移	176



# 1 地方税及び地方譲与税収入見込額（平成28年度）

## I 地方税

### (1) 総括表

(単位：億円)

区 分	平成27年度 当初見込額 (A)	平 成 2 8 年 度							(G) の 構成割合 (%)		
		平成27年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C) + (F) (G)	平成27年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A)		(G) — × 100 (A) (%)	
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)					
1. 道 府 県 税	170,360	10,388	180,748	△	1	25	24	180,772	10,412	106.1	46.6
2. 市 町 村 税	205,267	1,657	206,924		30	16	46	206,970	1,703	100.8	53.4
3. 合 計	375,627	12,045	387,672		29	41	70	387,742	12,115	103.2	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額等は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	平成27年度 当初見込額 (A)	平 成 2 8 年 度							(G) の 構成割合 (%)		
		平成27年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C) + (F) (G)	平成27年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A)		(G) — × 100 (A) (%)	
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)					
1. 道 府 県 税	144,362	6,667	151,029	△	1	30	29	151,058	6,696	104.6	39.0
2. 市 町 村 税	231,265	5,378	236,643		30	11	41	236,684	5,419	102.3	61.0
3. 合 計	375,627	12,045	387,672		29	41	70	387,742	12,115	103.2	100.0

## (2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	平成27年度 当初見込額 (A)	平成 28 年 度						平成27年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)－(A)	(G) ——×100 (A) (%)
		平成27年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	57,416	1,777	59,193		5	5	59,198	1,782	103.1
個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割 利子割 配当割 株式等譲渡所得割	906	6	912				912	6	100.7
	46,275	538	46,813				46,813	538	101.2
	1,352	30	1,382				1,382	30	102.2
	5,726	△ 1,033	4,693		5	5	4,698	△ 1,028	82.0
	1,114	△ 213	901				901	△ 213	80.9
	1,340	1,255	2,595				2,595	1,255	193.7
	703	1,194	1,897				1,897	1,194	269.8
2. 事業税	36,042	5,793	41,835		31	31	41,866	5,824	116.2
個人 法人	1,887	104	1,991				1,991	104	105.5
	34,155	5,689	39,844		31	31	39,875	5,720	116.7
3. 地方消費税	45,568	2,972	48,540		△ 11	△ 11	48,529	2,961	106.5
譲渡割 貨物割	31,940	2,610	34,550		△ 11	△ 11	34,539	2,599	108.1
	13,628	362	13,990				13,990	362	102.7
4. 不動産取得税	3,531	139	3,670	△ 1		△ 1	3,669	138	103.9
5. 道府県たばこ税	1,472	27	1,499				1,499	27	101.8
6. ゴルフ場利用税	465	△ 10	455				455	△ 10	97.8
7. 自動車取得税	1,096	△ 21	1,075				1,075	△ 21	98.1
8. 軽油引取税	9,383	△ 138	9,245				9,245	△ 138	98.5
9. 自動車税	15,397	△ 149	15,248				15,248	△ 149	99.0
10. 鉱区税	3	0	3				3	0	100.0
11. 固定資産税(特例分等)	16	6	22				22	6	137.5
普通税計	170,389	10,396	180,785	△ 1	25	24	180,809	10,420	106.1
(II) 目的税									
1. 狩猟税	10	△ 1	9				9	△ 1	90.0
目的税計	10	△ 1	9				9	△ 1	90.0
(III) 道府県税小計	170,399	10,395	180,794	△ 1	25	24	180,818	10,419	106.1
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 39	△ 7	△ 46				△ 46	—	—
(V) 道府県税計	170,360	10,388	180,748	△ 1	25	24	180,772	10,412	106.1

(単位：億円)

区 分	平成27年度 当初見込額	平成 28 年 度						(G) — × 100 (A)  (%)	
		平成27年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額	現行法による 収入見込 額 (A) + (B)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C) + (F)		平成27年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)			
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(%)		
B 市 町 村 税									
(I) 普 通 税									
1. 市 町 村 民 税	91,135	△ 170	90,965		16	16	90,981	△ 154	99.8
個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割	2,115	12	2,127				2,127	12	100.6
	69,281	742	70,023				70,023	742	101.1
	3,905	101	4,006				4,006	101	102.6
	15,834	△ 1,025	14,809		16	16	14,825	△ 1,009	93.6
2. 固 定 資 産 税	87,079	1,051	88,130	26		26	88,156	1,077	101.2
土 地 家 屋 償 却 資 産	33,596	114	33,710	11		11	33,721	125	100.4
	36,576	860	37,436	14		14	37,450	874	102.4
	16,000	85	16,085	1		1	16,086	86	100.5
純固定資産税小計	86,172	1,059	87,231	26		26	87,257	1,085	101.3
交 付 金	907	△ 8	899				899	△ 8	99.1
3. 軽 自 動 車 税	1,999	443	2,442				2,442	443	122.2
4. 市 町 村 た ば こ 税	9,007	164	9,171				9,171	164	101.8
5. 鉱 産 税	20	0	20				20	0	100.0
6. 特 別 土 地 保 有 税	6	2	8				8	2	133.3
普 通 税 計	189,246	1,490	190,736	26	16	42	190,778	1,532	100.8
(II) 目 的 税									
1. 入 湯 税	226	△ 6	220				220	△ 6	97.3
2. 事 業 所 税	3,609	3	3,612				3,612	3	100.1
3. 都 市 計 画 税	12,322	166	12,488	4		4	12,492	170	101.4
4. 水 利 地 益 税 等	0	0	0				0	0	0.0
目 的 税 計	16,157	163	16,320	4		4	16,324	167	101.0
(III) 市 町 村 税 小 計	205,403	1,653	207,056	30	16	46	207,102	1,699	100.8
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 136	4	△ 132				△ 132	—	—
(V) 市 町 村 税 計	205,267	1,657	206,924	30	16	46	206,970	1,703	100.8

## II 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	平成27年度 当初見込額 (A)	平 成 28 年 度					(E) — ×100 (A) (%)
		平成27年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	制度改正に よる増減 (△)収見 込額 (D)	改正法によ る収入見込 額 (C)+(D) (E)	平成27年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E)-(A)	
1.地方揮発油譲与税	2,663	△ 85	2,578		2,578	△ 85	96.8
2.石油ガス譲与税	100	△ 7	93		93	△ 7	93.0
3.自動車重量譲与税	2,585	41	2,626		2,626	41	101.6
4.航空機燃料譲与税	147	2	149		149	2	101.4
5.特別とん譲与税	125	0	125		125	0	100.0
6.地方法人特別譲与税	21,234	△ 2,505	18,729	22	18,751	△ 2,483	88.3
合 計	26,854	△ 2,554	24,300	22	24,322	△ 2,532	90.6

※ 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

2 税制改正による増減収見込額（平成28年度）

（単位：億円）

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 法人住民税 地方創生応援税制の創設	△ 16 △ 16	△ 47 △ 47	△ 63 △ 63			
2 法人事業税 (1) 税率の改正（外形標準課税の拡大） ・ 所得割の税率引下げ ・ 付加価値割及び資本割の税率引上げ (2) 外形標準課税に係る負担変動軽減措置の拡充 (3) 地方創生応援税制の創設 (4) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置	△ 460 △ 3,940 3,900 △ 380 △ 42		△ 460 △ 3,940 3,900 △ 380 △ 42			
3 不動産取得税 市街地再開発事業における権利変換において従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合の課税標準の特例の拡充	△ 1 △ 1		△ 1 △ 1	△ 1 △ 1		△ 1 △ 1
4 自動車取得税 廃止	△ 1,075 △ 1,075		△ 1,075 △ 1,075			
5 自動車税 環境性能割の創設	744 744		744 744			
6 固定資産税 (1) 農地中間管理機構への貸付けなど農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の強化・軽減の措置の創設 (2) 中小企業者等が新規取得した生産性向上に資する機械装置に係る課税標準の特例措置の創設 (3) 防災及び減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置の創設 (4) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の見直し (5) 新たな物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る課税標準の特例措置の創設等 (6) 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減 (7) 成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減 (8) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置		△ 36 △ 1 △ 183 △ 10 148 △ 2 25 1 58	36 1 183 10 148 2 25 1 58		26	26
7 軽自動車税 環境性能割の創設		147 147	147 147			
8 都市計画税 (1) 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減 (2) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置		6 4 2	6 4 2		4 4	4 4
合 計	△ 808	142	△ 666	△ 1	30	29
国税の税制改正に伴うもの	356	△ 95	261	25	16	41
個人住民税	△ 10	△ 15	△ 25			
法人住民税	△ 13	△ 80	△ 93	5	16	21
法人事業税	395		395	31		31
地方消費税	△ 16		△ 16	△ 11	△	11
再 計	△ 452	47	△ 405	24	46	70

- (注1) 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。  
(注2) 法人住民税法人税割の税率引下げによる減収額は、平年度8,709億円と見込まれる。  
(注3) 地方法人特別税から法人事業税への還元による影響額は、平年度1兆8,809億円と見込まれる。  
(注4) 上記の他、国税の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の増収額は、初年度22億円と見込まれる。

【別掲】 軽減税率関係

（単位：兆円）

消費税の軽減税率制度の導入（平成29年4月より施行予定）	▲ 1.0程度（うち地方分▲0.2程度）
------------------------------	----------------------

- (注1) 上記の計数は、国分と地方分の計数を合計し、1千億円未満を四捨五入している。  
(注2) 軽減税率制度の導入にあたっては、平成28年度末までに蔵入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保することとされている。

### 3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

区分 年度	国内総生産（名目）		国民所得	
	実数	対前年度伸長率(%)	実数	対前年度伸長率(%)
昭和 27 年度	-	-	52,159	117.6
28	-	-	60,015	115.1
29	-	-	65,917	109.8
30	85,979	-	69,733	105.8
31	96,477	112.2	78,962	113.2
32	110,641	114.7	88,681	112.3
33	118,451	107.1	93,829	105.8
34	138,970	117.3	110,421	117.7
35	166,806	120.0	134,967	122.2
36	201,708	120.9	160,819	119.2
37	223,288	110.7	178,933	111.3
38	262,286	117.5	210,993	117.9
39	303,997	115.9	240,514	114.0
40	337,653	111.1	268,270	111.5
41	396,989	117.6	316,448	118.0
42	464,454	117.0	375,477	118.7
43	549,470	118.3	437,209	116.4
44	650,614	118.4	521,178	119.2
45	752,985	115.7	610,297	117.1
46	828,993	110.1	659,105	108.0
47	964,863	116.4	779,369	118.2
48	1,167,150	121.0	958,396	123.0
49	1,384,511	118.6	1,124,716	117.4
50	1,523,616	110.0	1,239,907	110.2
51	1,712,934	112.4	1,403,972	113.2
52	1,900,945	111.0	1,557,032	110.9
53	2,086,022	109.7	1,717,785	110.3
54	2,252,372	108.0	1,822,066	106.1
55	2,483,759	109.0	2,038,787	109.5
56	2,646,417	106.5	2,116,151	103.8
57	2,761,628	104.4	2,201,314	104.0
58	2,887,727	104.6	2,312,900	105.1
59	3,082,384	106.7	2,431,172	105.1
60	3,303,968	107.2	2,605,599	107.2
61	3,422,664	103.6	2,679,415	102.8
62	3,622,967	105.9	2,810,998	104.9
63	3,876,856	107.0	3,027,101	107.7
平成 元 年度	4,158,852	107.3	3,208,020	106.0
2	4,516,830	108.6	3,468,929	108.1
3	4,736,076	104.9	3,689,316	106.4
4	4,832,556	102.0	3,660,072	99.2
5	4,826,076	99.9	3,653,760	99.8
6	4,956,122	101.4	3,667,524	100.4
7	5,045,943	101.8	3,707,727	101.1
8	5,159,439	102.2	3,809,122	102.7
9	5,212,954	101.0	3,822,681	100.4
10	5,109,192	98.0	3,693,715	96.6
11	5,065,992	99.2	3,687,817	99.8
12	5,108,347	100.8	3,751,863	101.7
13	5,017,106	98.2	3,667,838	97.8
14	4,980,088	99.3	3,638,901	99.2
15	5,018,891	100.8	3,681,009	101.2
16	5,027,608	100.2	3,701,166	100.5
17	5,053,494	100.5	3,741,251	101.1
18	5,091,063	100.7	3,781,903	101.1
19	5,130,233	100.8	3,812,392	100.8
20	4,895,201	95.4	3,550,380	93.1
21	4,739,964	96.8	3,443,848	97.0
22	4,805,275	101.4	3,527,028	102.4
23	4,741,705	98.7	3,495,971	99.1
24	4,744,037	100.0	3,511,744	100.5
25	4,824,304	101.7	3,591,151	102.3
26	4,896,234	101.5	3,644,441	101.5
27 実績見込	5,031,000	102.7	3,742,000	102.7
28 見込	5,188,000	103.1	3,859,000	103.1

- (注) 1 国内総生産（名目）は、平成26年度までは「国民経済計算」による実績、平成27年度実績見込及び平成28年度見込は「平成28年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成28年1月22日閣議決定）における額である。
- 2 国民所得は、平成26年度までは実績、平成27年度実績見込及び平成28年度見込は(注)1と同様の経済見通しにおける額である。
- 3 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の平成22年=100を基準とした年度の指数（総合）である、なお、平成26年度までは実績、平成27年度実績見込及び平成28年度見込は(注)1と同様の経済見通しの対前年度伸長率を掲げた。

(単位 億円)

鉱工業生産指数		地方財政歳出総額		地方税収入総額		区分			
指数22年=100	対前年度伸長率(%)	金額	対前年度伸長率(%)	金額	対前年度伸長率(%)	年度			
-	-	8,289	126.4	3,078	113.0	昭和	27 年度		
5.7	-	10,362	125.0	3,361	109.2		28		
5.9	103.7	11,290	109.0	3,659	108.9		29		
6.7	111.7	11,369	100.7	3,815	104.3		30		
8.1	124.1	12,061	106.1	4,499	117.9		31		
9.2	112.5	13,425	111.3	5,272	117.2		32		
9.2	102.8	14,556	108.4	5,439	103.2		33		
11.5	125.2	16,239	111.6	6,109	112.3		34		
14.0	122.5	19,249	118.5	7,442	121.8		35		
16.7	118.5	23,911	124.2	9,065	121.8		36		
17.5	104.7	28,874	120.8	10,567	116.6		37		
20.3	115.3	33,088	114.6	12,129	114.8		38		
22.8	112.6	38,220	115.5	13,996	115.4		39		
23.6	103.2	43,651	114.2	15,494	110.7		40		
27.6	117.1	50,262	115.1	17,686	114.1		41		
32.7	118.6	57,255	113.9	21,495	121.5		42		
37.5	117.2	67,296	117.5	25,801	120.0		43		
43.8	116.7	80,339	119.4	30,902	119.8		44		
48.6	110.8	98,149	122.2	37,507	121.4		45		
49.5	102.0	119,095	121.3	42,358	112.9		46		
54.6	110.8	146,183	122.7	50,044	118.1		47		
61.4	114.8	174,739	119.5	64,913	129.7		48		
55.4	90.3	228,879	131.0	82,375	126.9		49		
52.9	95.6	256,545	112.1	81,548	99.0		50		
58.7	110.8	289,070	112.7	95,641	117.3		51		
60.6	103.2	333,621	115.4	110,052	115.1		52		
64.8	107.0	383,470	114.9	122,371	111.2		53		
70.0	108.0	420,779	109.7	140,315	114.7		54		
71.4	102.2	457,808	108.8	158,938	113.3		55		
72.9	102.0	491,653	107.4	173,255	109.0		56		
72.5	99.4	511,333	104.0	186,286	107.5		57		
76.6	106.4	523,069	102.3	198,413	106.5		58		
83.0	108.4	538,700	103.0	214,939	108.3		59		
85.0	102.5	562,935	104.5	233,165	108.5		60		
84.9	99.8	587,171	104.3	246,282	105.6		61		
90.0	105.9	632,201	107.7	272,040	110.5		62		
97.8	108.9	664,016	105.0	301,169	110.7		63		
102.1	104.3	727,290	109.5	317,951	105.6		平成	元 年度	
107.1	105.0	784,732	107.9	334,504	105.2				2
106.4	99.3	838,065	106.8	350,727	104.8				3
100.1	93.7	895,597	106.9	345,683	98.6				4
96.4	96.0	930,764	103.9	335,913	97.2				5
99.4	103.0	938,178	100.8	325,391	96.9				6
101.5	102.1	989,445	105.5	336,750	103.5				7
104.9	103.4	990,261	100.1	350,937	104.2				8
106.1	101.1	976,738	98.6	361,555	103.0				9
98.8	93.0	1,001,975	102.6	359,222	99.4				10
101.5	102.6	1,016,291	101.4	350,261	97.5				11
105.8	104.3	976,164	96.1	355,464	101.5				12
96.1	90.9	974,317	99.8	355,488	100.0	13			
98.9	102.8	948,394	97.3	333,785	93.9	14			
101.8	103.5	925,818	97.6	326,657	97.9	15			
105.7	103.9	912,479	98.6	335,388	102.7	16			
107.4	101.6	906,973	99.4	348,044	103.8	17			
112.3	104.6	892,106	98.4	365,062	104.9	18			
115.4	102.7	891,476	99.9	402,668	110.3	19			
101.0	87.3	896,915	100.6	395,585	98.2	20			
91.4	90.5	961,064	107.2	351,830	88.9	21			
				(358,234)	(90.6)				
99.4	108.8	947,750	98.6	343,163	97.5	22			
				(357,323)	(99.7)				
98.7	99.3	970,026	102.4	341,714	99.6	23			
				(357,142)	(99.9)				
95.8	97.1	964,186	99.4	344,608	100.8	24			
				(361,317)	(101.2)				
98.9	103.2	974,120	101.0	353,743	102.7	25			
				(373,545)	(103.4)				
98.5	99.6	985,228	101.1	367,855	104.0	26			
				(391,733)	(104.9)				
-	100.1	852,710	86.5	389,576	105.9	27 実績見込			
				(411,555)	(105.1)				
-	103.2	857,593	100.6	395,555	101.5	28 見込			
				(414,306)	(100.7)				

4 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から平成26年度までは純計決算額（平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還補助金と相殺された償還金を除く。）、平成27年度実績見込及び平成28年度見込は地方財政計画額（通常収支分）である。

5 地方税収入総額は、平成26年度までは決算額、平成27年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成28年度見込は地方財政計画額に計画外税収見込額を加えた額である。また、（ ）内は、地方法人特別譲与税を加算した計数である。

4 国税及び地方税の累年比較

年度	区分	国		税	
		税 額	A	租税総額に対する割合A/C(%)	
昭和5年度		1,103	百万円	64.7	
8		1,002		64.3	
10		1,202		65.5	
14		2,933		79.5	
16		4,931	(4,508)	84.9	(77.6)
20		11,541	(10,693)	92.1	(85.4)
25		5,702	億円	75.2	(60.9)
30		9,363	(7,542)	71.1	(57.2)
31		10,862	(8,975)	70.7	(58.4)
32		12,015	(9,690)	69.5	(56.1)
33		11,904	(9,340)	68.6	(53.9)
34		13,714	(10,796)	69.2	(54.5)
35		18,010	(14,538)	70.8	(57.1)
36		22,269	(17,797)	71.1	(56.8)
37		23,897	(18,714)	69.3	(54.3)
38		27,306	(21,143)	69.2	(53.6)
39		31,592	(24,646)	69.3	(54.1)
40		32,785	(25,123)	67.9	(52.0)
41		36,630	(27,740)	67.4	(51.1)
42		43,946	(33,404)	67.2	(51.0)
43		53,220	(41,359)	67.3	(52.3)
44		64,532	(48,868)	67.6	(51.2)
45		77,732	(58,548)	67.5	(50.8)
46		84,426	(63,370)	66.6	(50.0)
47		103,977	(78,313)	67.5	(50.8)
48		140,473	(106,237)	68.4	(51.7)
49		157,544	(113,332)	65.7	(47.2)
50		145,043	(109,051)	64.0	(48.1)
51		168,020	(126,260)	63.7	(47.9)
52		184,341	(134,090)	62.6	(45.5)
53		232,239	(173,275)	65.5	(48.9)
54		249,566	(188,325)	64.0	(48.3)
55		283,688	(203,478)	64.1	(46.0)
56		304,551	(214,685)	63.7	(44.9)
57		320,031	(241,185)	63.2	(47.6)
58		341,621	(263,473)	63.3	(48.8)
59		367,748	(274,004)	63.1	(47.0)
60		391,502	(288,694)	62.7	(46.2)
61		428,510	(326,334)	63.5	(48.4)
62		478,068	(362,080)	63.7	(48.3)
63		521,938	(389,953)	63.4	(47.4)
平成元年度		571,361	(403,288)	64.2	(45.3)
2		627,798	(451,860)	65.2	(47.0)
3		632,110	(456,915)	64.3	(46.5)
4		573,964	(413,149)	62.4	(44.9)
5		571,142	(411,418)	63.0	(45.4)
6		540,007	(400,270)	62.4	(46.3)
7		549,630	(407,207)	62.0	(45.9)
8		552,261	(395,767)	61.1	(43.8)
9		556,007	(387,457)	60.6	(42.2)
10		511,977	(362,975)	58.8	(41.7)
11		492,139	<367,165> (355,206)	58.4	<43.6> (42.2)
12		527,209	<379,358> (368,005)	59.7	<43.0> (41.7)
13		499,684	<356,149> (321,060)	58.4	<41.6> (37.5)
14		458,442	<334,172> (287,309)	57.9	<42.2> (36.3)
15		453,694	<340,612> (272,765)	58.1	<43.6> (35.0)
16		481,029	<343,833> (303,113)	58.9	<42.1> (37.1)
17		522,905	<364,797> (332,569)	60.0	<41.9> (38.2)
18		541,169	<357,191> (339,172)	59.7	<39.4> (37.4)
19		526,558	<376,208> (360,754)	56.7	<40.5> (38.8)
20		458,309	<329,594> (288,858)	53.7	<38.6> (33.8)
21		402,433	<300,653> (223,734)	53.4	<39.9> (29.7)
		<b>【 395,693 】</b>		<b>【 52.5 】</b>	
22		437,074	<308,602> (228,479)	56.0	<39.6> (29.3)
		<b>【 422,875 】</b>		<b>【 54.2 】</b>	
23		451,754	<315,890> (252,183)	56.9	<39.8> (31.8)
		<b>【 436,194 】</b>		<b>【 55.0 】</b>	
24		470,492	<338,819> (278,931)	57.7	<41.6> (34.2)
		<b>【 453,794 】</b>		<b>【 55.7 】</b>	
25		512,274	<366,583> (311,151)	59.2	<42.3> (35.9)
		<b>【 492,264 】</b>		<b>【 56.9 】</b>	
26		578,492	<420,539> (373,652)	61.1	<44.4> (39.5)
		<b>【 554,547 】</b>		<b>【 58.6 】</b>	
27 実績見込		601,872	<429,354> (407,010)	60.7	<43.3> (41.1)
		<b>【 580,119 】</b>		<b>【 58.5 】</b>	
28 見込		611,967	<444,350> (434,834)	60.7	<44.1> (43.2)
		<b>【 593,158 】</b>		<b>【 58.9 】</b>	

(注) 1 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成26年度までは決算額、平成27年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成28年度見込は当初予算額である。

2 地方税は、平成26年度までは決算額、平成27年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成28年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。

3 国税欄の<>内は、国税から地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特別交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の<>内は、地方税に地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特別交付金を加算した場合の金額である。

4 国税欄の( )内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特別交付金、臨時地方財政交付金、特別事

地 方 税				租 税 総 額		区分 年度
税 額 B		租税総額に対する割合B/C(%)		税 額 C		
601	百万円	35.3		1,704	百万円	昭和5年度
557		35.7		1,559		8
632		34.5		1,834		10
757		20.5		3,690		14
879	(1,302)	15.1	(22.4)	5,810		16
986	(1,834)	7.9	(14.6)	12,527		20
1,883	億円	24.8	(39.1)	7,585	億円	25
3,815	(5,636)	28.9	(42.8)	13,178		30
4,499	(6,386)	29.3	(41.6)	15,361		31
5,272	(7,597)	30.5	(43.9)	17,287		32
5,439	(8,003)	31.4	(46.1)	17,343		33
6,109	(9,027)	30.8	(45.5)	19,823		34
7,442	(10,914)	29.2	(42.9)	25,452		35
9,065	(13,537)	28.9	(43.2)	31,334		36
10,567	(15,750)	30.7	(45.7)	34,464		37
12,129	(18,292)	30.8	(46.4)	39,435		38
13,996	(20,942)	30.7	(45.9)	45,588		39
15,494	(23,156)	32.1	(48.0)	48,279		40
17,686	(26,576)	32.6	(48.9)	54,316		41
21,495	(32,037)	32.8	(49.0)	65,441		42
25,801	(37,662)	32.7	(47.7)	79,021		43
30,902	(46,566)	32.4	(48.8)	95,434		44
37,507	(56,691)	32.5	(49.2)	115,239		45
42,358	(63,414)	33.4	(50.0)	126,784		46
50,044	(75,708)	32.5	(49.2)	154,021		47
64,913	(99,149)	31.6	(48.3)	205,386		48
82,375	(126,587)	34.3	(52.8)	239,919		49
81,548	(117,540)	36.0	(51.9)	226,591		50
95,641	(137,401)	36.3	(52.1)	263,661		51
110,052	(160,303)	37.4	(54.5)	294,393		52
122,371	(181,335)	34.5	(51.1)	354,610		53
140,315	(201,556)	36.0	(51.7)	389,881		54
158,938	(239,148)	35.9	(54.0)	442,626		55
173,255	(263,121)	36.3	(55.1)	477,806		56
186,286	(265,132)	36.8	(52.4)	506,317		57
198,413	(276,561)	36.7	(51.2)	540,034		58
214,939	(308,683)	36.9	(53.0)	582,687		59
233,165	(335,973)	37.3	(53.8)	624,667		60
246,282	(348,458)	36.5	(51.6)	674,792		61
272,040	(388,028)	36.3	(51.7)	750,108		62
301,169	(433,154)	36.6	(52.6)	823,107		63
317,951	(486,024)	35.8	(54.7)	889,312		平成元年度
334,504	(510,442)	34.8	(53.0)	962,302		2
350,727	(525,922)	35.7	(53.5)	982,837		3
345,683	(506,498)	37.6	(55.1)	919,647		4
335,913	(495,637)	37.0	(54.6)	907,055		5
325,391	(465,128)	37.6	(53.7)	865,398		6
336,750	(479,173)	38.0	(54.1)	886,380		7
350,937	(507,431)	38.9	(56.2)	903,198		8
361,555	(530,105)	39.4	(57.8)	917,562		9
359,222	(508,224)	41.2	(58.3)	871,199		10
350,261	<475,235>	41.6	<56.4>	842,400		11
355,464	<503,315>	40.3	<57.0>	882,673		12
355,488	<499,023>	41.6	<58.4>	855,172		13
333,785	<458,055>	42.1	<57.8>	792,227		14
326,657	<439,739>	41.9	<56.4>	780,351		15
335,388	<472,584>	41.1	<57.9>	816,417		16
348,044	<506,152>	40.0	<58.1>	870,949		17
365,062	<549,040>	40.3	<60.6>	906,231		18
402,668	<553,018>	43.3	<59.5>	929,226		19
395,585	<524,300>	46.3	<61.4>	853,894		20
351,830	<453,609>	46.6	<60.1>	754,262		21
【 358,234 】		【 47.5 】		【 753,928 】		
343,163	<471,635>	44.0	<60.4>	780,237		22
【 357,323 】		【 45.8 】		【 780,198 】		
341,714	<477,578>	43.1	<60.2>	793,468		23
【 357,142 】		【 45.0 】		【 793,336 】		
344,608	<476,281>	42.3	<58.4>	815,100		24
【 361,317 】		【 44.3 】		【 815,111 】		
353,743	<499,434>	40.8	<57.7>	866,017		25
【 373,545 】		【 43.1 】		【 865,809 】		
367,855	<525,807>	38.9	<55.6>	946,346		26
【 391,733 】		【 41.4 】		【 946,280 】		
389,576	<562,094>	39.3	<56.7>	991,448		27 実績見込
【 411,555 】		【 41.5 】		【 991,674 】		
395,555	<563,172>	39.3	<55.9>	1,007,522		28 見込
【 414,306 】		【 41.1 】		【 1,007,464 】		

業債償還交付金、臨時沖縄特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金を含む)を控除した場合の金額であり、地方税欄の( )内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖縄特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金を含む)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付税は、借入金及び剰余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した金額である。

5 国税欄の【 】内は、国税から地方法人特別税を控除した場合の金額であり、地方税の【 】内は、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合の金額である。

5 国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	百万円	百万円	%
明治25年度	77	48	62.3
30	224	91	40.6
31	220	99	45.0
32	254	116	45.7
33	293	136	46.4
34	267	149	55.8
35	289	160	55.4
36	250	166	66.4
37	277	134	48.4
38	421	137	32.5
39	464	175	37.7
40	602	209	34.7
41	636	238	37.4
42	553	272	49.2
43	569	288	50.6
44	585	397	67.9
大正元年度	594	329	55.4
2	574	313	54.5
3	648	300	46.3
4	583	296	50.8
5	591	315	53.3
6	735	344	46.8
7	1,017	469	46.1
8	1,172	611	52.1
9	1,360	883	64.9
10	1,490	999	67.0
11	1,430	1,191	83.3
12	1,521	1,135	74.6
13	1,625	1,198	73.7
14	1,525	1,300	85.2
昭和元年度	1,579	1,491	94.4
2	1,766	1,961	111.0
3	1,815	1,773	97.7
4	1,736	1,597	92.0
5	1,558	1,647	105.7
6	1,477	1,594	107.9
7	1,950	1,819	93.3
8	2,255	2,543	112.8
9	2,163	2,163	100.0
10	2,206	2,117	96.0
11	2,282	2,717	119.1
12	2,709	2,050	75.7
13	3,288	2,130	64.8
14	4,494	2,363	52.6
15	5,860	2,786	47.5
16	8,123	3,089	38.0
17	8,276	3,426	41.4
18	12,552	4,318	34.4
19	19,872	3,802	19.1
20	21,496	4,996	23.2
	億円	億円	
21	1,152	278	24.1
22	2,058	935	45.4
23	4,620	2,591	56.1
24	6,994	3,795	54.3
25	6,333	5,098	80.5
26	7,498	6,559	87.5
27	8,739	8,289	94.9
28	10,172	10,362	101.9
29	10,408	11,290	108.5
30	10,182	11,369	111.7
31	10,692	12,061	112.8
32	11,877	13,425	113.0
33	13,316	14,556	109.3
34	14,950	16,239	108.6

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	億円	億円	%
昭和35年度	17,431	19,249	110.4
36	20,635	23,911	115.9
37	25,566	28,874	112.9
38	30,443	33,088	108.7
39	33,110	38,220	115.4
40	37,230	43,651	117.2
41	44,592	50,262	112.7
42	51,130	57,255	112.0
43	59,371	67,296	113.3
44	69,178	80,339	116.1
45	81,877	98,149	119.9
46	95,611	119,095	124.6
47	119,322	146,183	122.5
48	147,783	174,739	118.2
49	190,998	228,879	119.8
50	208,609	256,545	123.0
51	244,676	289,070	118.1
52	290,598	333,621	114.8
53	340,960	383,470	112.5
54	387,898	420,779	108.5
55	434,050	457,808	105.5
56	469,212	491,653	104.8
57	472,451	511,333	108.2
58	506,353	523,069	103.3
59	514,806	538,700	104.6
60	530,045	562,935	106.2
61	536,404	587,171	109.5
62	577,311	632,201	109.5
63	614,711	664,016	108.0
平成元年度	658,589	727,290	110.4
2	692,687	784,732	113.3
3	705,472	838,065	118.8
4	704,974	895,597	127.0
5	751,025	930,764	123.9
6	736,136	938,178	127.4
7	759,385	989,445	130.3
8	788,479	990,261	125.6
9	784,703	976,738	124.5
10	843,918	1,001,975	118.7
11	890,374	1,016,291	114.1
12	893,210	976,164	109.3
13	848,111	974,317	114.9
14	836,743	948,394	113.3
15	824,160	925,818	112.3
16	848,968	912,479	107.5
17	855,196	906,973	106.1
18	814,455	892,106	109.5
19	818,426	891,476	108.9
20	846,974	896,915	105.9
21	1,009,734	961,064	95.2
22	953,123	947,750	99.4
23	1,007,154	970,026	96.3
24	970,872	964,186	99.3
25	1,001,889	974,120	97.2
26	988,135	985,228	99.7
27実績見込	996,633	852,710	85.6
28見 込	967,218	857,593	88.7

- (注) 1 国の歳出は平成26年度までは決算額、平成27年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成28年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。
- 2 地方の歳出は、平成26年度までは決算額(ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額)、平成27年度実績見込及び平成28年度見込は地方財政計画額(通常収支分)であり、その会計区分は次のとおりである。
- 明治25年度～大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各合計  
大正2年度～昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計  
昭和6年度～昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計  
昭和22年度～昭和27年度 普通会計の合計 昭和28年度～平成26年度 普通会計の純計
- 3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租 税 総 額	国 税	地 方 税	租 税 総 額
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
	億円	億円	億円	億円			
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
46	659,105	84,426	42,358	126,784	12.8	6.4	19.2
47	779,369	103,977	50,044	154,021	13.3	6.4	19.8
48	958,396	140,473	64,913	205,386	14.7	6.8	21.4
49	1,124,716	157,544	82,375	239,919	14.0	7.3	21.3
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
51	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	6.8	18.8
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
		( 208,721 )		( 331,092 )	( 12.2 )		( 19.3 )
53	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	7.1	20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.9	7.8	21.7
56	2,116,151	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,201,314	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,900	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,172	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,605,599	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	24.0
61	2,679,415	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,810,998	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.7
63	3,027,101	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.2
平成元年度	3,208,020	571,361	317,951	889,312	17.8	9.9	27.7
2	3,468,929	627,798	334,504	962,302	18.1	9.6	27.7
3	3,689,316	632,110	350,727	982,837	17.1	9.5	26.6
4	3,660,072	573,964	345,683	919,647	15.7	9.4	25.1
5	3,653,760	571,142	335,913	907,055	15.6	9.2	24.8
6	3,667,524	540,007	325,391	865,398	14.7	8.9	23.6
7	3,707,727	549,630	336,750	886,380	14.8	9.1	23.9
8	3,809,122	552,261	350,937	903,198	14.5	9.2	23.7
9	3,822,681	556,007	361,555	917,562	14.5	9.5	24.0
10	3,693,715	511,977	359,222	871,199	13.9	9.7	23.6
11	3,687,817	492,139	350,261	842,400	13.3	9.5	22.8
12	3,751,863	527,209	355,464	882,673	14.1	9.5	23.5
13	3,667,838	499,684	355,488	855,172	13.6	9.7	23.3
14	3,638,901	458,442	333,785	792,227	12.6	9.2	21.8
15	3,681,009	453,694	326,657	780,351	12.3	8.9	21.2
16	3,701,166	481,029	335,388	816,417	13.0	9.1	22.1
17	3,741,251	522,905	348,044	870,949	14.0	9.3	23.3
18	3,781,903	541,169	365,062	906,231	14.3	9.7	24.0
19	3,812,392	526,558	402,668	929,226	13.8	10.6	24.4
20	3,550,380	458,309	395,585	853,894	12.9	11.1	24.1
21	3,443,848	402,433	351,830	754,262	11.7	10.2	21.9
		( 395,693 )	( 358,234 )	( 753,928 )	( 11.5 )	( 10.4 )	( 21.9 )
22	3,527,028	437,074	343,163	780,237	12.4	9.7	22.1
		( 422,875 )	( 357,323 )	( 780,198 )	( 12.0 )	( 10.1 )	( 22.1 )
23	3,495,971	451,754	341,714	793,468	12.9	9.8	22.7
		( 436,194 )	( 357,142 )	( 793,336 )	( 12.5 )	( 10.2 )	( 22.7 )
24	3,511,744	470,492	344,608	815,100	13.4	9.8	23.2
		( 453,794 )	( 361,317 )	( 815,111 )	( 12.9 )	( 10.3 )	( 23.2 )
25	3,591,151	512,274	353,743	866,017	14.3	9.9	24.1
		( 492,264 )	( 373,545 )	( 865,809 )	( 13.7 )	( 10.4 )	( 24.1 )
26	3,644,441	578,492	367,855	946,346	15.9	10.1	26.0
		( 554,547 )	( 391,733 )	( 946,280 )	( 15.2 )	( 10.7 )	( 26.0 )
27 実績見込	3,742,000	601,872	389,576	991,448	16.1	10.4	26.5
		( 580,119 )	( 411,555 )	( 991,674 )	( 15.5 )	( 11.0 )	( 26.5 )
28 見 込	3,859,000	611,967	395,555	1,007,522	15.9	10.3	26.1
		( 593,158 )	( 414,306 )	( 1,007,464 )	( 15.4 )	( 10.7 )	( 26.1 )

(注) 1 国民所得は、平成26年度までは実績、平成27年度実績見込額及び平成28年度見込は「平成28年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成28年1月22日閣議決定)における額である。

2 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成26年度までは決算額、平成27年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成28年度見込は当初予算額である。なお、昭和52年度の( )内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。

3 地方税は、平成26年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、平成27年度実績見込は最近における実績を加味して算出した額、平成28年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。

4 平成21年度以降の( )内は、地方法人特別税の額を国税から控除し、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。

5 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 16 年 度	68 円	12 円	80 円	100
19	175	12	187	234
20	159	14	173	216
25	6,854	2,263	9,117	11,396
30	10,311	4,201	14,512	18,140
35	18,772	7,757	26,529	33,161
40	32,604	15,409	48,013	60,016
41	36,144	17,451	53,595	66,994
42	43,090	21,076	64,166	80,208
43	51,797	25,111	76,908	96,135
44	62,337	29,850	92,187	115,234
45	74,357	35,878	110,235	137,794
46	79,756	40,015	119,771	149,714
47	96,095	46,251	142,346	177,933
48	128,200	59,241	187,441	234,301
49	141,997	74,246	216,243	270,304
50	129,334	72,717	202,051	252,564
51	148,394	84,469	232,863	291,079
52	161,312	96,304	257,616	322,020
53	201,445	106,144	307,589	384,486
54	214,782	120,758	335,540	419,425
55	242,450	135,834	378,284	472,855
56	258,584	147,105	405,689	507,111
57	269,837	157,069	426,906	533,633
58	286,315	166,291	452,606	565,758
59	306,437	179,105	485,542	606,928
60	324,304	193,144	517,448	646,810
61	353,055	202,915	555,971	694,964
62	392,263	223,214	615,477	769,346
63	426,646	246,183	672,829	841,036
平 成 元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
10	406,783	285,414	692,197	865,246
11	390,366	277,828	668,193	835,241
12	417,476	281,478	698,954	873,693
13	395,074	281,066	676,139	845,174
14	361,866	263,469	625,335	781,669
15	357,735	257,567	615,302	769,128
16	379,153	264,357	643,510	804,388
17	411,558	273,932	685,490	856,863
18	425,938	287,329	713,267	891,584
19	414,397	316,896	731,293	914,116
20	360,657	311,298	671,954	839,943
21	316,732	276,905	593,637	742,046
	( 311,427 )	( 281,946 )	( 593,374 )	( 741,718 )
22	344,329	270,346	614,675	768,344
	( 333,143 )	( 281,501 )	( 614,644 )	( 768,305 )
23	356,668	269,789	626,457	783,071
	( 344,383 )	( 281,970 )	( 626,352 )	( 782,940 )
24	371,462	272,074	643,535	804,419
	( 358,278 )	( 285,266 )	( 643,544 )	( 804,430 )
25	398,848	275,419	674,267	842,834
	( 383,269 )	( 290,836 )	( 674,105 )	( 842,631 )
26	451,149	286,879	738,027	922,534
	( 432,475 )	( 305,501 )	( 737,975 )	( 922,469 )
27 実 績 見 込	469,382	303,819	773,201	966,501
	( 452,417 )	( 320,959 )	( 773,377 )	( 966,721 )
28 見 込	477,255	308,482	785,736	982,170
	( 462,586 )	( 323,105 )	( 785,691 )	( 982,114 )

(注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和22、23年度は、昭和22年国勢調査人口

(ウ) 昭和24年度は、昭和23年8月1日常住調査人口

(エ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(オ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(カ) 昭和42年度から平成24年度までは、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口

(キ) 平成25年度以降は、各年度の1月1日現在住民基本台帳人口。ただし、平成27年度及び平成28年度は、平成27年1月1日現在住民基本台帳人口

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

区分 年度	租 額		税 総 額		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭和 10 年度	1,834 百万円	100.0 %	1,008 百万円	55.0 %	826 百万円	45.0 %
15	5,003	100.0	3,417	68.3	1,586	31.7
25	7,585 億円	100.0	4,737 億円	62.5	2,848 億円	37.5
30	13,178	100.0	7,872	59.7	5,306	40.3
35	25,452	100.0	15,562	61.1	9,890	38.9
40	48,279	100.0	31,429	65.1	16,850	34.9
45	115,239	100.0	80,706	70.0	34,533	30.0
50	226,591	100.0	167,958	74.1	58,633	25.9
55	442,626	100.0	335,391	75.8	107,235	24.2
60	624,667	100.0	484,690	77.6	139,977	22.4
平成 2 年度	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6
8	903,198	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8
9	917,562	100.0	666,444	72.6	251,118	27.4
10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5
18	906,231	100.0	640,997	70.7	265,233	29.3
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0
21	754,262	100.0	513,769	68.1	240,492	31.9
22	( 753,928 )	( 100.0 )	( 513,435 )	( 68.1 )	( 240,492 )	( 31.9 )
	780,237	100.0	536,362	68.7	243,875	31.3
	( 780,198 )	( 100.0 )	( 536,321 )	( 68.7 )	( 243,875 )	( 31.3 )
23	793,468	100.0	547,421	69.0	246,045	31.0
	( 793,335 )	( 100.0 )	( 547,288 )	( 69.0 )	( 246,045 )	( 31.0 )
24	815,098	100.0	567,791	69.7	247,307	30.3
	( 815,109 )	( 100.0 )	( 567,802 )	( 69.7 )	( 247,307 )	( 30.3 )
25	866,016	100.0	611,064	70.6	254,952	29.4
	( 865,809 )	( 100.0 )	( 610,857 )	( 70.6 )	( 254,952 )	( 29.4 )
26	946,346	100.0	639,488	67.6	306,858	32.4
	( 946,280 )	( 100.0 )	( 639,422 )	( 67.6 )	( 306,858 )	( 32.4 )
27 実績 見 込	991,448	100.0	656,385	66.2	335,063	33.8
	( 991,674 )	( 100.0 )	( 656,611 )	( 66.2 )	( 335,063 )	( 33.8 )
28 見 込	1,007,522	100.0	671,440	66.6	336,082	33.4
	( 1,007,464 )	( 100.0 )	( 671,382 )	( 66.6 )	( 336,082 )	( 33.4 )

区分 年度	国 額		税 総 額		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭和 10 年度	1,202 百万円	100.0 %	421 百万円	35.0 %	781 百万円	65.0 %
15	4,219	100.0	2,696	63.9	1,523	36.1
25	5,702 億円	100.0	3,136 億円	55.0	2,566 億円	45.0
30	9,363	100.0	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100.0	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100.0	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100.0	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,043	100.0	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100.0	201,628	71.1	82,060	28.9
60	391,502	100.0	285,170	72.8	106,332	27.2
平成 2 年度	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3
7	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9
8	552,261	100.0	360,476	65.3	191,785	34.7
9	556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6
10	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7
11	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8
12	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7
13	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5
14	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7
15	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9
16	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8
17	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7
18	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1
19	526,558	100.0	323,272	61.4	203,286	38.6
20	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3
21	402,433	100.0	212,940	52.9	189,492	47.1
	( 395,693 )	( 100.0 )	( 206,201 )	( 52.1 )	( 189,492 )	( 47.9 )
22	437,074	100.0	246,225	56.3	190,849	43.7
	( 422,875 )	( 100.0 )	( 232,025 )	( 54.9 )	( 190,849 )	( 45.1 )
23	451,754	100.0	258,580	57.2	193,172	42.8
	( 436,194 )	( 100.0 )	( 243,020 )	( 55.7 )	( 193,172 )	( 44.3 )
24	470,492	100.0	276,251	58.7	194,239	41.3
	( 453,794 )	( 100.0 )	( 259,553 )	( 57.2 )	( 194,239 )	( 42.8 )
25	512,274	100.0	311,381	60.8	200,893	39.2
	( 492,264 )	( 100.0 )	( 291,371 )	( 59.2 )	( 200,893 )	( 40.8 )
26	578,492	100.0	328,821	56.8	249,670	43.2
	( 554,547 )	( 100.0 )	( 304,876 )	( 55.0 )	( 249,670 )	( 45.0 )
27 実績 見 込	601,872	100.0	341,575	56.8	260,297	43.2
	( 580,119 )	( 100.0 )	( 319,822 )	( 55.1 )	( 260,297 )	( 44.9 )
28 見 込	611,967	100.0	350,230	57.2	261,737	42.8
	( 593,158 )	( 100.0 )	( 331,421 )	( 55.9 )	( 261,737 )	( 44.1 )

地方税						区 分
地 額		直 接 税		間 接 税 等		
金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率	年 度
632 百万円	100.0 %	587 百万円	92.9 %	45 百万円	7.1 %	昭 和 10 年 度
784	100.0	721	92.0	63	8.0	15
1,883 億円	100.0	1,601 億円	85.0	282 億円	15.0	25
3,815	100.0	3,061	80.2	754	19.8	30
7,442	100.0	5,778	77.6	1,664	22.4	35
15,494	100.0	12,013	77.5	3,481	22.5	40
37,507	100.0	29,362	78.3	8,145	21.7	45
81,548	100.0	67,375	82.6	14,173	17.4	50
158,938	100.0	133,763	84.2	25,175	15.8	55
233,165	100.0	199,520	85.6	33,645	14.4	60
334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1	7
336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0	2
350,937	100.0	309,482	88.2	41,455	11.8	8
361,555	100.0	314,119	86.9	47,436	13.1	9
359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4	10
350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6	11
355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0	12
355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6	13
333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2	14
326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4	15
335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6	16
348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7	17
365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2	18
402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3	19
395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7	20
351,830	100.0	300,829	85.5	51,000	14.5	21
( 358,234 )	( 100.0 )	( 307,234 )	( 85.8 )	( 51,000 )	( 14.2 )	
343,163	100.0	290,137	84.5	53,026	15.5	22
( 357,323 )	( 100.0 )	( 304,296 )	( 85.2 )	( 53,026 )	( 14.8 )	
341,714	100.0	288,841	84.5	52,873	15.5	23
( 357,142 )	( 100.0 )	( 304,268 )	( 85.2 )	( 52,873 )	( 14.8 )	
344,608	100.0	291,540	84.6	53,068	15.4	24
( 361,317 )	( 100.0 )	( 308,249 )	( 85.3 )	( 53,068 )	( 14.7 )	
353,743	100.0	299,683	84.7	54,059	15.3	25
( 373,545 )	( 100.0 )	( 319,486 )	( 85.5 )	( 54,059 )	( 14.5 )	
367,855	100.0	310,667	84.5	57,188	15.5	26
( 391,733 )	( 100.0 )	( 334,546 )	( 85.4 )	( 57,188 )	( 14.6 )	
389,576	100.0	314,810	80.8	74,766	19.2	27 実 績 見 込
( 411,555 )	( 100.0 )	( 336,789 )	( 81.8 )	( 74,766 )	( 18.2 )	
395,555	100.0	321,210	81.2	74,345	18.8	28 見 込
( 414,306 )	( 100.0 )	( 339,961 )	( 82.1 )	( 74,345 )	( 17.9 )	

(注) 1 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成26年度までは決算額、平成27年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成28年度見込は当初予算額である。

2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直 接 税：所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、地方法人特別特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、釧路区税、釧路市税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税

間接税等：直接税以外のもの

3 地方税は、地方分与税(配付税)、地方交付税(臨時地方特例交付金等を含む。)及び地方譲与税等(消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。)を含まず、平成26年度までは決算額、平成27年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成28年度見込は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。

4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直 接 税：道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、釧路区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、釧路市特別土地保有税、目的税(平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。)、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税(一部)、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等：直接税以外の諸税

5 平成21年度以降の( )内は、国税の直接税から地方法人特別税を控除し、地方税の直接税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。

9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その1）

区 分	昭和2年度			昭和5年度			昭和10年度			昭和15年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	249	45.6	62.9	247	45.7	61.4	253	33.9	52.1	282	17.0	23.3
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	251	15.1	20.8
国 庫 支 出 金	58	10.6	14.6	55	10.2	13.7	130	17.4	26.7	403	24.3	33.4
そ の 他	89	16.3	22.5	100	18.5	24.9	103	13.8	21.2	272	16.4	22.5
小 計	396	72.5	100.0	402	74.4	100.0	486	65.1	100.0	1,208	72.8	100.0
地 方 債	77	14.1	—	83	15.4	—	159	21.3	—	199	12.0	—
繰 越 金	73	13.4	—	55	10.2	—	102	13.7	—	252	15.2	—
都 道 府 県 計	546	100.0	—	540	100.0	—	747	100.0	—	1,659	100.0	—
市町村												
地 方 税	376	20.7	37.1	355	26.2	45.0	379	23.8	42.8	502	26.4	39.5
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	6.0	8.3
国 県 支 出 金	162	8.9	16.0	135	10.0	17.1	161	10.1	18.2	115	6.1	9.0
そ の 他	476	26.3	46.9	299	22.1	37.9	346	21.7	39.1	555	29.2	43.6
小 計	1,014	55.9	100.0	789	58.2	100.0	886	55.7	100.0	1,272	66.9	100.0
地 方 債	556	30.7	—	388	28.6	—	510	32.1	—	210	11.1	—
繰 越 金	243	13.4	—	178	13.1	—	195	12.3	—	418	22.0	—
市 町 村 計	1,813	100.0	—	1,355	100.0	—	1,591	100.0	—	1,900	100.0	—
合計												
地 方 税	625	26.5	44.3	602	31.8	50.5	632	27.0	46.1	784	22.0	31.6
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	351	21.2	29.1
国 庫 支 出 金 等	220	9.3	15.6	190	10.0	16.0	291	12.4	21.2	518	14.6	20.9
そ の 他	565	24.0	40.1	399	21.1	33.5	449	19.2	32.7	827	23.2	33.3
小 計	1,410	59.8	100.0	1,191	62.8	100.0	1,372	58.7	100.0	2,480	69.7	100.0
地 方 債	633	26.8	—	471	24.9	—	669	28.6	—	409	11.5	—
繰 越 金	316	13.4	—	233	12.3	—	297	12.7	—	670	18.8	—
合 計	2,359	100.0	—	1,895	100.0	—	2,338	100.0	—	3,559	100.0	—

(注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。  
2 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業債償還時補助金を含めていない。  
3 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場(娯楽施設)利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税)はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場(娯楽施設)利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。  
4 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県税相当分はそのまま市町村の収入とした。

(単位 百万円)

昭和25年度			昭和26年度			昭和28年度			昭和29年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
78,158	26.3	29.6	133,359	34.2	38.6	151,340	24.7	28.3	167,456	25.0	27.9	都道府県
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,061	3.4	3.8	地 方 税
71,162	24.0	27.0	81,069	20.8	23.5	84,130	13.7	15.7	86,234	12.9	14.4	地 方 譲 与 税
78,803	26.5	29.8	87,036	22.3	25.2	221,929	36.2	41.5	234,621	35.0	39.2	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
35,895	12.1	13.6	43,935	11.3	12.7	77,419	12.6	14.5	87,891	13.1	14.7	国 庫 支 出 金
264,018	88.9	100.0	345,399	88.5	100.0	534,818	87.2	100.0	599,263	89.3	100.0	そ の 他
17,811	6.0	—	31,662	8.1	—	63,030	10.3	—	56,334	8.4	—	小 計
15,099	5.1	—	13,399	3.4	—	15,254	2.5	—	15,191	2.3	—	地 方 債
296,928	100.0	—	390,460	100.0	—	613,102	100.0	—	670,788	100.0	—	繰 越 金
												都 道 府 県 計
												市町村
110,123	44.4	49.4	138,904	45.8	52.0	184,865	40.2	46.2	200,432	42.4	48.1	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	411	0.1	0.1	地 方 譲 与 税
37,289	15.0	16.7	38,936	12.8	14.6	53,800	11.7	13.4	40,146	8.5	9.6	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
47,832	19.3	21.5	51,904	17.1	19.4	88,515	19.3	22.1	86,481	18.3	20.7	国 庫 支 出 金
27,464	11.1	12.3	37,601	12.4	14.1	72,849	15.8	18.2	89,567	18.9	21.5	そ の 他
222,708	89.8	100.0	267,345	88.2	100.0	400,029	87.0	100.0	417,037	88.2	100.0	小 計
15,015	6.1	—	21,638	7.1	—	43,817	9.5	—	38,256	8.1	—	地 方 債
10,298	4.2	—	14,214	4.7	—	15,863	3.5	—	17,540	3.7	—	繰 越 金
248,021	100.0	—	303,197	100.0	—	459,709	100.0	—	472,833	100.0	—	市 町 村 計
												合計
188,281	34.6	38.7	272,263	39.3	44.4	336,205	31.3	36.0	367,888	32.2	36.2	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,472	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
108,451	19.9	22.3	120,005	17.3	19.6	137,930	12.9	14.8	126,380	11.1	12.4	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
126,635	23.2	26.0	138,940	20.0	22.7	310,444	28.9	33.2	321,102	28.1	31.6	国 庫 支 出 金 等
63,359	11.6	13.0	81,537	11.8	13.3	150,268	14.0	16.1	177,458	15.5	17.5	そ の 他
486,726	89.3	100.0	612,744	88.3	100.0	934,847	87.1	100.0	1,016,300	88.9	100.0	小 計
32,826	6.0	—	53,300	7.7	—	106,847	10.0	—	94,590	8.3	—	地 方 債
25,397	4.7	—	27,613	4.0	—	31,117	2.9	—	32,731	2.9	—	繰 越 金
544,949	100.0	—	693,657	100.0	—	1,072,811	100.0	—	1,143,621	100.0	—	合 計

5 「その他」とは分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入等の合計額である。

6 平成19年度から平成20年度の地方特例交付金には、特別交付金を含む。

7 地方交付税の欄は、昭和15年度は地方分与税制度、昭和25年度から昭和28年度までは地方財政平衡交付金制度、昭和29年度以降は地方交付税制度により国から地方団体に交付された額を掲げた。なお、昭和50年度は臨時地方特例交付金及び臨時沖縄特別交付金、昭和55年度は臨時地方特例交付金を含む。

8 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」及び「国庫支出金」に含めた。

9 構成比率は、各年度ごとの歳入総額を100とした場合、地方債及び繰越金を控除した小計を100とした場合の二つの方法で算出した。

10 合計の数値は、昭和29年度以前は、単純合計である。

11 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その2）

区 分	昭和30年度			昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	168,973	24.6	27.3	394,592	30.9	33.3	848,397	30.7	33.0	2,265,873	37.4	40.0
地 方 譲 与 税	21,607	3.1	3.5	34,948	2.7	3.0	45,616	1.6	1.8	94,953	1.6	1.7
地 方 交 付 税	111,451	16.2	18.0	211,157	16.5	17.8	480,649	17.4	18.7	963,166	15.9	17.0
国 庫 支 出 金	226,840	33.0	36.7	375,094	29.4	31.7	833,939	30.1	32.5	1,551,448	25.6	27.4
そ の 他	89,854	13.1	14.5	168,764	13.2	14.2	360,371	13.0	14.0	795,664	13.1	14.0
小 計	618,725	90.0	100.0	1,184,555	92.7	100.0	2,568,972	92.9	100.0	5,671,104	93.7	100.0
地 方 債	57,029	8.3	—	49,657	3.9	—	150,352	5.4	—	252,518	4.2	—
繰 越 金	12,081	1.8	—	43,134	3.4	—	46,745	1.7	—	130,290	2.2	—
都 道 府 県 計	687,835	100.0	—	1,277,346	100.0	—	2,766,069	100.0	—	6,053,912	100.0	—
市町村												
地 方 税	212,518	44.7	49.9	349,644	42.8	47.3	701,023	37.2	42.4	1,484,795	32.7	37.5
地 方 譲 与 税	531	0.1	0.1	1,220	0.1	0.2	4,446	0.2	0.3	13,733	0.3	0.3
地 方 交 付 税	48,516	10.2	11.4	99,830	12.2	13.5	262,537	13.9	15.9	835,082	18.4	21.1
国 庫 支 出 金	83,690	17.6	19.6	144,890	17.7	19.6	357,237	19.0	21.6	778,005	17.2	19.6
そ の 他	80,892	17.0	19.0	142,853	17.5	19.3	328,701	17.5	19.9	851,103	18.8	21.5
小 計	426,147	89.6	100.0	738,437	90.5	100.0	1,653,944	87.8	100.0	3,962,718	87.4	100.0
地 方 債	39,899	8.4	—	46,618	5.7	—	170,586	9.1	—	431,169	9.5	—
繰 越 金	9,309	2.0	—	31,300	3.8	—	58,919	3.1	—	141,332	3.1	—
市 町 村 計	475,355	100.0	—	816,355	100.0	—	1,883,449	100.0	—	4,535,219	100.0	—
純計												
地 方 税	381,491	33.9	37.9	744,236	36.7	40.1	1,549,420	34.6	38.2	3,750,668	37.1	40.8
地 方 譲 与 税	22,138	2.0	2.2	36,168	1.8	1.9	50,062	1.1	1.2	108,686	1.1	1.2
地 方 交 付 税	159,967	14.2	15.9	310,987	15.4	16.8	743,186	16.6	18.3	1,798,248	17.8	19.6
国 庫 支 出 金 等	280,268	24.9	27.9	477,056	23.5	25.7	1,089,816	24.3	26.9	2,084,225	20.6	22.7
そ の 他	161,870	14.4	16.1	286,914	14.2	15.5	625,970	14.0	15.4	1,447,617	14.3	15.8
小 計	1,005,734	89.5	100.0	1,855,361	91.6	100.0	4,058,454	90.6	100.0	9,189,444	90.9	100.0
地 方 債	96,740	8.6	—	96,007	4.7	—	313,917	7.0	—	642,932	6.4	—
繰 越 金	21,390	1.9	—	74,434	3.7	—	105,664	2.4	—	271,622	2.7	—
合 計	1,123,864	100.0	—	2,025,802	100.0	—	4,478,035	100.0	—	10,103,998	100.0	—

(単位 百万円)

昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
4,280,955	29.6	33.9	8,137,099	32.7	36.2	11,353,669	36.9	40.2	17,353,167	39.9	43.7	地 方 税
149,050	1.0	1.2	175,614	0.7	0.8	183,108	0.6	0.6	802,141	1.8	2.0	地 方 譲 与 税
2,392,218	16.5	18.9	4,324,362	17.4	19.2	5,289,664	17.2	18.7	7,889,587	18.2	19.8	地 方 交 付 税
3,909,648	27.0	30.9	6,734,044	27.0	30.0	7,060,160	22.9	25.0	7,319,437	16.8	18.4	国 庫 支 出 金
1,907,827	13.2	15.1	3,103,376	12.5	13.8	4,373,798	14.2	15.5	6,389,749	14.7	16.1	そ の 他
12,639,698	87.3	100.0	22,474,495	90.2	100.0	28,260,399	91.8	100.0	39,754,081	91.5	100.0	小 計
1,617,748	11.2	—	2,084,906	8.4	—	2,185,640	7.1	—	3,156,054	7.3	—	地 方 債
218,707	1.5	—	349,564	1.4	—	334,256	1.1	—	544,616	1.3	—	繰 越 金
14,476,153	100.0	—	24,908,965	100.0	—	30,780,295	100.0	—	43,454,751	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
3,873,886	30.1	35.6	7,756,709	31.8	37.0	11,962,804	40.5	45.3	16,097,206	38.7	43.3	地 方 税
99,107	0.8	0.9	264,438	1.1	1.3	278,394	0.9	1.1	860,552	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
2,078,834	16.1	19.1	3,789,609	15.6	18.1	4,160,273	14.1	15.8	6,438,402	15.5	17.3	地 方 交 付 税
2,642,924	20.5	24.3	5,261,423	21.6	25.1	4,898,428	16.6	18.6	5,203,843	12.5	14.0	国 県 支 出 金
2,179,654	16.9	20.0	3,884,201	15.9	18.5	5,097,793	17.3	19.3	8,535,928	20.5	23.0	そ の 他
10,874,405	84.4	100.0	20,956,380	86.0	100.0	26,397,692	89.4	100.0	37,135,931	89.3	100.0	小 計
1,642,115	12.7	—	2,753,424	11.3	—	2,422,280	8.2	—	3,260,156	7.8	—	地 方 債
373,871	2.9	—	657,027	2.7	—	717,416	2.4	—	1,185,823	2.9	—	繰 越 金
12,890,391	100.0	—	24,366,831	100.0	—	29,537,388	100.0	—	41,581,910	100.0	—	市 町 村 計
												純計
8,154,841	31.3	36.6	15,893,808	34.0	38.7	23,316,473	40.6	44.9	33,450,373	41.6	46.2	地 方 税
248,157	1.0	1.1	440,052	0.9	1.1	461,502	0.8	0.9	1,662,693	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
4,471,052	17.2	20.1	8,113,971	17.3	19.8	9,449,937	16.4	18.2	14,327,988	17.8	19.8	地 方 交 付 税
5,832,673	22.4	26.2	10,529,029	22.5	25.6	10,443,295	18.2	20.1	10,655,360	13.3	14.7	国 庫 支 出 金 等
3,565,220	13.7	16.0	6,087,717	13.0	14.8	8,250,550	14.4	15.9	12,325,267	15.3	17.0	そ の 他
22,271,943	85.5	100.0	41,064,576	87.7	100.0	51,921,757	90.3	100.0	72,421,681	90.1	100.0	小 計
3,179,896	12.2	—	4,731,907	10.1	—	4,499,125	7.8	—	6,257,893	7.8	—	地 方 債
592,578	2.3	—	1,006,591	2.2	—	1,051,673	1.8	—	1,730,440	2.2	—	繰 越 金
26,044,417	100.0	—	46,803,074	100.0	—	57,472,555	100.0	—	80,410,014	100.0	—	合 計

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その3）

区 分	平成7年度			平成12年度			平成17年度			平成22年度			
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
都道府県													
地 方 税	15,728,741	29.3	35.8	17,456,122	32.1	36.9	17,137,360	35.2	40.6	15,932,318	31.8	38.3	
地 方 譲 与 税	870,597	1.6	2.0	132,292	0.2	0.3	853,575	1.8	2.0	1,593,264	3.2	3.8	
地方特例交付金	—	—	—	251,731	0.5	0.5	872,575	1.8	2.1	156,631	0.3	0.4	
地 方 交 付 税	8,436,385	15.7	19.2	11,782,870	21.7	24.9	9,221,643	18.9	21.9	8,766,464	17.5	21.1	
国庫支出金	9,943,539	18.5	22.7	9,597,479	17.6	20.3	6,583,581	13.5	15.6	6,253,231	12.5	15.0	
そ の 他	8,907,523	16.6	20.3	8,048,294	14.8	17.0	7,521,993	15.4	17.8	8,853,942	17.7	21.3	
小 計	43,886,785	81.7	100.0	47,268,788	86.9	100.0	42,190,727	86.6	100.0	41,555,850	83.0	100.0	
地 方 債	9,061,181	16.9	—	6,268,159	11.5	—	5,709,473	11.7	—	7,809,867	15.6	—	
繰 越 金	782,254	1.5	—	877,931	1.6	—	794,318	1.6	—	700,395	1.4	—	
都 道 府 県 計	53,730,220	100.0	—	54,414,878	100.0	—	48,694,518	100.0	—	50,066,112	100.0	—	
市町村													
地 方 税	17,946,236	33.6	40.8	18,090,312	34.3	38.9	17,667,049	35.0	39.7	18,384,012	34.1	38.9	
地 方 譲 与 税	1,068,744	2.0	2.4	487,884	0.9	1.0	995,387	2.0	2.2	475,925	0.9	1.0	
地方特例交付金	—	—	—	662,283	1.3	1.4	645,431	1.3	1.5	226,534	0.4	0.5	
地 方 交 付 税	7,716,489	14.5	17.5	9,993,551	18.9	21.5	7,737,076	15.3	17.4	8,427,087	15.6	17.8	
国 県 支 出 金	7,639,692	14.3	17.4	7,167,202	13.6	15.4	7,456,398	14.8	16.8	10,973,476	20.4	23.2	
そ の 他	9,642,551	18.1	21.9	10,122,432	19.2	21.8	9,958,796	19.7	22.4	8,815,047	16.4	18.6	
小 計	44,013,712	82.5	100.0	46,523,664	88.1	100.0	44,460,137	88.1	100.0	47,302,081	87.8	100.0	
地 方 債	8,056,396	15.1	—	4,905,348	9.3	—	4,718,975	9.3	—	5,184,960	9.6	—	
繰 越 金	1,295,281	2.4	—	1,375,171	2.6	—	1,299,494	2.6	—	1,366,984	2.5	—	
市 町 村 計	53,365,389	100.0	—	52,804,183	100.0	—	50,478,606	100.0	—	53,854,025	100.0	—	
純計													
地 方 税	33,674,977	33.2	40.9	35,546,434	35.4	40.9	34,804,409	37.4	43.3	34,316,330	35.2	41.6	
地 方 譲 与 税	1,939,341	1.9	2.4	620,177	0.6	0.7	1,848,962	2.0	2.3	2,069,189	2.1	2.5	
地方特例交付金	—	—	—	914,014	0.9	1.1	1,518,006	1.6	1.9	383,165	0.4	0.5	
地 方 交 付 税	16,152,873	15.9	19.6	21,776,420	21.7	25.1	16,958,719	18.2	21.1	17,193,551	17.6	20.8	
国庫支出金等	14,990,785	14.8	18.2	14,379,450	14.3	16.5	11,809,626	12.7	14.7	14,234,558	14.6	17.3	
そ の 他	15,501,852	15.3	18.8	13,669,359	13.6	15.7	13,526,590	14.6	16.8	14,277,809	14.6	17.3	
小 計	82,259,828	81.2	100.0	86,905,854	86.7	100.0	80,466,312	86.6	100.0	82,474,602	84.6	100.0	
地 方 債	16,978,240	16.8	—	11,116,145	11.1	—	10,376,345	11.2	—	12,969,520	13.3	—	
繰 越 金	2,077,535	2.1	—	2,253,102	2.2	—	2,093,812	2.3	—	2,067,379	2.1	—	
合 計	101,315,603	100.0	—	100,275,101	100.0	—	92,936,469	100.0	—	97,511,501	100.0	—	

(単位 百万円)

平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
15,735,438	30.2	35.6	16,116,742	31.6	37.8	16,809,190	32.6	38.8	17,794,000	34.4	40.4	都道府県
1,703,659	3.3	3.9	1,830,934	3.6	4.3	2,136,827	4.1	4.9	2,534,609	4.9	5.8	地 方 税
143,621	0.3	0.3	50,987	0.1	0.1	50,209	0.1	0.1	47,675	0.1	0.1	地 方 譲 与 税
9,697,663	18.6	22.0	9,317,127	18.3	21.9	8,848,887	17.2	20.4	8,878,785	17.2	20.2	地 方 特 例 交 付 金
7,795,672	14.9	17.7	6,583,149	12.9	15.5	7,342,456	14.2	16.9	6,396,163	12.4	14.5	地 方 交 付 税
9,079,146	17.4	20.6	8,703,113	17.1	20.4	8,169,992	15.8	18.8	8,410,523	16.3	19.1	国 庫 支 出 金
44,155,199	84.7	100.0	42,602,052	83.6	100.0	43,357,561	84.1	100.0	44,061,755	85.2	100.0	そ の 他
7,021,238	13.5	—	7,173,683	14.1	—	6,781,018	13.1	—	6,143,605	11.9	—	小 計
970,018	1.9	—	1,161,494	2.3	—	1,434,039	2.8	—	1,489,597	2.9	—	地 方 債
52,146,455	100.0	—	50,937,229	100.0	—	51,572,618	100.0	—	51,694,957	100.0	—	繰 越 金
												都 道 府 県 計
												市町村
18,435,978	33.7	38.0	18,344,018	32.7	37.2	18,565,095	32.6	37.3	18,991,451	32.7	37.4	地 方 税
466,252	0.9	1.0	440,546	0.8	0.9	422,015	0.7	0.8	402,257	0.7	0.8	地 方 譲 与 税
220,399	0.4	0.5	76,480	0.1	0.2	75,313	0.1	0.2	71,513	0.1	0.1	地 方 特 例 交 付 金
9,054,605	16.5	18.7	8,972,699	16.0	18.2	8,746,566	15.3	17.6	8,552,643	14.7	16.8	地 方 交 付 税
11,526,036	21.0	23.8	12,313,036	21.9	25.0	12,619,537	22.1	25.4	12,780,929	22.0	25.2	国 庫 支 出 金
8,766,662	16.0	18.1	9,155,891	16.3	18.6	9,317,641	16.3	18.7	9,993,266	17.2	19.7	そ の 他
48,469,932	88.5	100.0	49,302,670	87.8	100.0	49,746,167	87.2	100.0	50,792,059	87.4	100.0	小 計
4,778,775	8.7	—	5,194,526	9.3	—	5,525,970	9.7	—	5,398,835	9.3	—	地 方 債
1,527,639	2.8	—	1,648,155	2.9	—	1,756,383	3.1	—	1,939,645	3.3	—	繰 越 金
54,776,346	100.0	—	56,145,351	100.0	—	57,028,520	100.0	—	58,130,539	100.0	—	市 町 村 計
												純計
34,171,416	34.1	39.8	34,460,760	34.5	40.7	35,374,285	35.0	41.3	36,785,451	36.0	42.2	地 方 税
2,169,911	2.2	2.5	2,271,480	2.3	2.7	2,558,842	2.5	3.0	2,936,867	2.9	3.4	地 方 譲 与 税
364,020	0.4	0.4	127,467	0.1	0.2	125,522	0.1	0.1	119,188	0.1	0.1	地 方 特 例 交 付 金
18,752,268	18.7	21.9	18,289,826	18.3	21.6	17,595,454	17.4	20.5	17,431,428	17.1	20.0	地 方 交 付 税
15,961,503	16.0	18.6	15,459,306	15.5	18.3	16,447,021	16.3	19.2	15,461,868	15.1	17.7	国 庫 支 出 金 等
14,392,600	14.4	16.8	14,086,462	14.1	16.6	13,523,439	13.4	15.8	14,400,967	14.1	16.5	そ の 他
85,811,718	85.8	100.0	84,695,301	84.8	100.0	85,624,563	84.7	100.0	87,135,769	85.4	100.0	小 計
11,760,270	11.8	—	12,337,932	12.4	—	12,284,850	12.2	—	11,518,456	11.3	—	地 方 債
2,497,658	2.5	—	2,809,649	2.8	—	3,190,422	3.2	—	3,429,242	3.4	—	繰 越 金
100,069,646	100.0	—	99,842,882	100.0	—	101,099,835	100.0	—	102,083,467	100.0	—	合 計

10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その1）

区 分	昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,766	12.8
（個人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	12,511	8.5
（法人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,255	4.3
事業税	36,569	52.5	84,641	70.0	86,848	68.8	91,142	69.3	88,605	60.4
（個人分）	25,225	36.2	27,038	22.4	28,872	22.9	31,500	23.9	24,714	16.8
（法人分）	11,344	16.3	57,603	47.6	57,976	45.9	59,642	45.3	63,891	43.5
特別所得税	1,586	2.3	1,875	1.6	1,549	1.2	1,737	1.3	—	—
不動産取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	2,096	1.4
道府県たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	9,082	6.2
入場税	13,290	19.1	18,331	15.2	20,600	16.3	18,980	14.4	—	—
娯楽施設利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	1,704	1.2
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	8,257	11.8	11,240	9.3	13,178	10.4	14,264	10.8	14,085	9.6
自動車税	1,778	2.6	1,984	1.6	2,433	1.9	4,201	3.2	6,283	4.3
鋳区税	274		335		329		383		414	
漁業権税	48		50		—		—		—	
狩猟者税	294		366		308		351		315	
法定外普通税	220	11.8	264	2.3	339	1.3	251	0.9	261	3.8
道府県固定資産税	—		—		—		—		—	
旧法による税	7,331		1,782		672		258		4,580	
水利地益税	50		23		5		2		—	
軽油引取税	—		—		—		—		—	
計	69,697	100.0	120,891	100.0	126,261	100.0	131,569	100.0	146,731	100.0
市町村税										
市町村民税	46,459	39.2	63,505	42.0	76,127	41.9	87,946	43.0	73,427	33.5
個人均等割	8,510	7.2	8,343	5.5	8,110	4.5	8,738	4.3	7,106	3.2
所得割	37,942	32.0	38,607	25.5	47,452	26.1	54,524	26.7	46,696	21.3
法人均等割	不明	—	不明	—	719	0.4	754	0.4	789	0.4
法人税割	—	—	16,555	10.9	19,846	10.9	23,930	11.7	18,836	8.6
固定資産税	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
土地	18,670	15.7	23,341	15.4	27,659	15.2	30,751	15.0	34,489	15.7
家屋	20,019	16.9	29,768	19.7	36,412	20.1	40,302	19.7	44,282	20.2
償却資産	8,915	7.5	12,081	8.0	16,619	9.2	19,130	9.4	20,601	9.4
純固定資産税小計	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自転車荷車税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	1.8
自転車税	1,685	2.4	1,887	2.0	2,126	1.8	2,400	1.8	—	—
荷車税	1,175		1,189		1,229		1,245		—	—
軽自動車税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,643	8.5
電気ガス税	5,917	5.0	10,348	6.8	14,900	8.2	17,001	8.3	18,644	8.5
鋳産税	684	0.6	1,576	1.0	1,824	1.0	1,670	0.8	1,629	0.7
木材引取税	386	0.3	849	0.6	1,013	0.6	1,392	0.7	1,305	0.6
入湯税	62	0.1	111	0.1	132	0.1	192	0.1	240	0.1
広告税	166	0.1	218	0.1	84	0.0	—	—	—	—
接客人税	98	0.1	139	0.1	34	0.0	—	—	—	—
法定外普通税	294		484		323		814		843	
旧法による税	13,820	11.9	5,556	4.0	2,652	1.6	1,281	1.0	722	0.7
入湯税（目的税）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水利地益税	226		303		349		339		305	
共同施設税	8	0.2	17	0.2	22	0.2	21	0.2	18	0.1
計	118,584	100.0	151,372	100.0	181,505	100.0	204,484	100.0	219,158	100.0
地方税	188,281	—	272,263	—	307,766	—	336,053	—	365,889	—

(注) 1 各年度とも決算額である。  
 2 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。  
 3 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。  
 4 東京都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。  
 5 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

(単位 百万円)

昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度		昭和34年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道府県税
23,692	16.1	28,577	15.4	36,921	16.0	35,864	15.8	40,866	15.5	道府県民税
13,957	9.5	15,097	8.2	17,750	7.7	18,796	8.3	19,085	7.2	(個人分)
9,735	6.6	13,480	7.3	19,171	8.3	17,068	7.5	21,781	8.3	(法人分)
80,573	54.8	96,953	52.4	124,544	54.1	115,236	50.7	134,652	51.0	事業税
20,181	13.7	17,755	9.6	16,122	7.0	17,900	7.9	12,922	4.9	(個人分)
60,392	41.1	79,198	42.8	108,422	47.1	97,336	42.8	121,730	46.1	(法人分)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特別所得税
5,216	3.5	6,663	3.6	8,411	3.7	10,241	4.5	10,741	4.1	不動産取得税
9,596	6.5	18,936	10.2	19,950	8.7	21,032	9.2	22,429	8.5	道府県たばこ消費税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入場税
1,478	1.0	1,483	0.8	1,832	0.8	2,280	1.0	2,755	1.0	娯楽施設利用税
15,111	10.3	17,210	9.3	18,170	7.9	19,053	8.4	22,638	8.6	料理飲食等消費税 (遊興飲食税)
7,852	5.3	8,614	4.7	10,184	4.4	10,606	4.7	12,139	4.6	自動車税
474	—	542	—	605	—	694	—	810	—	漁業権税
331	—	341	—	351	—	373	—	387	—	狩猟者税
321	2.4	408	2.3	730	1.9	690	2.2	387	1.8	法定外普通税
2,155	—	2,819	—	2,373	—	3,087	—	3,099	—	道府県固定資産税
260	—	141	—	361	—	62	—	51	—	旧法による税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	水利地益税
—	—	2,430	1.3	5,763	2.5	8,164	3.6	12,909	4.9	軽油引取税
147,059	100.0	185,117	100.0	230,195	100.0	227,382	100.0	263,863	100.0	計
										市町村税
73,956	31.5	83,892	31.7	94,657	31.9	93,871	29.7	104,862	30.2	市町村民税
7,692	3.3	7,731	2.9	8,389	2.8	8,565	2.7	8,900	2.6	個人均等割
49,841	21.3	54,492	20.6	56,404	19.0	58,616	18.5	61,240	17.6	所均等割
916	0.4	638	0.2	1,052	0.4	1,156	0.4	1,249	0.4	法人均等割
15,507	6.6	21,031	7.9	28,812	9.7	25,534	8.1	33,473	9.6	法人税割
110,401	47.1	122,510	46.3	134,690	45.4	148,420	46.9	160,123	46.1	固定資産税
43,305	18.5	45,324	17.1	46,003	15.5	49,873	15.8	50,756	14.6	土地
46,463	19.8	49,618	18.7	52,957	17.8	57,259	18.1	62,104	17.9	家屋
20,633	8.8	22,210	8.4	25,409	8.6	30,366	9.6	35,660	10.3	償却資産
110,401	47.1	117,152	44.2	124,369	41.9	137,498	43.4	148,520	42.8	純固定資産税小計
—	—	1,047	0.4	1,259	0.4	1,470	0.5	1,456	0.4	交付金
—	—	4,311	1.6	9,062	3.1	9,452	3.0	10,147	2.9	納付金
4,564	1.9	4,992	1.9	5,344	1.8	—	—	—	—	自転車荷車税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自転車税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	荷車税
—	—	—	—	—	—	2,042	0.6	2,744	0.8	軽自動車税
19,225	8.2	21,090	8.0	22,401	7.5	28,699	9.1	30,776	8.9	市町村たばこ消費税
21,518	9.2	23,760	9.0	27,123	9.1	29,684	9.4	33,935	9.8	電気ガス税
1,731	0.7	2,040	0.8	2,305	0.8	2,099	0.7	2,150	0.6	鉱産税
1,488	0.6	1,981	0.7	2,231	0.8	1,878	0.6	1,815	0.5	木材引取税
280	0.1	346	0.1	37	0.0	—	—	—	—	入湯税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	広告税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	接客人税
504	0.2	526	0.2	539	0.2	535	0.2	542	0.2	法定外普通税
428	0.2	221	0.1	148	0.0	400	0.1	232	0.1	旧法による税
—	—	—	—	350	—	441	—	547	—	入湯税(目的税)
—	—	3,149	—	6,858	—	8,197	—	9,053	—	都市計画税
318	—	284	—	279	—	267	—	280	—	水利地益税
19	0.1	17	—	33	—	17	—	16	—	共同施設税
234,432	100.0	264,808	100.0	296,995	100.0	316,550	100.0	347,075	100.0	計
381,491	—	449,925	—	527,190	—	543,932	—	610,938	—	地方税

6 昭和49年度において電気ガス税は電気税とガス税に分離された。

7 昭和54年度において狩猟免許税は狩猟者登録税に改称され、平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税が創設された。

8 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税は、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

9 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。

10 平成21年度において自動車取得税及び軽油引取税は目的税から普通税に改められた。

11 構成比率は、項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その2）

区 分	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	52,182	15.0	66,634	15.0	99,065	19.0	124,670	20.6	151,338	21.3
個人均等割	20,893	6.0	27,245	6.1	55,488	10.6	75,778	12.5	98,388	13.9
所得割										
法人均等割	31,289	9.0	39,389	8.9	43,577	8.3	48,892	8.1	52,950	7.5
法人税割										
事業税	188,707	54.1	240,789	54.2	265,888	50.9	297,503	49.1	326,656	46.0
（個人分）	15,183	4.4	19,251	4.3	17,703	3.4	20,412	3.4	22,231	3.1
（法人分）	173,524	49.7	221,538	49.9	248,185	47.5	277,091	45.8	304,425	42.9
不動産取得税	13,671	3.9	17,080	3.8	19,869	3.8	20,576	3.4	32,878	4.6
道府県たばこ消費税	24,906	7.1	28,137	6.3	33,670	6.4	36,477	6.0	39,811	5.6
娯楽施設利用税	3,332	1.0	4,410	1.0	5,511	1.1	6,578	1.1	7,998	1.1
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	28,326	8.1	34,290	7.7	34,847	6.7	43,107	7.1	50,344	7.1
自動車税	14,665	4.2	18,903	4.3	22,404	4.3	28,157	4.7	35,806	5.0
鉦 区 税	928	1.7	935	1.6	909	1.5	874	1.0	829	0.9
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	430		539		600		341		355	
法定外普通税	422		474		558		561		586	
道府県固定資産税	4,105		4,926		5,824		4,545		4,441	
旧法による税	33		77		40		18		20	
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	17,241	4.9	26,984	6.1	33,400	6.4	41,737	6.9	58,293	8.3
入 猟 税	—	—	—	—	—	—	299		305	
計	348,948	100.0	444,178	100.0	522,585	100.0	605,443	100.0	709,660	100.0
市町村税										
市町村民税	128,033	32.4	160,645	34.7	199,736	37.4	234,394	38.6	271,871	39.4
個人均等割	9,106	2.3	9,429	2.0	9,950	1.9	10,470	1.7	10,795	1.6
所得割	69,648	17.6	89,825	19.4	122,284	22.9	147,887	24.3	177,928	25.8
法人均等割	1,369	0.3	1,470	0.3	1,584	0.3	1,740	0.3	1,924	0.3
法人税割	47,910	12.1	59,921	13.0	65,918	12.3	74,297	12.2	81,224	11.8
固定資産税	172,264	43.6	192,567	41.7	213,615	40.0	239,196	39.4	267,841	38.8
土地	51,571	13.0	56,143	12.1	56,734	10.6	57,502	9.5	64,436	9.3
家 屋	68,038	17.2	75,567	16.3	84,253	15.8	94,684	15.6	105,500	15.3
償却資産	40,413	10.2	47,967	10.4	58,534	11.0	71,589	11.8	80,653	11.7
純固定資産税小計	160,022	40.5	179,677	38.9	199,521	37.4	223,775	36.8	250,589	36.3
交付金	1,564	0.4	1,782	0.4	2,105	0.4	2,113	0.3	2,468	0.4
納付金	10,678	2.7	11,108	2.4	11,989	2.2	13,308	2.2	14,784	2.1
軽自動車税	3,764	1.0	5,353	1.2	6,995	1.3	8,788	1.4	10,531	1.5
市町村たばこ消費税	34,290	8.7	38,697	8.4	45,088	8.4	53,941	8.9	65,926	9.6
電気ガス税	40,933	10.4	46,919	10.1	49,227	9.2	49,900	8.2	49,947	7.2
鉦 産 税	2,298	0.6	2,430	0.5	2,326	0.4	2,316	0.4	2,363	0.7
木材引取税	1,963	0.5	2,113	0.5	2,084	0.4	2,176	0.4	2,325	
法定外普通税	556	0.1	621	0.1	637	0.1	748	0.1	785	0.1
旧法による税	145	0.0	84	0.0	53	0.0	24	0.0	17	0.0
入 湯 税	635	2.8	745	2.8	886	2.7	1,028	2.6	1,197	2.7
都市計画税	10,108		11,793		13,123		14,573		16,799	
水利地益税	283		312		308		312		309	
共同施設税	16		18		20		21		26	
計	395,288	100.0	462,297	100.0	534,098	100.0	607,417	100.0	689,937	100.0
地方税	744,236	—	906,475	—	1,056,683	—	1,212,860	—	1,399,597	—

(単位 百万円)

昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		区 分	
税 額	比率										
	%		%		%		%		%	道府県税	
175,775	22.5	201,930	22.2	247,073	21.8	285,124	20.2	326,116	18.9	道府県民税	
122,914	15.7	140,380	15.4	167,899	14.8	185,392	13.2	3,215	0.2	{ 個人均等割 所得割	
								197,116	11.4		
52,861	6.8	61,550	6.8	79,174	7.0	99,732	7.1	673	0.0	{ 法人均等割 法人税割	
								125,112	7.2		
329,851	42.2	386,679	42.4	493,495	43.6	621,925	44.1	779,486	45.1	事業税	
25,284	3.2	29,405	3.2	34,717	3.1	42,205	3.0	47,923	2.8	(個人分)	
304,567	38.9	357,274	39.2	458,778	40.6	579,720	41.1	731,563	42.3	(法人分)	
41,374	5.3	42,350	4.6	50,240	4.4	57,132	4.1	68,751	4.0	不動産取得税	
43,966	5.6	48,320	5.3	61,044	5.4	65,223	4.6	79,909	4.6	道府県たばこ消費税	
9,483	1.2	13,097	1.4	16,185	1.4	18,810	1.3	22,090	1.3	娯楽施設利用税	
55,917	7.1	65,263	7.2	77,575	6.9	92,674	6.6	107,411	6.2	{ 料理飲食等消費税 (遊興飲食税)	
54,905	7.0	69,078	7.6	87,815	7.8	111,622	7.9	141,096	8.2	自動車税	
825	} 0.7	802	} 0.7	846	} 0.4	878	} 0.3	861	} 0.3	}	鉾 区 税
393		435		491		546		604			{ 狩猟者登録税 (狩猟免許税)
635		520		645		317		48			
3,944		4,436		2,613		2,555		2,815			法定外普通税
15		2		1		1		15			道府県固定資産税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	旧法による税	
64,890	} 8.3	77,954	} 8.6	92,603	8.2	108,522	7.7	126,601	7.3	自動車取得税	
327		357		393	0.0	431	0.0	473	0.0	軽油引取税	
782,300	100.0	911,223	100.0	1,131,019	100.0	1,408,936	100.0	1,727,613	100.0	入 猟 税	
										計	
										市町村税	
304,648	39.7	341,118	39.8	418,568	41.1	486,949	41.6	562,199	41.3	市町村民税	
11,306	1.5	11,445	1.3	11,784	1.2	12,104	1.0	12,469	0.9	個人均等割	
208,737	27.2	229,096	26.7	277,944	27.3	312,657	26.7	345,715	25.4	所得割	
1,755	0.2	2,052	0.2	2,735	0.3	3,280	0.3	3,511	0.3	法人均等割	
82,850	10.8	98,525	11.5	126,105	12.4	158,908	13.6	200,504	14.7	法人税割	
296,385	38.6	329,870	38.5	369,420	36.3	423,819	36.2	491,882	36.1	固定資産税	
65,484	8.5	72,519	8.5	84,508	8.3	100,105	8.5	119,634	8.8	土地	
121,038	15.8	136,402	15.9	151,861	14.9	174,501	14.9	200,838	14.7	家 屋	
90,803	11.8	97,910	11.4	106,810	10.5	120,124	10.3	141,975	10.4	償却資産	
277,325	36.2	306,831	35.8	343,179	33.7	394,730	33.7	462,447	33.9	純固定資産税小計	
2,696	0.4	3,301	0.4	4,482	0.4	5,194	0.4	5,555	0.4	交付金	
16,364	2.1	19,738	2.3	21,759	2.1	23,895	2.0	23,880	1.8	納付金	
12,516	1.6	14,073	1.6	15,946	1.6	18,262	1.6	20,887	1.5	軽自動車税	
73,169	9.5	80,516	9.4	107,338	10.5	114,950	9.8	140,121	10.3	市町村たばこ消費税	
53,966	7.0	59,804	7.0	67,319	6.6	75,104	6.4	85,755	6.3	電気ガス税	
2,420	} 0.6	2,506	} 0.6	2,551	0.3	2,522	0.2	2,566	0.2	}	鉾 産 税
2,497		2,628		2,709	0.3	2,711	0.2	2,595	0.2		
812	0.1	852	0.1	945	0.1	1,234	0.1	1,424	0.1	木材引取税	
12	0.0	19	0.0	10	0.0	6	0.0	2	0.0	法定外普通税	
1,356	} 2.7	1,469	} 3.0	1,646	} 3.3	1,869	} 3.9	2,047	} 4.0	}	旧法による税
19,012		24,208		31,759		43,457		52,785			入 湯 税
302		297		290		306		300			都市計画税
26		4		3		3		3			水利地益税
767,121	100.0	857,364	100.0	1,018,504	100.0	1,171,192	100.0	1,362,566	100.0	共同施設税	
										計	
1,549,421	—	1,768,587	—	2,149,523	—	2,580,128	—	3,090,179	—	地 方 税	

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その3）

区 分	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	409,139	19.4	482,603	21.1	591,539	22.3	776,021	22.1	1,018,001	23.8
個人均等割	3,483	0.2	3,580	0.2	3,683	0.1	3,770	0.1	3,766	0.1
所得割	249,095	11.8	323,677	14.2	406,009	15.3	504,255	14.4	686,321	16.1
法人均等割	714	0.0	770	0.0	825	0.0	903	0.0	951	0.0
法人税割	155,847	7.4	154,576	6.8	181,022	6.8	267,093	7.6	326,963	7.7
事業税	969,688	45.9	972,902	42.6	1,108,630	41.7	1,601,267	45.7	1,972,052	46.2
（個人分）	58,238	2.8	70,842	3.1	60,899	2.3	60,901	1.7	50,387	1.2
（法人分）	911,450	43.2	902,060	39.5	1,047,731	39.4	1,540,366	43.9	1,921,665	45.0
不動産取得税	94,915	4.5	106,523	4.7	112,372	4.2	154,111	4.4	174,563	4.1
道府県たばこ消費税	88,054	4.2	96,271	4.2	106,812	4.0	115,911	3.3	128,509	3.0
娯楽施設利用税	28,461	1.3	41,637	1.8	51,495	1.9	48,081	1.4	47,224	1.1
料理飲食等消費税	123,299	5.8	140,165	6.1	166,195	6.3	209,145	6.0	247,343	5.8
自動車税	171,388	8.1	202,613	8.9	243,709	9.2	291,155	8.3	330,591	7.7
鉱区税	822		792		731		660		621	
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	667		1,724		1,719		1,819		1,977	
法定外普通税	56	0.2	2	0.2	107	0.2	171	0.1	171	0.1
道府県固定資産税	3,542		2,946		1,853		1,815		2,582	
旧法による税	6		4		101		110		33	
自動車取得税	76,396	3.6	77,990	3.4	93,916	3.5	102,932	2.9	153,983	3.6
軽油引取税	144,188	6.8	155,631	6.8	176,616	6.6	202,279	5.8	192,362	4.5
入猟税	515	0.0	1,361	0.1	1,352	0.1	1,407	0.0	1,503	0.0
計	2,111,136	100.0	2,283,164	100.0	2,657,147	100.0	3,506,884	100.0	4,271,515	100.0
市町村税										
市町村民税	706,766	43.1	850,240	43.5	1,062,157	45.2	1,361,262	45.6	1,973,295	49.8
個人均等割	12,721	0.8	13,503	0.7	14,409	0.6	14,493	0.5	14,595	0.4
所得割	431,563	26.3	571,548	29.3	733,762	31.3	883,300	29.6	1,252,622	31.6
法人均等割	3,773	0.2	4,055	0.2	4,319	0.2	4,687	0.2	5,081	0.1
法人税割	258,709	15.8	261,134	13.4	309,667	13.2	458,782	15.4	700,997	17.7
固定資産税	576,702	35.2	694,899	35.6	827,523	35.3	1,056,386	35.4	1,269,686	32.0
土地	150,947	9.2	192,996	9.9	249,564	10.6	398,804	13.4	500,916	12.6
家屋	225,514	13.8	264,439	13.5	306,542	13.1	359,395	12.0	428,525	10.8
償却資産	167,904	10.2	202,104	10.4	231,971	9.9	253,500	8.5	288,915	7.3
純固定資産税小計	544,365	33.2	659,539	33.8	788,077	33.6	1,011,699	33.9	1,218,356	30.7
交付金	6,432	0.4	7,231	0.4	8,404	0.4	9,927	0.3	12,149	0.3
納付金	25,905	1.6	28,129	1.4	31,042	1.3	34,760	1.2	39,181	1.0
軽自動車税	23,849	1.5	26,207	1.3	27,800	1.2	28,519	1.0	27,892	0.7
市町村たばこ消費税	154,850	9.4	169,154	8.7	187,497	8.0	203,758	6.8	225,698	5.7
電気税 （電気ガス税）	97,828	6.0	108,440	5.6	122,106	5.2	130,154	4.4	—	—
ガス税	—	—	—	—	—	—	—	—	16,416	0.4
鉱産税	2,425	0.1	2,219	0.1	1,980	0.1	2,063	0.1	2,409	0.1
木材引取税	2,518	0.2	2,405	0.1	2,545	0.1	2,811	0.1	2,814	0.1
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	17,456	0.6	107,595	2.7
法定外普通税	1,787	0.1	2,161	0.1	2,881	0.1	3,666	0.1	4,066	0.1
旧法による税	1	0.0	1	0.0	920	0.0	157	0.0	111	0.0
入湯税	2,173		3,651		4,263		4,513		4,504	
事業所税	—		—		—		—		—	
都市計画税	70,309	4.4	92,901	5.0	107,329	4.8	173,398	6.0	184,204	4.8
水利地益税	321		302		334		260		260	
共同施設税	3		2		0		0		—	
計	1,639,532	100.0	1,952,582	100.0	2,347,335	100.0	2,984,403	100.0	3,965,989	100.0
地方税	3,750,668	—	4,235,746	—	5,004,482	—	6,491,287	—	8,237,504	—

(単位 百万円)

昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
989,039	25.6	1,177,522	26.2	1,336,493	26.0	1,521,326	27.0	1,740,659	26.4	道府県民税
3,835	0.1	9,859	0.2	10,532	0.2	10,740	0.2	10,885	0.2	個人均等割
735,450	19.0	850,039	18.9	951,133	18.5	1,109,548	19.7	1,247,574	18.9	所得割
968	0.0	2,618	0.1	4,653	0.1	7,246	0.1	8,672	0.1	法人均等割
248,786	6.4	315,006	7.0	370,175	7.2	393,791	7.0	473,528	7.2	法人税割
1,501,517	38.8	1,691,578	37.6	1,944,507	37.9	2,065,839	36.6	2,493,292	37.8	事業税
47,994	1.2	44,608	1.0	46,191	0.9	52,474	0.9	63,630	1.0	(個人分)
1,453,523	37.6	1,646,970	36.6	1,898,316	37.0	2,013,365	35.7	2,429,663	36.8	(法人分)
181,365	4.7	174,463	3.9	201,088	3.9	209,361	3.7	243,794	3.7	不動産取得税
135,590	3.5	138,527	3.1	209,668	4.1	214,193	3.8	221,407	3.4	道府県たばこ消費税
50,043	1.3	52,590	1.2	59,740	1.2	65,624	1.2	68,132	1.0	娯楽施設利用税
267,453	6.9	290,557	6.5	317,908	6.2	338,668	6.0	366,920	5.6	料理飲食等消費税
368,893	9.5	517,893	11.5	551,567	10.7	625,644	11.1	739,260	11.2	自動車税
592		530		993		961		1,029		鉱区税
1,993		2,067		3,686		3,997		3,577		狩猟者登録税
183	0.1	355	0.1	821	0.2	3,401	0.2	4,589	0.2	(狩猟免許税)
2,072		3,461		5,549		5,457		4,790		法定外普通税
6		4		1		3		0		道府県固定資産税
174,990	4.5	188,018	4.2	210,076	4.1	254,268	4.5	281,635	4.3	旧法による税
193,967	5.0	263,793	5.9	291,771	5.7	326,676	5.8	428,312	6.5	自動車取得税
1,521	0.0	1,560	0.0	2,810	0.1	3,004	0.1	2,678	0.0	軽油引取税
3,869,224	100.0	4,502,918	100.0	5,136,678	100.0	5,638,421	100.0	6,600,075	100.0	入猟税
										計
										市町村税
1,980,353	46.2	2,362,592	46.7	2,707,475	46.1	3,112,088	47.2	3,588,366	48.3	市町村民税
14,098	0.3	38,300	0.8	40,756	0.7	41,403	0.6	42,038	0.6	個人均等割
1,345,536	31.4	1,574,035	31.1	1,795,773	30.6	2,125,260	32.2	2,417,565	32.5	所得割
5,074	0.1	13,585	0.3	22,527	0.4	31,228	0.5	36,862	0.5	法人均等割
615,645	14.4	736,672	14.6	848,419	14.5	914,196	13.9	1,091,901	14.7	法人税割
1,547,437	36.1	1,795,123	35.5	2,053,930	35.0	2,256,804	34.2	2,522,602	33.9	固定資産税
653,862	15.3	780,352	15.4	913,543	15.6	983,608	14.9	1,102,052	14.8	土地
506,780	11.8	592,621	11.7	680,019	11.6	774,090	11.7	877,670	11.8	地
329,281	7.7	354,183	7.0	383,738	6.5	415,804	6.3	452,726	6.1	家屋
1,489,923	34.8	1,727,156	34.1	1,977,300	33.7	2,173,502	32.9	2,432,448	32.7	償却資産
13,630	0.3	16,295	0.3	19,322	0.3	21,168	0.3	22,475	0.3	純固定資産税小計
43,884	1.0	51,672	1.0	57,308	1.0	62,135	0.9	67,679	0.9	交付金
27,517	0.6	35,167	0.7	34,944	0.6	36,115	0.5	40,691	0.5	納付金
238,127	5.6	243,823	4.8	368,328	6.3	376,337	5.7	388,961	5.2	軽自動車税
148,164	3.5	182,836	3.6	217,130	3.7	229,395	3.5	251,012	3.4	市町村たばこ消費税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	電気ガス税
13,164	0.3	13,160	0.3	10,681	0.2	9,757	0.1	9,223	0.1	(電気ガス税)
2,779	0.1	3,508	0.1	3,818	0.1	3,689	0.1	3,967	0.1	ガス税
2,876	0.1	2,996	0.1	3,033	0.1	2,971	0.0	3,243	0.0	鉱産税
102,792	2.4	102,848	2.0	99,360	1.7	71,632	1.1	65,478	0.9	木材引取税
4,228	0.1	4,925	0.1	5,450	0.1	6,103	0.1	6,625	0.1	特別土地保有税
58	0.0	9	0.0	5	0.0	1	0.0	3	0.0	法定外普通税
7,153		8,790		9,318		12,677		13,172		旧法による税
15,206		80,149		102,311		108,304		113,084		入湯税
195,498	5.1	224,990	6.2	252,487	6.2	372,479	7.5	424,715	7.4	事業所税
265		257		267		282		294		都市計画税
—		—		—		—		—		水利地益税
4,285,617	100.0	5,061,173	100.0	5,868,537	100.0	6,598,632	100.0	7,431,436	100.0	共同施設税
8,154,841	—	9,564,091	—	11,005,216	—	12,237,054	—	14,031,511	—	計
										地方税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その4）

区 分	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	1,971,477	26.7	2,212,558	28.0	2,387,182	28.6	2,568,046	29.6	2,732,529	28.8
個人均等割	17,411	0.2	18,610	0.2	19,148	0.2	19,486	0.2	19,097	0.2
所得割	1,397,222	18.9	1,585,517	20.0	1,751,807	21.0	1,916,505	22.1	1,952,455	20.5
法人均等割	9,116	0.1	9,871	0.1	10,638	0.1	17,620	0.2	43,537	0.5
法人税割	547,729	7.4	598,560	7.6	605,589	7.3	614,435	7.1	717,440	7.5
利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	2,918,072	39.5	3,054,073	38.6	3,176,304	38.1	3,215,462	37.1	3,610,407	38.0
（個人分）	74,702	1.0	82,913	1.0	104,947	1.3	114,771	1.3	125,759	1.3
（法人分）	2,843,370	38.5	2,971,160	37.6	3,071,357	36.9	3,100,691	35.7	3,484,648	36.7
不動産取得税	282,137	3.8	299,456	3.8	335,627	4.0	374,486	4.3	398,212	4.2
道府県たばこ消費税	228,827	3.1	261,089	3.3	277,680	3.3	282,203	3.3	305,399	3.2
娯楽施設利用税	74,402	1.0	81,697	1.0	89,816	1.1	96,464	1.1	104,886	1.1
料理飲食等消費税	397,632	5.4	424,033	5.4	439,940	5.3	427,773	4.9	448,773	4.7
自動車税	780,615	10.6	814,678	10.3	844,560	10.1	867,046	10.0	1,014,364	10.7
鉦区税	1,009		967		910		958		935	
狩猟者登録税	3,398		3,204		2,961		3,048		2,865	
法定外普通税	5,140	0.2	5,111	0.2	8,661	0.3	11,575	0.3	14,700	0.3
道府県固定資産税	7,638		6,410		8,477		8,351		8,419	
旧法による税	2		0		0		0		0	
自動車取得税	270,340	3.7	282,971	3.6	293,215	3.5	317,336	3.7	330,806	3.5
軽油引取税	447,047	6.0	459,483	5.8	465,384	5.6	500,837	5.8	528,780	5.6
入猟税	2,536	0.0	2,387	0.0	2,203	0.0	2,198	0.0	2,070	0.0
計	7,390,272	100.0	7,908,117	100.0	8,332,920	100.0	8,675,783	100.0	9,503,145	100.0
市町村税										
市町村民税	4,187,071	49.2	4,757,452	50.5	5,184,651	50.4	5,593,497	50.1	6,012,801	50.1
個人均等割	52,936	0.6	55,033	0.6	56,492	0.5	57,695	0.5	56,501	0.5
所得割	2,837,147	33.4	3,258,730	34.6	3,612,301	35.1	3,964,997	35.5	4,047,309	33.8
法人均等割	37,852	0.4	40,260	0.4	42,012	0.4	77,647	0.7	181,969	1.5
法人税割	1,259,136	14.8	1,403,429	14.9	1,473,846	14.3	1,493,158	13.4	1,727,022	14.4
固定資産税	2,784,082	32.7	2,982,085	31.7	3,320,395	32.3	3,668,053	32.9	3,941,716	32.9
土地	1,191,484	14.0	1,220,582	13.0	1,372,254	13.3	1,530,870	13.7	1,606,295	13.4
家屋	994,187	11.7	1,105,063	11.7	1,230,947	12.0	1,354,907	12.1	1,485,354	12.4
償却資産	498,391	5.9	549,029	5.8	601,536	5.8	658,285	5.9	714,156	6.0
純固定資産税小計	2,684,062	31.6	2,874,674	30.5	3,204,737	31.1	3,544,062	31.7	3,805,805	31.7
交付金	25,082	0.3	26,827	0.3	30,087	0.3	32,692	0.3	34,665	0.3
納付金	74,938	0.9	80,585	0.9	85,571	0.8	91,299	0.8	101,246	0.8
軽自動車税	43,224	0.5	44,541	0.5	48,224	0.5	52,624	0.5	65,271	0.5
市町村たばこ消費税	402,018	4.7	458,785	4.9	487,785	4.7	495,838	4.4	536,575	4.5
電気税	372,231	4.4	410,411	4.4	422,441	4.1	457,569	4.1	489,383	4.1
ガス税	14,154	0.2	13,030	0.1	10,962	0.1	11,789	0.1	12,780	0.1
鉦産税	4,512	0.1	4,212	0.0	4,544	0.0	4,556	0.0	4,698	0.0
木材引取税	3,247	0.0	2,901	0.0	2,793	0.0	2,578	0.0	2,304	0.0
特別土地保有税	64,762	0.8	64,991	0.7	61,163	0.6	60,260	0.5	58,494	0.5
法定外普通税	7,254	0.1	7,769	0.1	7,964	0.1	8,540	0.1	9,360	0.1
旧法による税	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入湯税	13,024		13,021		13,232		13,001		13,533	
事業所税	138,557		162,656		176,859		180,556		188,230	
都市計画税	469,084	7.3	495,211	7.1	554,396	7.2	616,356	7.3	655,370	7.2
水利地益税	315		315		316		303		280	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	8,503,536	100.0	9,417,381	100.0	10,295,725	100.0	11,165,520	100.0	11,990,795	100.0
地方税	15,893,807	—	17,325,498	—	18,628,645	—	19,841,303	—	21,493,940	—

(単位 百万円)

昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		区 分
税 額	比率							
	%		%		%		%	道 府 県 税
2,951,256	28.9	3,093,448	29.2	3,448,532	28.8	4,020,859	29.0	道 府 県 民 税
26,634	0.3	27,371	0.3	27,784	0.2	28,435	0.2	個 人 均 等 割
2,073,605	20.3	2,228,715	21.1	2,409,502	20.1	2,477,100	17.8	所 得 割
54,399	0.5	55,732	0.5	57,985	0.5	61,522	0.4	法 人 均 等 割
796,618	7.8	781,630	7.4	953,261	8.0	1,100,125	7.9	法 人 税 割
—	—	—	—	—	—	353,677	2.5	利 子 割
3,937,043	38.6	3,936,037	37.2	4,726,382	39.4	5,779,715	41.6	事 業 税
129,797	1.3	137,971	1.3	152,034	1.3	179,244	1.3	( 個 人 分 )
3,807,246	37.3	3,798,066	35.9	4,574,348	38.2	5,600,471	40.4	( 法 人 分 )
434,597	4.3	483,743	4.6	545,024	4.5	569,362	4.1	不 動 産 取 得 税
312,987	3.1	356,004	3.4	355,829	3.0	359,933	2.6	道 府 県 た ば こ 消 費 税
108,261	1.1	115,382	1.1	124,893	1.0	133,495	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
475,679	4.7	511,317	4.8	557,750	4.7	608,442	4.4	料 理 飲 食 等 消 費 税
1,038,021	10.2	1,072,547	10.1	1,105,384	9.2	1,158,741	8.3	自 動 車 税
892	} 0.4	855	} 0.4	758	} 0.4	719	} 0.3	鉦 区 税
2,741		2,583		2,502		2,418		狩 猟 者 登 録 税
25,348		16,628		23,055		20,880		法 定 外 普 通 税
12,290		20,533		20,235		20,712		道 府 県 固 定 資 産 税
—	—	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
347,139	3.4	377,096	3.6	439,420	3.7	508,685	3.7	自 動 車 取 得 税
555,760	5.4	588,367	5.6	634,811	5.3	691,827	5.0	軽 油 引 取 税
1,967	0.0	1,852	0.0	1,785	0.0	1,732	0.0	入 猟 税
10,203,981	100.0	10,576,392	100.0	11,986,360	100.0	13,877,520	100.0	計
								市 町 村 税
6,645,401	50.7	7,015,739	49.9	7,843,195	51.5	8,514,328	52.4	市 町 村 民 税
74,944	0.6	77,354	0.6	78,927	0.5	80,819	0.5	個 人 均 等 割
4,427,855	33.8	4,786,551	34.1	5,201,976	34.2	5,451,849	33.6	所 得 割
226,473	1.7	235,759	1.7	242,579	1.6	256,741	1.6	法 人 均 等 割
1,916,129	14.6	1,916,075	13.6	2,319,713	15.2	2,724,919	16.8	法 人 税 割
4,315,206	32.9	4,729,254	33.7	4,996,135	32.8	5,297,530	32.6	固 定 資 産 税
1,789,771	13.6	1,971,257	14.0	2,034,961	13.4	2,183,672	13.4	土 地
1,602,858	12.2	1,757,075	12.5	1,907,246	12.5	1,994,763	12.3	家 屋
782,110	6.0	922,197	6.6	972,732	6.4	1,035,611	6.4	償 却 資 産
4,174,739	31.8	4,650,529	33.1	4,914,939	32.3	5,214,046	32.1	純 固 定 資 産 税 小 計
36,780	0.3	39,030	0.3	41,365	0.3	42,840	0.3	交 付 金
103,687	0.8	39,695	0.3	39,831	0.3	40,644	0.3	納 付 金
69,844	0.5	74,028	0.5	77,813	0.5	81,466	0.5	軽 自 動 車 税
551,470	4.2	629,005	4.5	629,952	4.1	636,734	3.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
514,459	3.9	486,866	3.5	483,653	3.2	489,652	3.0	電 気 税
12,608	0.1	11,284	0.1	9,363	0.1	8,983	0.1	ガ ス 税
4,598	0.0	4,076	0.0	3,397	0.0	3,100	0.0	鉦 産 税
2,089	0.0	1,875	0.0	1,851	0.0	1,756	0.0	木 材 引 取 税
55,198	0.4	65,582	0.5	74,282	0.5	77,808	0.5	特 別 土 地 保 有 税
10,099	0.1	11,076	0.1	12,976	0.1	13,332	0.1	法 定 外 普 通 税
0	0.0	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
13,957	} 7.1	14,886	} 7.3	15,699	} 7.1	16,217	} 6.9	入 湯 税
197,194		216,890		240,273		253,905		事 業 所 税
720,084		791,002		828,762		844,335		都 市 計 画 税
285		278		275		258		水 利 地 益 税
—	—	—	—	—	—	—	—	共 同 施 設 税
13,112,492	100.0	14,051,841	100.0	15,217,626	100.0	16,239,404	100.0	計
23,316,473	—	24,628,233	—	27,203,986	—	30,116,924	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その5）

区 分	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	4,336,936	29.4	5,088,713	32.5	5,312,281	32.8	4,912,415	33.1	4,799,720	34.6
個人均等割	28,778	0.2	29,172	0.2	30,269	0.2	30,676	0.2	31,293	0.2
所得割	2,286,545	15.5	2,428,447	15.5	2,711,412	16.8	2,919,205	19.7	2,852,930	20.6
法人均等割	65,125	0.4	70,076	0.4	74,251	0.5	77,526	0.5	79,407	0.6
法人税割	1,081,372	7.3	937,300	6.0	865,031	5.3	741,102	5.0	682,756	4.9
利子割	875,116	5.9	1,623,718	10.4	1,631,318	10.1	1,143,906	7.7	1,153,334	8.3
事業税	6,547,997	44.4	6,541,307	41.8	6,752,859	41.7	5,693,658	38.4	4,823,888	34.8
（個人分）	211,118	1.4	248,700	1.6	276,510	1.7	286,151	1.9	255,931	1.8
（法人分）	6,336,879	42.9	6,292,607	40.2	6,476,349	40.0	5,407,507	36.5	4,567,957	32.9
地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	630,942	4.3	596,190	3.8	604,373	3.7	669,506	4.5	613,964	4.4
道府県たばこ税	317,508	2.2	360,547	2.3	365,382	2.3	366,384	2.5	371,282	2.7
ゴルフ場利用税	76,273	0.5	90,398	0.6	97,554	0.6	103,485	0.7	101,074	0.7
特別地方消費税	149,373	1.0	194,521	1.2	173,396	1.1	151,855	1.0	143,677	1.0
自動車税	1,196,259	8.1	1,276,176	8.2	1,342,868	8.3	1,412,277	9.5	1,466,725	10.6
鉦区税	704		694		698		709		643	
狩猟者登録税	2,337		2,281		2,255		2,194		2,133	
法定外普通税	16,176	1.0	21,512	0.3	19,551	0.2	17,976	0.3	21,429	0.2
道府県固定資産税	11,880		15,054		10,434		15,443		7,748	
旧法による税	122,048		10,694		4,688		2,159		1,208	
自動車取得税	577,688	3.9	613,065	3.9	623,944	3.9	582,373	3.9	542,021	3.9
軽油引取税	766,341	5.2	833,542	5.3	871,657	5.4	901,062	6.1	980,860	7.1
入猟税	1,668	0.0	1,630	0.0	1,601	0.0	1,552	0.0	1,504	0.0
計	14,754,130	100.0	15,646,324	100.0	16,183,541	100.0	14,833,048	100.0	13,877,876	100.0
市町村税										
市町村民税	9,275,035	54.4	9,672,418	54.3	10,092,653	53.4	10,179,092	51.6	9,702,381	49.2
個人均等割	81,363	0.5	82,823	0.5	85,264	0.5	87,113	0.4	89,153	0.5
所得割	5,841,764	34.3	6,391,632	35.9	6,797,603	36.0	7,352,258	37.3	7,242,398	36.7
法人均等割	268,529	1.6	285,143	1.6	301,018	1.6	310,142	1.6	317,306	1.6
法人税割	3,083,379	18.1	2,912,820	16.4	2,908,768	15.4	2,429,579	12.3	2,053,524	10.4
固定資産税	5,687,661	33.4	6,022,454	33.8	6,563,874	34.7	7,178,652	36.4	7,580,690	38.5
土地	2,320,870	13.6	2,370,985	13.3	2,602,823	13.8	2,863,943	14.5	2,976,732	15.1
家屋	2,170,764	12.7	2,350,328	13.2	2,529,258	13.4	2,738,827	13.9	2,952,917	15.0
償却資産	1,151,735	6.8	1,253,245	7.0	1,382,321	7.3	1,519,338	7.7	1,592,085	8.1
純固定資産税小計	5,643,369	33.1	5,974,558	33.6	6,514,402	34.5	7,122,108	36.1	7,521,734	38.2
交付金	44,292	0.3	47,896	0.3	49,472	0.3	56,544	0.3	58,956	0.3
軽自動車税	84,899	0.5	88,113	0.5	92,466	0.5	95,864	0.5	98,652	0.5
市町村たばこ税	564,965	3.3	635,831	3.6	645,305	3.4	648,067	3.3	656,732	3.3
鉦産税	2,939	0.0	2,677	0.0	2,691	0.0	2,496	0.0	2,383	0.0
特別土地保有税	96,168	0.6	118,407	0.7	134,354	0.7	163,456	0.8	147,215	0.7
法定外普通税	13,296	0.1	15,103	0.1	16,318	0.1	15,838	0.1	4,181	0.0
旧法による税	129,851	0.8	23	0.0	19	0.0	2	0	2	0
入湯税	17,220		18,420		19,313		19,388		19,445	
事業所税	264,634		288,090		309,565		322,543		331,759	
都市計画税	904,045	7.0	942,317	7.0	1,012,450	7.1	1,109,676	7.4	1,169,826	7.7
水利地益税	254		196		196		190		181	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	17,040,967	100.0	17,804,049	100.0	18,889,204	100.0	19,735,264	100.0	19,713,447	100.0
地方税	31,795,097	—	33,450,373	—	35,072,745	—	34,568,312	—	33,591,323	—

(単位 百万円)

平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
4,440,498	32.6	4,460,352	32.1	4,140,438	28.4	4,209,060	28.2	3,651,605	23.8	道 府 県 民 税
31,609	0.2	32,331	0.2	45,589	0.3	46,904	0.3	47,387	0.3	個人均等割
2,435,454	17.9	2,630,606	18.9	2,563,889	17.6	2,760,580	18.5	2,386,699	15.6	所得割
108,338	0.8	120,442	0.9	124,423	0.9	126,519	0.8	126,822	0.8	法人均等割
641,247	4.7	685,049	4.9	868,637	6.0	827,328	5.5	730,764	4.8	法人税割
1,223,850	9.0	991,924	7.1	537,900	3.7	447,729	3.0	359,933	2.3	利子割
4,449,398	32.7	4,485,616	32.2	5,339,580	36.6	5,100,342	34.1	4,482,464	29.3	事業税
246,508	1.8	250,446	1.8	255,567	1.8	270,865	1.8	271,130	1.8	(個人分)
4,202,890	30.9	4,235,170	30.4	5,084,013	34.8	4,829,477	32.3	4,211,334	27.5	(法人分)
—	—	—	—	—	—	806,973	5.4	2,550,425	16.6	地方消費税
—	—	—	—	—	—	566,971	3.8	2,200,602	14.4	譲渡割
—	—	—	—	—	—	240,002	1.6	349,823	2.3	貨物割
661,112	4.9	787,602	5.7	807,315	5.5	731,058	4.9	634,762	4.1	不動産取得税
374,154	2.7	378,292	2.7	379,967	2.6	247,666	1.7	231,312	1.5	道府県たばこ税
98,926	0.7	97,674	0.7	98,701	0.7	98,012	0.7	92,283	0.6	ゴルフ場利用税
136,434	1.0	132,951	1.0	131,015	0.9	124,529	0.8	112,517	0.7	特別地方消費税
1,525,167	11.2	1,587,312	11.4	1,649,465	11.3	1,704,572	11.4	1,736,856	11.3	自動車税
613		594		580		537		492		鉾 区 税
2,098		2,021		1,962		1,932		1,805		狩猟者登録税
23,903	0.3	21,256	0.2	21,980	0.2	20,467	0.2	20,211	0.3	法定外普通税
13,401		9,966		7,097		8,327		21,883		道府県固定資産税
679		515		398		207		110		旧法による税
579,657	4.3	611,213	4.4	656,321	4.5	562,131	3.8	497,308	3.2	自動車取得税
1,300,421	9.6	1,332,173	9.6	1,355,331	9.3	1,330,669	8.9	1,284,124	8.4	軽油引取税
1,479	0.0	1,419	0.0	1,381	0.0	1,358	0.0	1,295	0.0	入 猟 税
13,607,940	100.0	13,908,956	100.0	14,591,531	100.0	14,947,840	100.0	15,319,452	100.0	計
										市 町 村 税
8,499,913	44.9	8,806,143	44.6	9,097,968	44.4	9,704,190	45.8	8,815,753	42.8	市 町 村 民 税
89,496	0.5	91,541	0.5	114,288	0.6	117,114	0.6	117,376	0.6	個人均等割
6,200,032	32.8	6,440,856	32.6	6,293,220	30.7	7,055,180	33.3	6,406,904	31.1	所得割
346,891	1.8	362,176	1.8	375,017	1.8	378,124	1.8	380,073	1.8	法人均等割
1,863,494	9.8	1,911,570	9.7	2,315,443	11.3	2,153,772	10.2	1,911,400	9.3	法人税割
7,980,212	42.2	8,429,521	42.6	8,812,318	43.0	8,822,014	41.6	9,095,248	44.1	固定資産税
3,262,743	17.2	3,489,239	17.7	3,642,990	17.8	3,705,233	17.5	3,754,319	18.2	土 地
3,028,776	16.0	3,221,754	16.3	3,433,043	16.7	3,324,224	15.7	3,511,245	17.0	家 屋
1,626,236	8.6	1,651,721	8.4	1,666,048	8.1	1,723,012	8.1	1,754,233	8.5	償 却 資 産
7,917,755	41.8	8,362,714	42.3	8,742,081	42.6	8,752,469	41.3	9,019,797	43.8	純固定資産税小計
62,457	0.3	66,807	0.3	70,237	0.3	69,545	0.3	75,451	0.4	交 付 金
101,859	0.5	105,471	0.5	109,451	0.5	113,132	0.5	115,888	0.6	軽自動車税
661,767	3.5	669,078	3.4	672,293	3.3	799,004	3.8	813,561	3.9	市町村たばこ税
2,272	0.0	2,205	0.0	2,156	0.0	1,855	0.0	1,671	0.0	鉾 産 税
124,506	0.7	120,759	0.6	104,984	0.5	94,081	0.4	61,866	0.3	特別土地保有税
1,185	0.0	602	0.0	589	0.0	575	0.0	546	0.0	法定外普通税
0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	旧法による税
20,006		20,823		21,733		22,207		22,612		入 湯 税
311,717		306,759		311,399		324,774		323,193		事業所税
1,227,515	8.2	1,304,476	8.3	1,369,145	8.3	1,325,671	7.9	1,352,233	8.2	都市計画税
184		184		168		167		160		水利地益税
—		—		—		—		—		共同施設税
18,931,136	100.0	19,766,021	100.0	20,502,204	100.0	21,207,670	100.0	20,602,731	100.0	計
32,539,076	—	33,674,977	—	35,093,735	—	36,155,510	—	35,922,183	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その6）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	3,611,004	24.8	4,500,408	28.9	4,382,432	28.2	3,452,836	25.0	3,273,427	23.9
個人均等割	47,389	0.3	46,943	0.3	46,776	0.3	46,605	0.3	46,433	0.3
所得割	2,417,161	16.6	2,339,384	15.0	2,322,523	15.0	2,277,050	16.5	2,182,210	15.9
法人均等割	127,679	0.9	131,556	0.8	133,847	0.9	136,442	1.0	138,461	1.0
法人税割	636,998	4.4	692,987	4.4	702,898	4.5	590,115	4.3	640,524	4.7
利子割	381,777	2.6	1,289,538	8.3	1,176,388	7.6	402,624	2.9	263,336	1.9
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—	2,454	0.0
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0.0
事業税	3,932,736	27.0	4,140,982	26.6	4,328,217	27.9	3,675,109	26.6	3,845,825	28.1
（個人分）	229,068	1.6	222,974	1.4	226,404	1.5	222,363	1.6	216,531	1.6
（法人分）	3,703,668	25.4	3,918,008	25.1	4,101,813	26.4	3,452,746	25.0	3,629,295	26.5
地方消費税	2,479,319	17.0	2,528,247	16.2	2,474,477	15.9	2,424,524	17.6	2,393,582	17.5
譲渡割	2,142,627	14.7	2,167,065	13.9	2,080,731	13.4	2,030,174	14.7	1,993,244	14.6
貨物割	336,692	2.3	361,182	2.3	393,746	2.5	394,350	2.9	400,338	2.9
不動産取得税	579,572	4.0	566,720	3.6	537,460	3.5	523,991	3.8	480,500	3.5
道府県たばこ税	276,440	1.9	281,501	1.8	276,792	1.8	270,530	2.0	277,815	2.0
ゴルフ場利用税	87,569	0.6	81,445	0.5	78,909	0.5	74,386	0.5	69,076	0.5
特別地方消費税	103,991	0.7	11,613	0.1	1,097	0.0	437	0.0	228	0.0
自動車税	1,751,485	12.0	1,764,449	11.3	1,771,359	11.4	1,773,706	12.8	1,746,275	12.8
鉦区税	478		474		467		441		418	
狩猟者登録税	1,771		1,743		1,672		1,627		1,587	
法定外普通税	20,647	0.3	23,329	0.2	28,179	0.2	23,157	0.3	35,076	0.4
道府県固定資産税	13,552		11,155		7,857		9,459		15,488	
旧法による税	88		49		76		48		46	
自動車取得税	463,727	3.2	464,101	3.0	449,599	2.9	419,094	3.0	447,269	3.3
軽油引取税	1,262,618	8.7	1,207,564	7.7	1,190,483	7.7	1,152,458	8.3	1,102,487	8.1
入猟税	1,257	0.0	1,242	0.0	1,198	0.0	1,174	0.0	1,154	0.0
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	—	—	496	0.0	2,891	0.0
計	14,586,254	100.0	15,585,022	100.0	15,530,274	100.0	13,803,473	100.0	13,693,144	100.0
市町村税										
市町村民税	8,362,688	40.9	8,220,590	41.2	8,184,593	40.9	7,770,867	39.7	7,636,615	40.3
個人均等割	118,221	0.6	117,322	0.6	117,136	0.6	117,130	0.6	116,627	0.6
所得割	6,184,354	30.3	5,927,096	29.7	5,879,071	29.4	5,772,458	29.5	5,519,171	29.1
法人均等割	382,426	1.9	393,632	2.0	394,054	2.0	386,702	2.0	390,927	2.1
法人税割	1,677,687	8.2	1,782,540	8.9	1,794,332	9.0	1,494,577	7.6	1,609,890	8.5
固定資産税	9,323,417	45.6	9,040,850	45.3	9,153,238	45.7	9,155,086	46.8	8,766,857	46.2
土地	3,798,653	18.6	3,746,875	18.8	3,726,651	18.6	3,615,709	18.5	3,553,872	18.7
家屋	3,680,768	18.0	3,468,588	17.4	3,620,551	18.1	3,758,692	19.2	3,475,829	18.3
償却資産	1,764,280	8.6	1,739,629	8.7	1,717,929	8.6	1,694,083	8.7	1,648,933	8.7
純固定資産税小計	9,243,701	45.2	8,955,092	44.9	9,065,131	45.3	9,068,484	46.3	8,678,635	45.7
交付金	79,716	0.4	85,758	0.4	88,107	0.4	86,602	0.4	88,222	0.5
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽自動車税	119,521	0.6	124,957	0.6	130,153	0.7	135,229	0.7	140,523	0.7
市町村たばこ税	867,078	4.2	865,220	4.3	850,866	4.3	831,369	4.2	853,752	4.5
鉦産税	1,606	0.0	1,566	0.0	1,512	0.0	1,377	0.0	1,430	0.0
特別土地保有税	47,529	0.2	42,471	0.2	35,084	0.2	26,341	0.1	9,123	0.0
法定外普通税	532	0.0	476	0.0	584	0.0	585	0.0	610	0.0
旧法による税	3	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
入湯税	23,134		23,379		24,067		24,797		25,209	
事業所税	319,463		323,779		318,091		324,260		298,607	
都市計画税	1,374,736	8.4	1,317,968	8.3	1,320,154	8.3	1,304,975	8.5	1,239,211	8.2
水利地益税	158		156		136		95		95	
共同施設税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	31	0.0	64	0.0	551	0.0
計	20,439,865	100.0	19,961,412	100.0	20,018,509	100.0	19,575,045	100.0	18,972,584	100.0
地方税	35,026,119	—	35,546,434	—	35,548,783	—	33,378,518	—	32,665,727	—

(単位 百万円)

平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		区 分
税 額	比率									
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
3,398,623	23.5	3,585,419	23.5	3,989,226	24.4	6,214,038	33.3	6,238,656	34.8	道 府 県 民 税
46,843	0.3	53,595	0.4	64,868	0.4	69,534	0.4	75,912	0.4	個人均等割
2,125,519	14.7	2,200,737	14.5	2,439,565	14.9	4,531,799	24.3	4,824,598	26.9	所得割
141,032	1.0	143,455	0.9	145,079	0.9	147,606	0.8	146,586	0.8	法人均等割
722,152	5.0	822,655	5.4	972,089	6.0	1,035,572	5.5	916,931	5.1	法人税割
273,552	1.9	177,356	1.2	159,489	1.0	208,437	1.1	197,696	1.1	利子割
43,729	0.3	78,552	0.5	112,050	0.7	130,972	0.7	55,759	0.3	配当割
45,795	0.3	109,068	0.7	96,086	0.6	90,117	0.5	21,174	0.1	株式等譲渡所得割
4,338,874	30.0	4,914,186	32.3	5,579,132	34.2	5,826,107	31.2	5,419,356	30.2	事 業 税
215,565	1.5	215,817	1.4	216,455	1.3	218,373	1.2	216,734	1.2	(個人分)
4,123,309	28.5	4,698,368	30.9	5,362,677	32.9	5,607,734	30.0	5,202,621	29.0	(法人分)
2,613,934	18.0	2,551,190	16.8	2,628,938	16.1	2,569,208	13.8	2,474,083	13.8	地 方 消 費 税
2,153,452	14.9	2,046,635	13.4	2,028,071	12.4	1,942,196	10.4	1,812,520	10.1	譲 渡 割
460,483	3.2	504,555	3.3	600,867	3.7	627,012	3.4	661,563	3.7	貨 物 割
456,402	3.2	476,669	3.1	485,030	3.0	484,479	2.6	445,315	2.5	不 動 産 取 得 税
282,555	2.0	275,163	1.8	280,669	1.7	277,793	1.5	263,246	1.5	道 府 県 た ば こ 税
63,837	0.4	62,032	0.4	61,700	0.4	60,303	0.3	59,839	0.3	ゴ ル フ 場 利 用 税
118	0.0	75	0.0	58	0.0	33	0.0	15	0.0	特 別 地 方 消 費 税
1,713,074	11.8	1,752,750	11.5	1,725,484	10.6	1,717,417	9.2	1,680,767	9.4	自 動 車 税
409		407		407		401		396		鉦 区 税
—		—		—		—		—		狩 猟 者 登 録 税
45,101	0.4	45,262	0.4	45,612	0.3	30,477	0.2	32,875	0.3	法 定 外 普 通 税
16,494		16,426		10,019		14,252		17,595		道 府 県 固 定 資 産 税
22		15		4		5		3		旧 法 に よ る 税
450,883	3.1	452,839	3.0	457,034	2.8	424,748	2.3	366,261	2.0	自 動 車 取 得 税
1,099,912	7.6	1,085,926	7.1	1,050,651	6.4	1,033,873	5.5	918,784	5.1	軽 油 引 取 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 猟 税
2,583	0.0	2,529	0.0	2,467	0.0	2,174	0.0	2,067	0.0	狩 猟 税
4,185	0.0	6,037	0.0	7,859	0.0	8,879	0.0	8,790	0.0	法 定 外 目 的 税
14,487,006	100.0	15,226,925	100.0	16,324,289	100.0	18,664,187	100.0	17,928,048	100.0	計
										市 町 村 税
7,668,558	40.3	8,155,530	41.7	9,074,403	45.0	10,308,910	47.7	10,196,859	47.1	市 町 村 民 税
137,468	0.7	152,561	0.8	171,699	0.9	175,604	0.8	179,432	0.8	個人均等割
5,328,853	28.0	5,545,961	28.3	6,066,695	30.1	7,118,252	33.0	7,265,579	33.6	所得割
397,030	2.1	403,024	2.1	405,109	2.0	411,746	1.9	413,217	1.9	法人均等割
1,805,207	9.5	2,053,984	10.5	2,430,901	12.0	2,603,307	12.1	2,338,631	10.8	法人税割
8,806,106	46.2	8,862,096	45.3	8,571,941	42.5	8,728,895	40.4	8,876,295	41.0	固 定 資 産 税
3,484,481	18.3	3,405,760	17.4	3,394,740	16.8	3,404,150	15.8	3,411,000	15.8	土 地
3,623,049	19.0	3,765,085	19.2	3,466,444	17.2	3,596,858	16.7	3,726,087	17.2	家 屋
1,600,274	8.4	1,583,881	8.1	1,603,869	7.9	1,623,469	7.5	1,644,344	7.6	償 却 資 産
8,707,805	45.7	8,754,726	44.7	8,465,053	41.9	8,624,477	39.9	8,781,430	40.6	純 固 定 資 産 税 小 計
88,658	0.5	96,257	0.5	96,779	0.5	94,615	0.4	94,865	0.4	交 付 金
9,643	0.1	11,113	0.1	10,109	0.1	9,803	0.0	—	—	納 付 金
145,857	0.8	151,460	0.8	157,347	0.8	163,593	0.8	168,746	0.8	軽 自 動 車 税
868,038	4.6	845,291	4.3	861,979	4.3	853,018	3.9	808,350	3.7	市 町 村 た ば こ 税
1,420	0.0	1,566	0.0	1,684	0.0	1,881	0.0	1,942	0.0	鉦 産 税
7,462	0.0	4,274	0.0	3,300	0.0	3,945	0.0	3,821	0.0	特 別 土 地 保 有 税
983	0.0	1,359	0.0	1,258	0.0	1,227	0.0	1,307	0.0	法 定 外 普 通 税
—	—	—	—	—	—	—	—	13	0.0	旧 法 に よ る 税
24,195		24,366		25,011		24,686		23,704		入 湯 税
291,603		297,020		301,794		312,968		322,686		事 業 所 税
1,236,129	8.1	1,233,035	7.9	1,181,786	7.5	1,201,564	7.1	1,224,964	7.3	都 市 計 画 税
94		53		51		47		42		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
1,354	0.0	1,435	0.0	1,316	0.0	1,896	0.0	1,749	0.0	法 定 外 目 的 税
19,051,799	100.0	19,577,483	100.0	20,181,871	100.0	21,602,629	100.0	21,630,478	100.0	計
33,538,805	—	34,804,409	—	36,506,160	—	40,266,817	—	39,558,526	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その7）

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	税 額	比率								
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	5,766,272	39.3	5,476,739	39.0	5,408,221	39.2	5,628,848	39.8	5,943,248	40.2
個人均等割	78,067	0.5	77,056	0.5	77,958	0.6	79,772	0.6	79,920	0.5
所得割	4,767,910	32.5	4,413,481	31.5	4,336,804	31.4	4,512,792	31.9	4,561,214	30.9
法人均等割	143,319	1.0	146,424	1.0	146,405	1.1	146,077	1.0	148,176	1.0
法人税割	543,516	3.7	611,452	4.4	639,074	4.6	685,947	4.8	692,118	4.7
利子割	165,147	1.1	150,245	1.1	126,587	0.9	115,091	0.8	114,943	0.8
配当割	46,174	0.3	58,118	0.4	64,804	0.5	70,398	0.5	130,083	0.9
株式等譲渡所得割	22,140	0.2	19,962	0.1	16,589	0.1	18,771	0.1	216,794	1.5
事業税	2,904,803	19.8	2,437,057	17.4	2,419,689	17.5	2,531,276	17.9	2,855,220	19.3
（個人分）	203,747	1.4	184,014	1.3	179,311	1.3	177,618	1.3	181,344	1.2
（法人分）	2,701,056	18.4	2,253,043	16.1	2,240,378	16.2	2,353,658	16.6	2,673,876	18.1
地方消費税	2,413,077	16.5	2,641,903	18.8	2,550,334	18.5	2,551,109	18.0	2,649,639	17.9
譲渡割	1,904,111	13.0	2,075,281	14.8	1,936,362	14.0	1,910,111	13.5	1,907,592	12.9
貨物割	508,966	3.5	566,622	4.0	613,972	4.5	640,998	4.5	742,047	5.0
不動産取得税	404,183	2.8	378,892	2.7	341,526	2.5	335,563	2.4	356,954	2.4
道府県たばこ税	249,666	1.7	256,123	1.8	293,347	2.1	288,934	2.0	172,537	1.2
ゴルフ場利用税	58,355	0.4	54,648	0.4	50,623	0.4	50,670	0.4	49,316	0.3
自動車取得税	231,032	1.6	191,582	1.4	167,795	1.2	210,433	1.5	193,426	1.3
軽油引取税	908,336	6.2	917,958	6.5	931,832	6.8	924,854	6.5	943,273	6.4
自動車税	1,654,390	11.3	1,615,469	11.5	1,597,169	11.6	1,585,966	11.2	1,574,379	10.7
釧 区 税	394		393		386		368		346	
法定外普通税	36,222	0.4	40,412	0.3	20,215	0.2	25,604	0.2	24,170	0.2
道府県固定資産税	18,551		5,193		3,131		2,298		1,689	
旧法による税	12		7		5		6		2	
狩 猟 税	1,993	0.0	1,871	0.0	1,779	0.0	1,685	0.0	1,579	0.0
法定外目的税	7,253	0.0	7,988	0.1	7,989	0.1	7,972	0.1	8,074	0.1
計	14,654,541	100.0	14,026,237	100.0	13,794,040	100.0	14,145,587	100.0	14,773,853	100.0
市町村税										
市町村民税	9,124,144	44.4	8,748,480	43.1	8,698,342	42.7	9,070,771	44.7	9,171,988	44.5
個人均等割	181,583	0.9	179,354	0.9	179,217	0.9	180,052	0.9	181,813	0.9
所得割	7,167,340	34.9	6,615,627	32.6	6,508,379	31.9	6,762,066	33.3	6,832,817	33.2
法人均等割	401,725	2.0	412,633	2.0	412,987	2.0	413,617	2.0	416,669	2.0
法人税割	1,373,495	6.7	1,540,867	7.6	1,597,759	7.8	1,715,035	8.4	1,740,690	8.4
固定資産税	8,874,438	43.2	8,961,250	44.2	8,965,898	44.0	8,580,408	42.2	8,652,577	42.0
土地	3,467,441	16.9	3,476,159	17.1	3,436,470	16.9	3,399,016	16.7	3,373,994	16.4
家 屋	3,664,150	17.8	3,781,568	18.6	3,868,179	19.0	3,551,372	17.5	3,648,443	17.7
償却資産	1,647,317	8.0	1,607,212	7.9	1,564,516	7.7	1,538,656	7.6	1,539,964	7.5
純固定資産税小計	8,778,908	42.8	8,864,938	43.7	8,869,164	43.5	8,489,044	41.8	8,562,401	41.6
交付金	95,530	0.5	96,311	0.5	96,734	0.5	91,364	0.4	90,176	0.4
軽自動車税	173,939	0.8	177,577	0.9	180,370	0.9	184,272	0.9	189,193	0.9
市町村たばこ税	766,630	3.7	787,615	3.9	899,464	4.4	887,112	4.4	983,229	4.8
釧 産 税	1,950	0.0	1,754	0.0	1,889	0.0	1,979	0.0	1,947	0.0
特別土地保有税	2,017	0.0	2,923	0.0	687	0.0	731	0.0	1,067	0.0
法定外普通税	1,218	0.0	1,407	0.0	1,374	0.0	1,386	0.0	1,918	0.0
旧法による税	4	0.0	4	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0
入 湯 税	22,790		22,349		20,863		21,799		22,062	
事業所税	327,465		329,464		338,988		349,796		348,399	
都市計画税	1,232,527	7.7	1,255,486	7.9	1,267,491	8.0	1,215,485	7.8	1,226,719	7.8
水利地益税	37		34		33		29		29	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	1,253	0.0	1,751	0.0	1,976	0.0	1,405	0.0	1,305	0.0
計	20,528,413	100.0	20,290,093	100.0	20,377,377	100.0	20,315,173	100.0	20,600,433	100.0
地 方 税	35,182,954	—	34,316,330	—	34,171,416	—	34,460,760	—	35,374,285	—

(単位 百万円)

平成26年度		区 分
税 額	比率	
	%	道 府 県 税
6,177,423	39.4	道 府 県 民 税
111,212	0.7	個 人 均 等 割
4,606,089	29.4	所 得 割
148,140	0.9	法 人 均 等 割
814,417	5.2	法 人 税 割
112,372	0.7	利 子 割
243,137	1.6	配 当 割
142,056	0.9	株 式 等 譲 渡 所 得 割
3,203,201	20.4	事 業 税
186,410	1.2	( 個 人 分 )
3,016,791	19.2	( 法 人 分 )
3,106,400	19.8	地 方 消 費 税
1,989,740	12.7	譲 渡 割
1,116,660	7.1	貨 物 割
371,713	2.4	不 動 産 取 得 税
155,341	1.0	道 府 県 た ば こ 税
47,888	0.3	ゴ ル フ 場 利 用 税
86,274	0.6	自 動 車 取 得 税
935,633	6.0	軽 油 引 取 税
1,556,198	9.9	自 動 車 税
332	} 0.2	鉱 区 税
31,162		法 定 外 普 通 税
1,692		道 府 県 固 定 資 産 税
1		旧 法 に よ る 税
1,487	0.0	狩 猟 税
8,751	0.1	法 定 外 目 的 税
15,683,495	100.0	計
		市 町 村 税
9,559,374	45.3	市 町 村 民 税
211,296	1.0	個 人 均 等 割
6,903,010	32.7	所 得 割
418,828	2.0	法 人 均 等 割
2,026,239	9.6	法 人 税 割
8,768,572	41.6	固 定 資 産 税
3,381,983	16.0	土 地
3,745,791	17.8	家 屋
1,547,423	7.3	償 却 資 産
8,675,197	41.1	純 固 定 資 産 税 小 計
93,375	0.4	交 付 金
195,066	0.9	軽 自 動 車 税
950,247	4.5	市 町 村 た ば こ 税
1,978	0.0	鉱 産 税
1,788	0.0	特 別 土 地 保 有 税
1,777	0.0	法 定 外 普 通 税
0	0.0	旧 法 に よ る 税
22,373	} 7.7	入 湯 税
355,597		事 業 所 税
1,243,919		都 市 計 画 税
29		水 利 地 益 税
—	} 0.0	共 同 施 設 税
1,236		法 定 外 目 的 税
21,101,956	100.0	計
36,785,451	—	地 方 税

11 地方税収入の税目別伸長率の推移

区 分	昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度			昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			平成7年度		
	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%
道府県税			%			%			%			%			%			%			%			%
道府県民税	220	128		742	116		1,727	125		4,175	97		8,321	113		12,457	108		21,479	117		18,826	100	
個人均等割	150	109		881	125		108	108		11	102		542	160		828	139		907	101		1,006	102	
所得割							126	126		373	107		709	112		1,052	106		1,232	106		1,335	108	
法人均等割	321	144		543	100		106	106		144	102		1,355	105		8,083	125		10,412	108		17,896	111	
法人税割							125	125		199	76		438	116		637	111		749	87		548	107	
利子割	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		186	186		113	81	
配当割	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
株式等譲渡所得割	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
事業税	234	140		409	101		1,203	124		1,864	76		3,622	117		4,886	109		8,118	100		5,567	101	
(個人分)	75	117		125	114		289	122		238	95		370	117		643	103		1,232	118		1,241	102	
(法人分)	287	143		504	100		1,509	125		2,407	76		4,708	117		6,304	109		10,420	99		7,013	101	
地方消費税	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
譲渡割	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
貨物割	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
不動産取得税	262	127		793	126		1,820	138		3,477	104		5,409	116		8,332	109		11,430	94		15,100	119	
道府県たばこ税	260	111		458	110		918	110		1,413	106		2,385	103		3,262	102		3,757	114		3,942	101	
ゴルフ場利用税	225	121		642	119		1,926	129		3,386	106		5,034	109		7,325	103		6,116	119		6,609	99	
特別地方消費税	187	125		370	111		816	115		1770	108		2631	108		3148	106		1287	130		880	97	
自動車取得税	-	-		-	-		107	107		245	114		379	96		487	105		859	106		857	105	
軽油引取税	299	134		1,126	111		2,502	114		3,366	101		7,757	104		9,644	105		14,464	109		23,116	102	
自動車税	187	121		699	153		2,183	121		4,698	112		9,942	106		13,220	102		16,253	107		20,215	104	
鉱区税	196	115		174	100		173	95		125	95		213	98		188	95		146	99		125	97	
狩猟者登録税	-	-		115	111		196	111		584	101		996	95		804	96		669	98		593	96	
法定外税及る 旧法による	78	104		112	107		11	98		33	93		885	112		4,363	172		5,543	23		3,747	89	
道府県固定資産税	190	132		183	89		164	126		96	80		354	159		570	146		699	127		462	74	
入猟税	-	-		109	107		172	109		509	101		848	95		658	95		545	98		475	96	
狩猟計	237	132		532	110		1,436	122		2,631	91		5,025	112		6,939	107		10,639	106		9,458	102	
市町村税																								
市町村民税	173	122		412	112		956	126		2,678	100		5,662	117		8,986	111		13,079	104		11,907	104	
個人均等割	118	102		147	105		165	102		183	97		688	126		974	133		1,077	102		1,190	102	
所得割	140	114		419	117		866	125		2,700	107		5,692	117		8,884	109		12,824	109		12,923	104	
法人均等割	149	110		192	91		412	107		554	100		4,132	103		24,724	124		31,129	106		39,539	104	
法人税割	309	143		534	102		1,668	129		3,970	88		8,120	115		12,357	111		18,784	94		12,327	103	
固定資産税	156	108		268	111		522	117		1,402	122		2,522	110		3,909	109		5,455	106		7,635	106	
土地	119	102		151	102		349	126		1,510	131		2,751	108		4,133	111		5,475	102		8,057	107	
家屋	146	110		261	115		486	112		1,091	118		2,140	113		3,450	108		5,058	108		6,934	106	
償却資産	196	113		440	113		814	118		1,596	114		2,416	110		3,791	110		6,074	109		8,005	102	
交付金	149	107		257	109		614	116		1,302	112		2,396	112		3,513	106		4,575	108		6,381	107	
納付金	248	105		380	111		601	108		1,018	112		1,738	111		2,405	102		-	-		-	-	
軽自動車税	184	137		613	119		1,168	114		1,348	99		2,117	106		3,420	107		4,315	104		5,165	104	
市町村たばこ税	178	111		381	111		805	111		1,239	106		2,091	103		2,869	103		3,307	113		3,480	101	
電気	-	-		-	-		-	-		-	101		-	148		105			-	-		-	-	
(電気ガス税)	190	121		251	108		455	114		750	99		1,796	148		2,449	105		-	-		-	-	
ガス	-	-		-	-		-	-		-	80		-	153		99			-	-		-	-	
産	133	107		140	102		140	95		161	115		261	114		266	98		155	91		127	97	
木材引取税	132	108		168	107		169	97		193	102		218	100		140	91		-	-		-	-	
特別土地保有税	-	-		-	-		-	-		96	96		60	99		51	94		110	123		112	97	
法定外税及る 旧法による	75	91		88	103		192	125		460	103		778	109		1,084	108		1,623	11		65	51	
入湯	181	116		387	113		621	106		2,044	159		3,721	99		3,988	103		5,263	107		5,949	104	
事業所	-	-		-	-		-	-		-	-		173	123		246	105		359	109		383	98	
都市計画税	321	112		604	113		2,233	133		6,208	106		14,896	110		22,867	110		29,924	104		41,425	106	
水利地益	89	101		95	98		101	107		83	102		99	107		90	102		62	77		58	100	
共同施設	84	100		137	100		16	100		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
計	169	114		327	111		699	120		1,828	108		3,627	114		5,593	109		7,595	104		8,431	104	
地方税	195	122		406	111		983	121		2,138	99		4,166	113		6,112	108		8,768	105		8,827	103	

(注) 1 この調は、各年度とも決算額による。  
2 指数は、昭和30年度を100として税目ごとに付したものであるが、固定資産税のうち交付金及び昭和60年度までの納付金、都市計画税については昭和31年度分を、軽油引取税及び入湯税については昭和32年度分を、軽自動車税については昭和33年度分を、狩猟者登録税及び入猟税については昭和38年度分を、自動車取得税については、昭和44年度分を、特別土地保有税については昭和49年度分を、事業所税については昭和51年度分を、利子割については平成元年度分を、地方消費税については平成10年度分を、配当割及び株式等譲渡所得割については平成16年度分を、平成16年度からの納付金については平成16年度分を100とした。  
なお、道府県民税のうち個人均等割、所得割、法人均等割及び法人税割については、昭和44年度分を100としたが、昭和35年度及び40年度は、個人均等割と所得割を合わせて個人分、法人均等割と法人税割を合わせて法人税分とし、昭和30年度分を100とした数値を掲げた。  
また、狩猟税については、昭和38年度分の狩猟者登録税と入猟税の合計値を100とした。

平成12年度			平成17年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			区 分
指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比			
18,995	125	15,133	105	24,338	92	23,116	95	22,827	99	23,758	104	25,085	106	26,074	104	道府県税								
1,460	99	1,667	114	2,428	103	2,397	99	2,425	101	2,481	102	2,486	100	3,459	139	道府県民税								
1,187	97	1,116	104	2,419	99	2,239	93	2,200	98	2,289	104	2,314	101	2,337	101	個人均等割								
19,548	103	21,316	102	21,295	98	21,757	102	21,754	100	21,705	100	22,017	101	22,012	100	所得割								
554	109	658	114	434	59	489	113	511	104	548	107	553	101	651	118	法人均等割								
147	334	20	65	19	83	17	89	14	82	13	93	13	100	13	100	法人税割								
-	-	180	180	106	83	133	125	148	111	161	109	297	184	556	187	利子割								
-	-	238	238	48	104	44	92	36	82	41	114	473	1154	310	66	配当割								
5,139	105	6,099	113	3,605	54	3,025	84	3,003	99	3,142	105	3,544	113	3,976	112	株式等譲渡所得割								
1,105	97	1,069	100	1,010	94	912	90	889	97	880	99	899	102	924	103	事業税								
6,488	106	7,780	114	4,473	52	3,731	83	3,710	99	3,897	105	4,428	114	4,995	113	(個人分)								
99	102	100	98	95	98	104	109	100	96	100	100	104	104	122	117	(法人分)								
98	101	93	95	87	106	94	108	88	94	87	99	87	100	90	103	地方消費税								
103	107	144	109	145	77	162	112	176	109	183	104	212	116	319	150	譲渡割								
10,865	98	9,139	104	7,749	91	7,264	94	6,548	90	6,433	98	6,843	106	7,126	104	貨物割								
2,934	102	2,867	97	2,602	95	2,669	103	3,057	115	3,011	98	1,798	60	1,619	90	不動産取得税								
5,510	93	4,197	97	3,948	98	3,697	94	3,425	93	3,428	100	3,337	97	3,240	97	道府県たばこ税								
77	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ゴルフ場利用税								
651	100	635	100	324	63	269	83	235	87	295	126	271	92	121	45	特別地方消費税								
20,954	96	18,843	99	15,762	99	15,928	101	16,169	102	16,048	99	16,368	102	16,235	99	自動車取得税								
22,471	101	22,322	102	21,070	98	20,574	98	20,341	99	20,198	99	20,051	99	19,819	99	軽油引取税								
100	99	86	100	83	99	83	100	81	98	78	96	73	94	70	96	自動車税								
511	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	鉦区税								
4,024	113	8,832	104	7,483	104	8,331	111	4,854	58	5,779	119	5,550	96	6,870	124	狩猟者登録税								
518	82	762	100	861	106	241	28	145	60	107	74	78	73	79	101	法定外税及び旧法による税								
415	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	道府県固定資産税								
-	-	385	98	311	96	292	94	278	95	263	95	247	94	232	94	入猟税								
10,598	107	10,354	105	9,965	82	9,538	96	9,380	98	9,619	103	10,046	104	10,665	106	狩猟税								
計																								
市町村税																								
11,116	98	11,028	106	12,337	89	11,829	96	11,762	99	12,265	104	12,402	101	12,926	104	市町村民税								
1,525	99	1,983	111	2,361	101	2,332	99	2,330	100	2,341	100	2,364	101	2,747	116	個人均等割								
11,892	96	11,127	104	14,380	99	13,273	92	13,058	98	13,567	104	13,709	101	13,850	101	所得割								
42,973	103	43,998	102	43,856	97	45,047	103	45,086	100	45,155	100	45,488	101	45,724	101	法人均等割								
11,495	106	13,246	114	8,857	59	9,937	112	10,303	104	11,060	107	11,225	101	13,067	116	法人税割								
8,189	97	8,027	101	8,038	100	8,117	101	8,121	100	7,772	96	7,837	101	7,942	101	固定資産税								
8,652	99	7,865	98	8,007	102	8,027	100	7,936	99	7,849	99	7,791	99	7,810	100	土地								
7,465	94	8,103	104	7,886	98	8,139	103	8,325	102	7,643	92	7,852	103	8,062	103	家屋								
8,431	99	7,676	99	7,984	100	7,790	98	7,583	97	7,457	98	7,464	100	7,500	100	償却資産								
8,191	108	9,194	109	9,124	101	9,199	101	9,239	100	8,726	94	8,613	99	8,918	104	交付金								
-	-	115	115	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	納付金								
6,119	105	7,417	104	8,518	103	8,696	102	8,833	102	9,024	102	9,265	103	9,553	103	軽自動車税								
4,500	100	4,397	97	3,988	95	4,097	103	4,679	114	4,614	99	5,114	111	4,943	97	市町村たばこ税								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	電気								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ガス								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(電気ガス税)								
90	97	90	110	113	101	101	89	109	108	114	105	112	98	114	102	鉦産税								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	木材引取税								
39	89	4	57	2	50	3	150	1	33	1	100	1	100	2	200	特別土地保有税								
51	90	300	120	266	81	339	127	360	106	300	83	346	115	323	93	法定外税及び旧法による税								
6,680	101	6,962	101	6,511	96	6,385	98	5,961	93	6,228	104	6,303	101	6,392	101	入湯税								
404	101	371	102	409	101	411	100	423	103	436	103	435	100	444	102	事業所税								
41,854	96	39,156	100	39,140	101	39,869	102	40,251	101	38,599	96	38,956	101	39,502	101	都市計画税								
49	98	17	58	12	92	11	92	10	91	9	90	9	100	9	100	水利地益税								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	共同施設税								
8,515	98	8,351	103	8,757	95	8,655	99	8,692	100	8,666	100	8,787	101	9,001	102	計								
9,318	101	9,123	104	9,222	89	8,995	98	8,957	100	9,033	101	9,273	103	9,643	104	地方税								

- 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。
- 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。平成16年度における狩猟税の前年度比は、狩猟者登録税と入猟税の合計値との比較である。
- 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。
- 平成21年度において、自動車取得税及び軽油引取税が目的税から普通税に変更された。平成21年度以降の自動車取得税と軽油引取税の前年度比は、普通税分と目的税分の合計値との比較である。

## 12 地方主要税目の納税義務者数の推移

### (1) 個人住民税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
均等割	区 分	26,101,086人	30,098,726人	34,047,436人	36,014,253人	36,086,421人	38,092,169人	41,047,866人	45,441,915人
所得割	所 得 割	13,763,041	22,577,251	27,900,479	33,420,613	39,363,965	42,974,337	45,691,945	51,050,417

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による市町村税に係る納税義務者数である。ただし、平成27年度にお  
 2 表中、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年度において、条  
 3 表中、平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加（約927万人増）したのは、いわゆる生計同一の妻に対する均等割の  
 以前と同様、所得割の納税義務者数を上回るものとなっている。  
 4 平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度の所得割の納税義務者数は、特別減税前に納税義務のある者の数であり、平成11年度から平成18

### (2) 個人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
事業種	所得税課税者	837,247人	1,118,007人	1,536,370人	501,105人	646,873人	924,940人	1,464,048人	1,319,743人
	所得税失格者	217,123	320,144	331,176	2,851	2,637	4,546	13,187	11,115
	計	1,054,370	1,438,151	1,867,546	503,956	649,510	929,486	1,477,235	1,330,858
事業種	所得税課税者	4,838人	6,716人	5,930人	2,023人	1,728人	1,683人	2,119人	1,601人
	所得税失格者	1,656	1,926	1,815	28	7	9	26	59
	計	6,494	8,642	7,745	2,051	1,735	1,692	2,145	1,660
事業種	所得税課税者	83,549人	109,529人	166,452人	72,232人	116,766人	163,550人	227,493人	218,623人
	所得税失格者	22,817	38,661	43,664	263	200	575	2,377	2,429
	計	106,366	148,190	210,116	72,495	116,966	164,125	229,870	221,052
総 計		1,167,230	1,594,983	2,085,407	578,502	768,211	1,095,303	1,709,250	1,553,570

- (注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による個人事業税の納税義務者数である。

### (3) 法人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
法人通	分割法人	19,375人	31,545人	46,799人	65,385人	78,290人	87,319人	102,099人	114,527人
	県内法人	457,349	651,590	875,860	1,183,678	1,426,519	1,623,395	2,002,180	2,298,605
	計	476,724	683,135	922,659	1,249,063	1,504,809	1,710,714	2,104,279	2,413,132
特 別 法 人	公 益 法 人 等	19,816人	43,775人	48,534人	55,356人	61,581人	64,283人	69,397人	77,022人
	人 格 な き 社 団 等	1,069	2,797	6,072	12,119	14,714	21,764	24,730	28,114
	清 算 法 人	407	974	1,407	2,506	2,665	3,887	4,384	5,565
	特 定 信 託	1,000	2,608	4,473	5,585	7,333	12,884	11,553	18,003
課税入法人額	分割法人	93人	103人	113人	115人	119人	118人	116人	116人
	県内法人	91	140	154	209	243	264	282	269
	計	184	243	267	324	362	382	398	385
総 計		499,200	733,532	983,412	1,324,953	1,591,464	1,813,914	2,214,741	2,542,221

- (注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による。  
 2 事業年度が年2回の法人については、2事業年度をもって1納税者としたものである。  
 3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

### (4) その他の市町村税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
均等割	法 人 均 等 割	616,259人	903,732人	1,218,772人	1,671,957人	2,054,770人	2,389,564人	2,810,888人	3,339,390人
法人税割	法 人 税 割	585,828	832,743	1,139,143	1,579,053	1,977,199	2,334,708	2,737,275	3,238,327
固定資産税	固 定 資 産 税	18,040,074	19,983,783	20,873,839	24,403,431	30,514,604	34,810,147	38,154,255	39,469,959

- (注) この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による納税義務者数である。ただし、平成27年度においては速報値である。

12	17	21	22	23	24	25	26	27
46,570,162 人	55,400,971 人	60,456,903 人	59,359,667 人	59,298,394 人	59,398,942 人	59,914,066 人	60,283,084 人	60,587,194 人
51,634,930	51,361,677	56,108,704	54,773,740	54,682,444	54,849,689	55,353,692	55,581,652	55,877,140

いては速報値である。

例で定める一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。

非課税措置が平成16年度分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度の均等割の納税義務者数は、昭和50年度

年度までの所得割の納税義務者数は、定率減税による税額控除後に納税義務者のある者の数である。

12	17	21	22	23	24	25	26
1,030,237 人	909,915 人	779,828 人	684,352 人	675,657 人	689,288 人	712,202 人	736,303 人
32,695	21,033	23,368	20,950	24,477	19,739	18,582	18,552
1,062,932	930,948	803,196	705,302	700,134	709,027	730,784	754,855
1,355 人	1,021 人	892 人	898 人	953 人	1,097 人	1,016 人	1,273 人
81	34	23	20	23	19	23	22
1,436	1,055	915	918	976	1,116	1,039	1,295
194,654 人	181,613 人	172,763 人	159,715 人	157,397 人	158,916 人	162,526 人	164,094 人
6,450	4,406	5,535	5,151	5,809	4,610	4,685	4,713
201,104	186,019	178,298	164,866	163,206	163,526	167,211	168,807
1,265,472	1,118,022	982,409	871,086	864,316	873,669	899,034	924,957

12	17	21	22	23	24	25	26
122,128 人	126,662 人	129,918 人	128,048 人	127,518 人	128,140 人	129,488 人	131,049 人
2,354,731	2,381,754	2,387,255	2,366,730	2,353,635	2,355,383	2,357,908	2,373,487
2,476,859	2,508,416	2,517,173	2,494,778	2,481,153	2,483,523	2,487,396	2,504,536
87,289 人	89,462 人	92,793 人	92,726 人	92,866 人	92,803 人	93,468 人	94,348 人
31,792	43,080	50,357	52,503	53,034	55,792	56,532	57,956
7,158	12,151	12,875	12,820	12,951	12,970	13,225	13,921
30,692	34,111	39,729	37,272	32,785	33,119	33,285	33,066
	416						
149 人	142 人	168 人	186 人	196 人	189 人	213 人	259 人
950	1,218	1,577	1,674	1,986	2,031	2,563	3,807
1,099	1,360	1,745	1,860	2,182	2,220	2,776	4,066
2,634,889	2,688,996	2,714,672	2,691,959	2,674,971	2,680,427	2,686,682	2,707,893

12	17	21	22	23	24	25	26	27
3,563,841 人	3,670,576 人	3,688,980 人	3,741,322 人	3,691,449 人	3,687,550 人	3,710,048 人	3,734,395 人	3,770,523 人
3,412,841	3,508,610	3,611,162	3,586,740	3,574,473	3,573,744	3,590,377	3,604,716	3,653,441
43,096,333	45,551,292	47,266,179	47,530,329	47,338,984	47,858,532	48,133,904	48,425,990	48,610,079

### 13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（平成 27 年度）

#### (1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	1	1,738	2	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(平成 27 年 4 月 1 日現在)による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに 1 団体として計上している。

(注) 3 平成 27 年 4 月 1 日現在の所得割超過税率採用団体  
夕張市 6.5% (平成 19 年度から) 豊岡市 6.1% (平成 21 年度から)

(注) 4 平成 27 年 4 月 1 日現在の所得割標準税率未満採用団体  
名古屋市 5.7% (平成 24 年度から)

#### (2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,500 円)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	1	1,738	2	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1、2 に同じ。

(注) 2 平成 27 年 4 月 1 日現在の均等割超過税率採用団体  
夕張市 4,000 円 (平成 19 年度から) 横浜市 4,400 円 (平成 21 年度から)

(注) 3 平成 27 年 4 月 1 日現在の均等割標準税率未満採用団体  
名古屋市 3,300 円 (平成 24 年度から)

#### (3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (9.7%)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団 体	合 計
		9.8% ～10.5%	10.6% ～11.3%	11.4% ～12.0%	12.1%				
人口 50 万以上の市	2	—	—	—	5	5	21	28	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	93	3	9	4	244	260	148	501	
人口 5 万未満の市	73	5	5	3	158	171	17	261	
町 村	553	7	12	16	311	346	29	928	
合 計	721	15	26	23	718	782	215	1,718	
構 成 比	42.0%	0.9%	1.5%	1.3%	41.8%	45.5%	12.5%	100.0%	

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

#### (4) 市町村民税法人均等割

##### (イ) 法第 312 条第 1 項第 1 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団 体	合 計
			50,100 円～ 54,900 円	55,000 円～ 57,900 円	58,000 円～ 59,900 円	60,000 円				
人口 50 万以上の市	1	21	1	—	—	5	6	—	28	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	375	—	1	—	124	125	1	501	
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	72	72	—	261	
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928	
合 計	1	1,340	1	2	—	373	376	1	1,718	
構 成 比	0.1%	78.0%	0.1%	0.1%	0.0%	21.7%	21.9%	0.1%	100.0%	

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

## (ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円				
人口 50 万以上の市	1	21	1	—	—	5	6	—	28	
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	368	—	2	—	130	132	1	501	
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	72	72	—	261	
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928	
合 計	1	1,333	1	3	—	379	383	1	1,718	
構 成 比	0.1%	77.6%	0.1%	0.2%	0.0%	22.1%	22.3%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

## (ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	132	133	1	501
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	72	72	—	261
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928
合 計	1	1,331	1	2	—	382	385	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.2%	22.4%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

## (ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	132	133	1	501
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	72	72	—	261
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928
合 計	1	1,331	1	2	—	382	385	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.2%	22.4%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

## (ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	365	—	1	—	134	135	1	501
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	72	72	—	261
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円				
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	365	—	1	—	134	135	1	501	
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	72	72	—	261	
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928	
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718	
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円				
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	365	—	1	—	134	135	1	501	
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	72	72	—	261	
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928	
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718	
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	365	—	1	—	134	135	1	501
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	72	72	—	261
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	365	—	1	—	134	135	1	501
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	72	72	—	261
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	29	100.0	—	—	—	29	100.0	16
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	461	92.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	36	7.2	497	100.0	221
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	—	—			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	36	7.2	497	100.0								
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	214	81.1	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	47	17.8	264	100.0	167
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.1			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	50	18.9	264	100.0								
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	862	92.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	52	5.6	929	100.0	320
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	15	1.6			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	67	7.2	929	100.0								
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,566	91.1	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	135	7.9	1,719	100.0	724
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	18	1.0			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	153	8.9	1,719	100.0								

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

14 超過課税の状況

(1) 道府県税

税目	昭和40年度決算	昭和49年度決算		昭和50年度決算		昭和55年度決算		昭和60年度決算		昭和61年度決算		昭和62年度決算		昭和63年度決算		平成元年度決算		平成2年度決算	
	該当	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額	団体数	超過課税額
道府県民税		1	(-)	20	4,616	44	79,876	46	124,869	45	120,468	45	147,396	45	170,445	45	166,836	45	141,428
法人税割	該当																		
事業税		1	11,335	2	38,453	7	129,712	7	185,518	7	187,363	7	236,646	7	268,113	7	246,474	7	232,968
法人自動車税	なし	(該当なし)		1	796	1	1,180	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		-	11,335	-	43,865	-	210,768	-	310,387	-	307,831	-	384,042	-	438,558	-	413,310	-	374,396

税目	平成13年度決算		平成14年度決算		平成15年度決算		平成16年度決算		平成17年度決算		平成18年度決算		平成19年度決算		平成20年度決算		平成21年度決算		平成22年度決算	
	団体数	超過課税額																		
道府県民税	-	-	-	-	1	115	2	459	8	1,895	16	7,176	23	11,004	29	15,506	30	17,516	30	17,472
個人均等割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2,457	1	3,063	1	2,729	1	2,472
所得割	1	1,117	1	4,776	2	5,154	3	5,327	9	5,679	16	6,202	23	7,507	28	8,043	30	8,393	30	8,985
法人均等割	46	92,688	46	76,537	46	83,385	46	95,251	46	110,186	46	132,587	46	141,097	46	125,768	46	73,528	46	82,400
法人税割	7	94,314	7	77,492	7	84,338	7	98,216	7	114,497	7	129,540	7	137,457	8	130,992	8	77,191	8	97,702
法人自動車税	1	-	1	-	1	-	1	53	1	27	1	13	1	5	1	5	1	4	1	8
合計	-	188,119	-	158,805	-	172,992	-	199,306	-	232,286	-	275,518	-	299,527	-	283,376	-	179,360	-	209,040

(注) 1 団体数は、各年度の2月1日現在において超過課税の条例が議決されたものを掲げた。  
 2 (-) は、適用事業年度の関係で実績が計上されなかったものである。  
 3 自動車税の超過課税に関して、平成13年度から東京都独自の制度を実施しているが、平成13～15年度の超過課税額については、データが不明なため、「-」とした。

(2) 市町村税

税目	昭和40年度決算	昭和45年度決算	昭和50年度決算	昭和55年度決算	昭和60年度決算	平成2年度決算	平成7年度決算	平成8年度決算	平成9年度決算	平成10年度決算
市町村民税	13,875	15,807	41,002	168,506	260,239	392,882	253,427	309,964	282,903	253,361
個人均等割	387	273	189	139	131	127	127	43	35	24
所得割	10,347	6,348	59	9	-	-	-	-	-	-
法人均等割	173	369	530	4,148	9,143	11,118	14,116	14,702	14,709	14,290
法人税割	2,968	8,817	40,224	164,210	250,965	381,637	239,184	295,219	268,159	239,047
固定資産税	6,756	9,768	12,849	22,516	29,986	34,958	39,690	40,683	39,969	41,068
土地	1,871	2,680	4,183	7,181	9,685	10,791	11,925	12,025	12,092	12,337
家屋	2,597	3,912	4,765	9,298	12,709	14,830	16,926	17,590	16,763	17,571
償却資産	2,288	3,176	3,901	6,037	7,592	9,337	10,839	11,068	11,114	11,160
軽自動車税	54	67	77	187	290	324	383	385	411	436
釦産税	48	96	144	217	190	88	51	47	37	32
入湯税	4	141	35	24	61	30	30	30	27	28
合計	20,978	26,133	54,379	191,741	290,963	428,282	293,581	351,109	323,347	294,925

税目	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度決算	平成27年度決算見込
市町村民税	202,011	220,749	227,951	244,809	248,474	280,551	261,504
個人均等割	1,498	1,690	1,617	1,619	1,633	1,646	1,623
所得割	75	70	67	69	69	69	71
法人均等割	14,601	15,314	15,416	15,259	15,858	16,209	16,010
法人税割	185,836	203,675	210,851	227,861	230,914	262,627	243,800
固定資産税	37,706	37,189	35,756	34,130	33,847	34,083	33,700
土地	12,339	12,071	11,156	10,829	10,454	10,334	10,245
家屋	15,813	16,068	15,821	14,557	14,688	15,106	14,731
償却資産	9,554	9,051	8,779	8,744	8,704	8,644	8,724
軽自動車税	666	715	729	679	687	693	766
釦産税	8	9	10	10	9	10	10
入湯税	23	23	24	23	23	23	23
合計	240,413	258,685	264,469	279,650	283,040	315,359	296,003

(注) 昭和60年度以前の合計額には、木材引取税の額を含む。

(3) 合計

税目	昭和40年度決算	昭和45年度決算	昭和50年度決算	昭和55年度決算	昭和60年度決算	平成2年度決算	平成7年度決算	平成8年度決算	平成9年度決算	平成10年度決算
合計	20,978	26,133	98,244	402,509	601,350	802,678	480,316	580,067	539,952	482,364

税目	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度決算	平成27年度決算見込
合計	419,773	467,725	471,883	501,883	525,933	592,291	581,723

(単位 百万円)

平成3年度 決算		平成4年度 決算		平成5年度 決算		平成6年度 決算		平成7年度 決算		平成8年度 決算		平成9年度 決算		平成10年度 決算		平成11年度 決算		平成12年度 決算		税 目
団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額													
45	121,606	45	100,328	45	90,588	45	84,656	45	89,412	46	112,484	46	106,428	46	93,786	46	81,947	46	90,149	道府県民税 法人税割
7	172,714	7	142,982	7	116,596	7	103,105	7	97,323	7	116,474	7	110,177	7	93,653	7	80,820	7	92,113	事業税 法人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	自動車税
-	294,320	-	243,310	-	207,184	-	187,761	-	186,735	-	228,958	-	216,605	-	187,439	-	162,767	-	182,262	合 計

平成23年度 決算		平成24年度 決算		平成25年度 決算		平成26年度 決算		平成27年度 決算見込		税 目
団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額							
31	18,530	33	19,966	33	20,231	35	22,230	35	21,684	道府県民税 個人均等割
1	2,470	1	2,658	1	2,698	1	2,488	1	2,419	所 得 割
31	9,367	33	9,560	33	9,975	35	10,022	35	10,089	法人均等割
46	85,987	46	92,617	46	94,467	46	110,342	46	107,921	法人税割 事業税
8	91,047	8	97,418	8	115,502	8	131,806	8	143,607	法 人
1	13	1	14	1	20	1	43	-	-	自動車税
-	207,414	-	222,233	-	242,893	-	276,932	-	285,720	合 計

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
223,930	239,376	241,074	199,842	214,346	243,101	279,059	331,698	351,689	321,168	市町村民税
26	22	20	19	20	-	-	-	2	2	個人均等割
-	-	-	-	-	-	-	-	29	24	所 得 割
14,020	13,990	14,058	13,576	13,848	14,151	14,455	14,575	14,635	15,108	法人均等割
209,884	225,364	226,996	186,247	200,478	228,950	264,604	317,123	337,023	306,033	法人税割
42,419	40,858	41,470	41,710	39,063	38,425	37,381	34,791	35,857	37,168	固定資産税
12,614	12,733	12,820	12,809	12,582	12,331	11,730	11,598	11,913	12,092	土 地
18,351	17,067	17,684	18,238	16,380	16,473	16,259	14,448	15,046	15,736	家 屋
11,454	11,058	10,966	10,663	10,101	9,621	9,392	8,746	8,899	9,340	償却資産
439	443	457	468	483	501	528	497	509	564	軽自動車税
11	11	13	5	9	9	9	9	9	7	釵 産 税
24	22	24	26	25	21	24	23	23	24	入 湯 税
266,823	280,710	283,038	242,051	253,926	282,057	317,001	367,018	388,088	358,931	合 計

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
419,590	462,972	471,157	400,856	426,918	481,363	549,287	642,536	687,615	642,308	合 計

15 法定外税の実施状況（平成27年度）

(1) 道府県法定外普通税

平成28年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 26年度決算額 (百万円)
1	沖縄県	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油を販売することを業とするもので知事が指定するもの (元売業者)	申告納付	1,500円/kl	S47.6.1施行 (H27.4.1) 989
2	福井県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S51.11.10施行 (H23.11.10) 6,095
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②45,750円/千kW(3か月)	
3	愛媛県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.1.16施行 (H26.1.16) 954
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②40,000円/千kW(3か月)	
4	佐賀県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.4.1施行 (H26.4.1) 1,400
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②46,000円/千kW(3か月)	
5	島根県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (H27.4.1) 0
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②41,100円/千kW(3か月)	
6	静岡県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (H27.4.1) 0
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②29,500円/千kW(3か月)	
7	鹿児島県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の12	S58.6.1施行 (H25.6.1) 481
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②22,600円/千kW(3か月)	
8	宮城県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S58.6.21施行 (H25.6.21) 0
9	新潟県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S59.11.15施行 (H26.11.15) 535
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②33,000円/千kW(3か月)	
10	北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S63.9.1施行 (H25.9.1) 900
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②37,750円/千kW(3か月)	
11	石川県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	H4.10.8施行 (H24.10.8) 770
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②34,900円/千kW(3か月)	

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 26年度決算額 (百万円)
12	茨城県	核燃料等 取扱税	①原子炉の設置	①原子炉の熱出力	①原子炉設置者	申告納付	①30,500円/千kW(3か月)	S53.10.18施行  (H26.4.1)
			②原子炉への核燃料の挿入	②原子炉に挿入した核燃料の価額	②原子炉設置者		②核燃料価額の100分の8.5	
			③使用済燃料の受入れ	③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	③再処理事業者		③60,100円/kg	951
			④使用済燃料の保管	④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④1,500円/kg	
			⑤高放射性廃液の保管	⑤高放射性廃液の数量	⑤再処理事業者		⑤1,594,000円/m <sup>3</sup>	
			⑥ガラス固化体の保管	⑥ガラス固化体の容器の数量	⑥再処理事業者		⑥1,219,000円/本	
			⑦プルトニウムの保管	⑦プルトニウムの重量	⑦原子力事業者		⑦5,100円/kg	
			⑧放射性廃棄物の発生	⑧放射性廃棄物の容器の容量	⑧原子力事業者		⑧106,000円/m <sup>3</sup>	
			⑨放射性廃棄物の保管	⑨放射性廃棄物の容器の容量	⑨原子力事業者		⑨5,100円/m <sup>3</sup>	
13	青森県	核燃料物質等 取扱税	①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者	申告納付	①44,600円/kg	H3.9.28施行  (H26.4.1)
			②原子炉の設置	②発電用原子炉の熱出力	②原子炉設置者		②9,000円/千kW(3か月)	
			③原子炉への核燃料の挿入	③原子炉に挿入した核燃料の価額	③原子炉設置者		③核燃料価額の100分の13	18,088
			④使用済燃料の受入れ	④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④19,400円/kg	
			⑤使用済燃料の貯蔵	⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤再処理事業者		⑤1,300円/kg (当面の間8,300円/kg)	
			⑥廃棄物の埋設	⑥廃棄物埋設に係る廃棄物に係る容器の容量	⑥廃棄物埋設事業者		⑥64,000円/m <sup>3</sup>	
			⑦廃棄物の管理	⑦ガラス固化体の容器の数量	⑦廃棄物管理事業者		⑦1,969,500円/本	

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(2) 市町村法定外普通税

平成28年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 26年度決算額 (百万円)
1	静岡県熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1㎡…年 650円	S51.4.1施行 (H23.4.1)  556
2	神奈川県山北町	砂利採取税	岩石及び砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	岩石 1㎡…10円 砂利 1㎡…15円	S57.4.1施行 (H24.4.1)  4
3	福岡県太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く) …50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円	H15.5.23施行 (H27.5.23)  72
4	鹿児島県薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料(使用済核燃料集合体)の数量(1発電用原子炉につき157体を超える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	250,000円/体	H15.11.1施行 (H26.1.5)  392
5	東京都豊島区	狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸(専用面積30㎡未満の住戸)を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16.6.1施行   386
6	大阪府泉佐野市	空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車で行き交す行為	関西国際空港連絡橋を自動車で行き交す回数	通行料金を支払う者	特別徴収	1往復につき100円	H25.3.30施行   366

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(3) 道府県法定外目的税

平成28年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 26年度決算額 (百万円)
1	三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14.4.1施行  292
2	岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策促進費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行  423
3	広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H25.4.1)  543
4	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H25.4.1)  13
5	青森県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行  101
6	岩手県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行  99
7	秋田県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1施行  242
8	滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 500トン以下は免税	H16.1.1施行  36

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 26年度決算額 (百万円)
9	奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行  130
10	山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行  230
11	新潟県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行  316
12	京都府	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行  62
13	宮城県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H27.4.1)  445
14	島根県	産業廃棄物減量税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (H27.4.1)  426
15	福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  199
16	佐賀県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  117
17	長崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  83

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 26年度決算額 (百万円)
18	大分県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  284
19	鹿児島県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  155
20	宮崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行  224
21	熊本県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行  168
22	福島県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行  638
23	愛知県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行  596
24	沖縄県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再使用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.4.1施行  48
25	北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行  809
26	山形県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行  184

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 26年度決算額 (百万円)
27	愛媛県	資源循環促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付	1,000円/トン  (自社処分の場合は500円/トン、設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	H19.4.1施行  248
28	東京都	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が10千円以上15千円未満 …100円  15千円以上 …200円	H14.10.1施行  1,624
29	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 …3,000円/回 ・一般乗合用バス …2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 …1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 …300円/回	H15.4.1施行  15

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

平成28年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 26年度決算額 (百万円)
1	京都府 城陽市	山砂利採 取税	山砂利の採取	山砂利採取に起因す る環境整備に要する 経費	採取量	採取業者	申告納付	1m <sup>3</sup> …40円	S43.12.1施行  (H23.6.1)  16
2	山梨県 富士河口 湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺 地域における環境の 保全、環境の美化及 び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1施行  8
3	福岡県 北九州市	環境未来 税	最終処分場において 行われる産業廃棄物 の埋立処分	廃棄物の適正な処理 の推進、廃棄物の再 生利用の促進に資す る事業の支援その他 環境に関する施策に 要する費用	最終処分場において埋立処 分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋 立処分される産業 廃棄物の最終処分業 者及び自家処分事業 者	申告納付	1,000円/トン	H15.10.1施行  618
4	新潟県 柏崎市	使用済核 燃料税	使用済核燃料の保管	原子力発電所に対す る安全対策、生業安 定対策、環境安全対 策及び民生安定対策 並びに原子力発電所 との共生に必要な費 用	保管する使用済核燃料の重 量(使用済核燃料に係る原 子核分裂をさせる前の核燃 料物質の重量)	使用済核燃料を保管 する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15.9.30施行  575
5	沖縄県 伊是名村	環境協力 税	旅客船、飛行機等に より伊是名村へ入域 する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、飛行機等により伊 是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等に より伊是名村へ入域 する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、高校生以 下は課税免除)	H17.4.25施行  4
6	沖縄県 伊平屋村	環境協力 税	旅客船等により伊平 屋村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等により伊平屋村へ 入域する回数	旅客船等により伊平 屋村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、高校生以 下は課税免除)	H20.7.1施行  3
7	沖縄県 渡嘉敷村	環境協力 税	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等又はヘリコプター により渡嘉敷村へ入域する 回数	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、中学生以 下は課税免除)	H23.4.1施行  11
8	大阪府 箕面市	開発事業 等緑化負 担税	事業として行う開発 行為等	良好な自然環境や住 環境をはじめとする 都市環境の維持、保 全及び向上に要する もの	開発行為等の行われる土地 の面積に0.9を乗じて得た 値に、当該土地に係る建築 基準法の規定による建築物 の容積率の最高限度の数値 を乗じて得た面積	開発行為等を行う事 業者	申告納付	250円/㎡	H28.7.1施行予定  平年度見込額 30

- (注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。  
 ○ 京都府城陽市山砂利採取税は平成23年6月1日に法定外普通税から法定外目的税に変更。  
 ○ 遊漁税を課税していた3町村(河口湖町、勝山村及び足和田村)が平成15年11月15日に合併。  
 ○ 大阪府箕面市の開発事業等緑化負担税の税収額は、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

16 政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（平成26年度）

（単位 百万円、％）

区分 団体名	歳入総額	税収入		地方交付税		国県支出金		地方債		その他	
	金額 A	金額 B	$\frac{B}{A}$	金額 C	$\frac{C}{A}$	金額 D	$\frac{D}{A}$	金額 E	$\frac{E}{A}$	金額 F	$\frac{F}{A}$
札幌	886,462	286,778	32.4	92,319	10.4	223,443	25.2	99,840	11.3	184,082	20.8
仙台	569,750	182,135	32.0	28,762	5.0	117,792	20.7	63,467	11.1	177,595	31.2
さいたま	464,259	225,182	48.5	6,594	1.4	91,379	19.7	55,227	11.9	85,877	18.5
千葉	381,231	174,983	45.9	7,650	2.0	72,231	18.9	39,819	10.4	86,547	22.7
横浜	1,469,029	719,972	49.0	24,706	1.7	287,213	19.6	150,855	10.3	286,284	19.5
川崎	612,268	296,559	48.4	2,112	0.3	125,217	20.5	64,218	10.5	124,161	20.3
相模原	260,747	111,841	42.9	9,129	3.5	57,460	22.0	31,732	12.2	50,585	19.4
新潟	374,931	120,964	32.3	41,112	11.0	67,270	17.9	65,333	17.4	80,254	21.4
静岡	281,681	127,734	45.3	12,354	4.4	52,251	18.5	38,813	13.8	50,529	17.9
浜松	286,012	131,317	45.9	22,020	7.7	53,857	18.8	29,234	10.2	49,584	17.3
名古屋	1,054,793	503,508	47.7	6,478	0.6	207,886	19.7	83,052	7.9	253,869	24.1
京都	726,717	252,119	34.7	53,329	7.3	157,459	21.7	87,333	12.0	176,476	24.3
大阪	1,641,158	659,256	40.2	36,787	2.2	405,616	24.7	121,124	7.4	418,375	25.5
堺	353,079	132,747	37.6	23,629	6.7	97,421	27.6	48,801	13.8	50,481	14.3
神戸	723,425	275,006	38.0	55,882	7.7	162,829	22.5	81,384	11.2	148,324	20.5
岡山	293,586	112,935	38.5	26,352	9.0	59,541	20.3	49,157	16.7	45,601	15.5
広島	559,781	204,133	36.5	37,240	6.7	138,883	24.8	68,617	12.3	110,908	19.8
北九州	523,522	157,555	30.1	52,633	10.1	117,965	22.5	70,037	13.4	125,331	23.9
福岡	791,138	282,136	35.7	29,839	3.8	164,164	20.8	77,880	9.8	237,118	30.0
熊本	303,191	98,325	32.4	35,109	11.6	76,469	25.2	43,835	14.5	49,453	16.3
計	12,556,762	5,055,185	40.3	604,037	4.8	2,736,345	21.8	1,369,759	10.9	2,791,437	22.2

- （注） 1 普通会計における決算額である。  
 2 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。  
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。



17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9 万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円  前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 5 万円
税率		(創設) 年 均等割 100 円 所得割 所得税の 5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税 標準とする 13 段階 の標準税率が設け られ、昭和 37 年度 から適用すること とされたが、同年 度において再び法 改正が行われ、実 施されなかった。	所得割 150 万円以下 2% 150 万円超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、  
 鉦区税、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税に  
 あっては昭和 39 年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円
(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がない場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者がない場合 1人目 11万円
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の創 設(昭和42年1 月1日以後に支払 を受けるべき退職 手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に対する 税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 1.3% (ロ) 48、49年度 1.6% (ハ) 50、51年度 2.0%  (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合 の課税短期譲渡所得金額に 対する税額の110%相当額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15万円	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	14万円	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 11万円 配偶者がいない場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円  (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がいない場合 14万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がいない場合 19万円	
税率			所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額  (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50、51年度 1.6%  (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)		均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額 の4分の3を総合課税した場合 の当該2,000万円を超える部分に 係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額 から2,000万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地 等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額 の2分の1を総合課税した場合の 当該4,000万円を超える部分に係 る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (55～57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額 から4,000万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の外の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額 のうち、4,000万円を超え8,000万 円以下の額の2分の1の額と8,000 万円を超える金額の4分の3の額 との合計額を総合課税した場合の 当該4,000万円を超える部分に係 る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)

- 2 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。  
 3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額  (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額  (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。  
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。  
3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものである。

60	61	63
26万円		28万円
控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調 整される。)
扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
均等割 標準税率 年額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額 の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以 下である場合 ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ③ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金 額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超え る部分に係る上積み税額との合計額 ④ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を 超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万 円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長 期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良 住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税し た場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税 事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄については、昭和62年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%  (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である 場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円 を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得(平成元年～3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の 譲渡所得(平成元年～3年度) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円 を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の 譲渡所得(平成元年～3年度) (ヘ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用 家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る 買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万を 控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 2% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に 対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正。(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。  
 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したものであり、又は昭和

3	4
31 万円	
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円	
所得割 (1) 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成 10 年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する 税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 9 年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡に係る分は従前の 税率適用）

和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成 4 年度欄については、平成 3 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得（特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税 制度廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄については、平成3年度改正によるものである。  
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。  
 3 平成6年度に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。  
 4 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額 1,000 円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除 した金額の 3%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割 (1) 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 4%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 (～平成 15 年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税 額の 110%相当額</p>

5 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割から、その 15%相当額 (15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除した。

6 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度 (平成 6 年 12 月) 改正によるものである。

7 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち (3) (イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（平成11年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用（～平成13年度）</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止</p>

(注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。  
2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。  
3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。

12	14	15
特定扶養親族                      1人    45万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成13年度） 2%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率 特例不適用（～平成16年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成16年度） 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 (平成13年4月1日から平成15年3月31日 までの取引に係る分) 2%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成16年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下 である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を 超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000万円を控除した金額の2%に相当す る金額との合計額 (創設(平成16年1月～)) 配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成20年3月31日 までの間に支払を受ける一定の上場株式等 の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を 選択した特定口座）内の株式等の譲渡による 所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成19年12月31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内 の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)

- 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。）を控除する（平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止）。
- 5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。
- 6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
- 7 平成15年度欄において、所得割については平成13年度改正、配当割及び株式等譲渡所得割については平成15年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期 (1 年超) 保有上場株式等に係る特例 (平成 15～17 年) 1%</p> <p>※ (イ)について、税率 1%の特例を創設 (～平成 20 年度) (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 21 年度)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 26 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>

- (注) 1 平成 16 年度欄において、所得割(1) (※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。
- 2 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 3 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、

19	20
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>イ) 長期譲渡所得 2%</p> <p>ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額</p> <p>ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 96 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額</p> <p>ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 2%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成 20 年度） 1.2%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 4.8%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 (ただし、平成 21 年度まで特例不適用)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>	<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%) ※ 3%軽減税率は、平成 22 年 12 月 31 日まで延長。</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>

その 7.5%相当額（7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除する（平成 17 年度改正による。）。平成 19 年度分以降については定率減税を廃止する（平成 18 年度改正による。）。

4 平成 19 年度欄において、所得割については平成 18 年度改正、それ以外については平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 20 年度欄において、配当割（※を除く。）については平成 19 年度改正、それ以外については平成 20 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	21	22	23
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成21年度) 1.2%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成26年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を 控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成26年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成22年度～平成24年度) 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に 対する税率(平成22年度～平成24年度) 1.2%</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に 支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した 特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に 支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等 に係る税率 3%)</p>	<p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年 12月31日までの間に支払を受ける べき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉 徴収を選択した特定口座)内の株式等 の譲渡による所得に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年12 月31日までの間に支払を受ける源泉 徴収口座内の上場株式等の譲渡所得 等に係る税率 3%)</p>

- (注) 1 平成21年度欄については、平成19年度改正によるものである。  
 2 平成22年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成20年度改正により創設されたもの、その他の記載については、平成21年度改正によるものである。  
 3 平成23年度欄については、平成23年度改正(平成23年6月)によるものである。

24	25	26
同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
<p>扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止</p> <p>特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止</p> <p>同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組</p>		
<p>所得割</p> <p>退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2%</p> <p>(2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2%</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率 (平成 26 年度～平成 35 年度) 年額 1,500 円 〔 本則税率 年額 1,000 円に 年額 500 円を加算した額 〕</p> <p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 29 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡)</p> <p>配当割</p> <p>上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)</p>

4 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるものである。

5 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

6 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるもの、所得割については、平成 26 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	27	29
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (平成28年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p>	<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 2%</p>

- (注) 1 平成27年度欄において、所得割については、平成23年度改正によるもの、配当割については、平成25年度改正によるものである。  
2 平成29年度欄については、平成25年度改正によるものである。



## ② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	40	41	42
税 率		(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属 する事業年度から 適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1,000 万円を超える法人 年 1,000 円 (2) 上記法人以外の法人等 年 600 円

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円  ※資本等の金額 …資本の金額又は出資金額と資本積立金との 合計額  法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000 円

45	49	51	52
法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 2,000円

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率 (1) 資本金等の金額が 50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本金等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本金等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本金等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円	均等割 標準税率 (1) 資本金等の金額が 50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本金等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本金等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本金等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円	均等割 資本金等の金額 …資本金の金額又は 出資金額と資本 積立金額又は連 結個別資本積立 金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等	均等割 資本金等の額 …法人税法に規定 する資本金等の 額又は連結個別 資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等

(道府県民税「法人」つづき)

年度 項目	平成 20 年度	26	27	29 (改正案による)
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が 1 千万円以下の法人 年額 20,000 円 (2) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (3) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (5) 資本金等の額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※平成 26 年 10 月 1 日 以後に開始する事業年 度から適用	均等割 資本金等の額 法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額に、資本金 又は資本準備金を 欠損の填補又は損 失の填補に充てた 金額を控除すると ともに、剰余金又 は利益準備金を資 本金とした金額を 加算した額	法人税割 標準税率 1.0% 制限税率 2.0% ※平成 29 年 4 月 1 日 以後に開始する事業 年度から適用

(注) 平成 29 年度欄については、平成 28 年度改正案によるものである。

③ 利 子 割

年度 項目	昭和 63 年度	平成 19 年度	27
税 率 等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4 月 1 日施行  (交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 95%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 99%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	(一部廃止) 平成 28 年 1 月 1 日以後に支払 いを受けるべき利子等に係る法人 の利子割について廃止

(注) 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

(注) 平成 27 年度欄については、平成 25 年度改正によるものである。



## 2. 事業税

### ① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	31	32	33
事業主控除等	免税点 年 25,000 円	基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	基礎控除 年 120,000 円		
税 率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%		第 1 種業務のうち助産婦業等 4%	第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 第 3 種業務のうち助産婦業等 4%			第 1 種事業課税所得 年 50 万円以下 6% 年 50 万円超 8%	
事業専従者控除等				特別所得税が事業税の第 3 種事業とされた。				事業専従者控除 (青色) 年 80,000 円

年度 項目	昭和 46 年度	47	48	49	50	51	52	60
事業主控除等	事業主控除 年 360,000 円	事業主控除 年 600,000 円	事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円	事業主控除 年 2,400,000 円
税 率					制限税率が設けられた。 (標準税率の 1.1 倍)			
事業専従者控除等		事業専従者控除 (白色) 年 165,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 170,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 192,500 円 (49 年度限り、本則は年 200,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000 円 (50 年度限り、本則は年 300,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 400,000 円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000 円

34	37	39	40	41	42	43	44	45
基礎控除 年 200,000 円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000 円	事業主控除 年 240,000 円	事業主控除 年 250,000 円	事業主控除 年 270,000 円			事業主控除 年 320,000 円
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%							
	事業専従者控除 (白色) 年 50,000 円 (青色の 年 80,000 円 についても 法律に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000 円 (白色) 年 60,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000 円 (白色) 年 80,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 170,000 円 (白色) 年 110,000 円	事業専従者控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000 円	

63	平成2年度	5	8	11
		事業主控除 年 2,700,000 円		事業主控除 年 2,900,000 円
事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 600,000 円 その他の 事業専従者 年 450,000 円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 800,000 円 その他の 事業専従者 年 470,000 円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 860,000 円 その他の 事業専従者 年 500,000 円	

(注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。  
2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	32	34	37
税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3 以上の道府 県に事務所等 を有する法人 で資本又は出 資の金額 500 万円以上の法 人の所得及び 清算所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 8% 年 100 万円以下 10% 年 100 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は出 資の金額 500 万円 以上の法人の所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 7% 年 100 万円以下 8% 年 200 万円以下 10% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は 出資の金額 500 万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年 50 万円以下 7% 年 50 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県 に事務所等を有 する法人で資本 又は出資の金額 500 万円以上の 法人の所得 8%	普通法人 年 100 万円以下 6% 年 200 万円以下 9% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に事 務所等を有する法人 で資本又は出資の金 額 1,000 万円以上の 法人の所得 12% 特別法人 年 100 万円以下 6% 年 100 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県に事 務所等を有する法人 で資本又は出資の金 額 1,000 万円以上の 法人の所得 8%
そ の 他		申告納付制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業（地方鉄軌道事業を除く。）が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		

39	49	50	平成元年度	10	11
<p>普通法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円以下 9%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 150 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超 700 万円以下 9%</p> <p>年 700 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>ただし、昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 50 年 4 月 30 日までの間に終了する法人については次による。</p> <p>普通法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超 600 万円以下 9%</p> <p>年 600 万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率が設けられた。</p> <p>標準税率の 1.1 倍</p>	<p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については</p> <p>年 10 億円超 9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については</p> <p>年 10 億円超 9%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 8.4%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 11%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 11%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 7.5%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 7.5%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 7.3%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については</p> <p>年 10 億円超 7.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については</p> <p>年 10 億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人 1.3%</p> <p>※上記税率は恒久的な減税として法附則 40⑩に定められているものであり、本則(法 72 の 22)の税率とは異なる。</p>

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	16	20	
税 率	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本又は出資の金額 1 億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 3.8%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 5.5%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 7.2%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 7.2%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>[ 一定の協同組合等については ]</p> <p>年 10 億円超 7.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>[ 一定の協同組合等については ]</p> <p>年 10 億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 1.3%</p>	<p>所得課税法人 (特別法人を除く。)のうち資本又は出資の金額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 7.3%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>[ 一定の協同組合等については ]</p> <p>年 10 億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 1.3%</p>	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 1.5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 2.2%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 2.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 2.7%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 3.6%</p> <p>[ 一定の協同組合等については ]</p> <p>年 10 億円超 4.3%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6%</p> <p>[ 一定の協同組合等については ]</p> <p>年 10 億円超 4.3%</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 0.7%</p>
	<p>※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則 40⑩に定められているものであり、本則 (法 72 の 24 の 7) の税率とは異なる。制限税率が引き上げられた。〔標準税率の 1.2 倍〕</p>		
そ の 他		※平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用	

(注) 1 平成 16 年度欄については、平成 15 年 3 月改正によるものである。  
 2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成 18 年度改正により平成 19 年 4 月 1 日から本則の税率となったものである。

22		26	
右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億 円超の法人)	所得課税法人 (特別法人を除く。) のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投 資法人等	右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円 超の法人)	所得課税法人 (特別法人を除く。) の うち資本金の額又は出資金の額 1 億円 以下の法人、公益法人等及び投資法人 等
付加価値割 0.48% 資 本 割 0.2% 所 得 割 年 400 万円以下 1.5% 年 400 万円超 800 万円以下 2.2% 年 800 万円超 2.9%	所 得 割 年 400 万円以下 2.7% 年 400 万円超 800 万円以下 4.0% 年 800 万円超 5.3%	付加価値割 0.48% 資 本 割 0.2% 所 得 割 年 400 万円以下 2.2% 年 400 万円超 800 万円以下 3.2% 年 800 万円超 4.3%	所 得 割 年 400 万円以下 3.4% 年 400 万円超 800 万円以下 5.1% 年 800 万円超 6.7%
3 以上の道府県に事務所等を 有する法人の法人の所得 2.9%	3 以上の道府県に事務所等を有 する法人で資本金の額又は出資 金の額 1,000 万円以上の法人の 所得 5.3%	3 以上の道府県に事務所等を有す る法人の所得 4.3%	3 以上の道府県に事務所等を有す る法人で資本金の額又は出資金の 額 1,000 万円以上の法人の所得 6.7%
	特別法人 所 得 割 年 400 万円以下 2.7% 年 400 万円超 3.6% [ 一定の協同組合等については年 10 億円超 7.3% ]		特別法人 所 得 割 年 400 万円以下 3.4% 年 400 万円超 4.6% [ 一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% ]
	3 以上の道府県に事務所等を有 する法人で資本金の額又は出資 金の額 1,000 万円以上の法人の 所得 3.6% [ 一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% ]		3 以上の道府県に事務所等を有す る法人で資本金の額又は出資金の 額 1,000 万円以上の法人の所得 4.6% [ 一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% ]
	収入金額課税法人 収 入 割 0.7%		収入金額課税法人 収 入 割 0.9%
※平成 22 年 10 月 1 日以後に解散 (合併による解散及び破産手続開始の決 定による解散を除く。) 又は破産手続開始の決定が行われる場合に適用		※平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用	

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	27	28 (改正案による)	29 (改正案による)	
税 率	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	所得課税法人 (特別法人を除く。)のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
	付加価値割 0.72% (0.96%)	付加価値割 1.2%	付加価値割 1.2%	所 得 割
	資 本 割 0.3% (0.4%)	資 本 割 0.5%	資 本 割 0.5%	年 400 万円以下 5.0%
	所 得 割	所 得 割	所 得 割	年 400 万円超 800 万円以下 7.3%
	年 400 万円以下 1.6% (0.9%)	年 400 万円以下 0.3%	年 400 万円以下 1.9%	年 800 万円超 9.6%
	年 400 万円超 800 万円以下 2.3% (1.4%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.5%	年 400 万円超 800 万円以下 2.7%	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6%
	年 800 万円超 3.1% (1.9%)	年 800 万円超 0.7%	年 800 万円超 3.6%	特別法人
	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 3.1% (1.9%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 0.7%	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 3.6%	所 得 割
				年 400 万円以下 5.0%
				年 400 万円超 6.6%
			[ 一定の協同組合等については年 10 億円超 7.9% ]	
			3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%	
			[ 一定の協同組合等については年 10 億円超 7.9% ]	
			収入金額課税法人	
			収 入 割 1.3%	
そ の 他	※平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。 下段 ( ) 内の税率については、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用	※平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用	※平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用	

(注) 平成 29 年度欄については、平成 28 年度改正案によるものである。

## 法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和 26 年度	29	37	42	45
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数		各月の延従業者の数を期 末現在の従業者の数とし た。	資本金が 1 億円以上の法 人の本社管理部門の従業 者数については 1/2
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等					
製造業			資本金 1 億円以上の法人の 本社管理部門の従業者数に ついては 1/2		
鉄道業 軌道業	1/2 を固定資産の価額 他の 1/2 を従業者の数	軌道の延長キロメートル 数			
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額			
電気供給業					

年度 区分	昭和 47 年度	57	平成元年度	17
銀行業 保険業 (証券業)			証券業が追加された	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数 ※本社管理部門の従業者 数 1/2 措置は廃止
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等				
製造業			資本金 1 億円以上の法人の 工場の従業者数については 1.5 倍	本社管理部門の従業者数 1/2 措置は廃止
鉄道業 軌道業				
ガス供給業 倉庫業				
電気供給業	1/2 を発電所の固定資 産の価額 他の 1/2 を固定資産の 価額	3/4 を発電所の固定資産 の価額 他の 1/4 を固定資産の価 額		

(注) 電気供給業については経過措置あり。

### 3. 地方消費税

年度 項目	平成9年度	26	27	29
税率等	(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 (清算基準) 指定統計(商業統計・サービス業基本調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数1:1で按分 (交付金) 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付 (交付基準) 人口と従業者数を1:1で按分	(税率) 一定税率 消費税額の63分の17 (交付基準) 従来分の地方消費税収については、人口と従業者数を1:1で按分 引上げ分の地方消費税収については、人口のみで按分 (用途) 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、全額社会保障財源化	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数3:2で按分	(税率) 一定税率 消費税額の78分の22

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。  
2 平成26年度欄については、平成24年8月改正によるものである。  
3 譲渡割については、当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収し、貨物割については、国が消費税と併せて賦課徴収する。

### 4. 不動産取得税

年度 項目	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
税率等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円	税率4% ただし、昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までに行われた住宅の取得については3%とされた。 昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までの間に行われた一定の住宅用土地の取得については税額から4分の1に相当する額を減額することとされた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成元年6月30日まで3年間延長された。

年度 項目	平成12年度	13	15	18
税率等	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成12年1月1日から平成14年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について平成16年6月30日まで3年間延長された。	税率4% ただし、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに行われた不動産の取得については課税標準を3%とする特例措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得が平成15年1月1日から平成17年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	税率4% ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成21年3月31日まで3年間延長された。 住宅以外の家屋に係る税率の特例措置については平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り、標準税率を3.5%とする経過措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成21年3月31日まで延長する。

平成元年度	4	6	7	8	9	10
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。

21	24	27
<p>税率4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する。〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成30年3月31日まで3年間延長する。〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成30年3月31日まで延長する。</p>

## 5. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	37	42	60	61
税率等		(創設) 税率 115分の5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円 ただし、昭和61年5月か ら昭和62年3月までの間に 行われた売渡し等分につい ては、特例措置として、1,000 本につき160円を加算。

年度 項目	平成15年度	18	22	25
税率等	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円	平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。  
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

## 6. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和25年度	27	29	32	36	37	41	46
税率等	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の施設 100%	(入場税) 税率が従前の2分の1 に引き下げられた。	入場税が国税に移譲 され、第3種の施設 の利用に対し娯楽施 設利用税を課するこ ととされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、 ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の 運動競技の 施設利用 10% (2) 外形課税(月額) 税率 ばちんこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円	ゴルフ場 に対し定額課 税が採用さ れた。 1人1日 200円	(1) 料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の 定額課税の 税率 1人1日 400円	料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場 の定額課 税の税率 1人1日 600円 (2) ゴルフ場 所在市町 村に対 して6分 の1を交付	ゴルフ場 所在市町 村に対 して3分 の1を交付

62	63	平成元年度	9	11
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。	従量制の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。		平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円		

28	29	30	31
平成28年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 481円	平成29年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 551円	平成30年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円	平成31年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 860円

47	48	52	58	平成元年度	15
ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円  (2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円  (2) 外形課税（月額）税率 ぱちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円  利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 (標準税率の1.5倍)	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円  (2) 外形課税（月額）税率 ぱちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。  (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。  (3) 税率 1人1日 800円 制限税率 1,200円  (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付	18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者の利用並びに国民体育大会のゴルフ競技及び学校の教育活動としての利用について、非課税措置が設けられた。

7. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）（平成12年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30	32
税率等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10%  (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10%  (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 (非課税制度が免税点制度に改められた。)	芸者の花代及びカフェ・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10%  (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下

年度 項目	昭和48年度	49	50	52	53
税率等	(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館における基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基礎控除) 2,000円

36	37	41	44	46
名称が料理飲食等消費税に変更された。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における基礎控除) 1,000円

57	58	平成元年度	3	9	12
(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収書制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付	4月1日廃止

## 8. 自動車税

### ①環境性能割（平成29年4月1日～）

年度 項目	平成29年度（改正案による）	
税 率 等	自動車税環境性能割の創設 平成29年4月1日以後に取得された自動車に対して、環境性能に応じて課税。	
	〈自家用乗用車の税率〉	
	税率	対象車
	非課税	電気自動車、 天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、 プラグインハイブリッド自動車、 クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）
	1% (0.5%)	ガソリン車、 ガソリンハイブリッド車 ★★★★かつ平成32年度基準達成
	2% (1%)	★★★★かつ平成27年度基準+10%達成
	3% (2%)	上記以外の車
	(注) 1 ★★★★★は平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい自動車。 2 ( )内の数字は営業用乗用車の税率。 ※ 乗用車以外の自動車については、異なる区分によって税率が決定。	

(注) 平成29年度欄については、平成28年度改正案によるものである。



②種別割（平成 29 年 4 月 1 日～）（平成 29 年 3 月 31 日まで自動車税）

年度 項目	昭和 25 年度	28	29	31	33	36	37	
税 率 等	普通自動車 自家用 15,000 円 営業用 10,000 円	普通自動車 自家用 30,000 円 営業用 14,000 円	普通自動車 自家用 120インチ以下 36,000 円 120 インチ超 60,000 円	トラック及び バスについて 「揮発油を燃 料とする自動 車」以外の税 率が「揮発油 を燃料とする 自動車」の標 準税率まで引 き下げられ た。	二輪小型自動 車及び軽自動 車が市町村税 の軽自動車税 の課税客体と された。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000 円 3.048 メートル超 60,000 円 営業用 3.048メートル以下 15,000 円 3.048 メートル超 30,000 円	小型四輪車 乗用車 自家用 1 リットル以下 12,000 円 1 リットル超 1.5リットル以下 14,000 円 1.5 リットル超 16,000 円 営業用 1 リットル以下 6,000 円 1 リットル超 1.5リットル以下 7,000 円 1.5 リットル超 8,000 円	
	トラック及びバス 10,000 円	トラック 14,000 円	営業用 120インチ以下 15,000 円 120 インチ超 30,000 円			営業用 3.048メートル以下 15,000 円 3.048 メートル超 30,000 円	トラック 15,000 円 バス 観光用 30,000 円 その他 14,000 円	
	小型自動車 四輪車 自家用 4,500 円 その他 3,000 円	バス 観光用 25,000 円 その他 14,000 円	トラック 自家用 揮発油 15,000 円 その他 23,000 円 営業用 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円				バス 観光用 30,000 円 その他 14,000 円	
	三輪車 2,000 円	小型自動車 四輪車 自家用 7,200 円 営業用 4,200 円	その他 23,000 円 営業用 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円					
	二輪車 1,000 円	自家用 7,200 円 営業用 4,200 円	その他 23,000 円 営業用 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円					
	軽自動車 500 円	三輪車 2,800 円 二輪車 1,400 円 軽自動車 700 円	その他 21,000 円 その他 45,000 円 その他 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円					
			バス 観光用 揮発油 30,000 円 その他 45,000 円 その他 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円					
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円					
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円					
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円					
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円					
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円					
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円					
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円					
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円					
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円					

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 トラック 自家用 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 バス 自家用 9,500円 トラック 4トン超5トン以下 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車 (三輪車を除く。)との 車種区分を廃止した。

(自動車税「種別割」つづき)

年度 項目	平成 14 年度	18																																																																																																																																																												
税率等	トラック（三輪の小型自動車を除く。）	制限税率が引き上げられた。 (標準税率の 1.5 倍)																																																																																																																																																												
	<p>営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）</p> <table border="0"> <tr> <td>1 トン以下</td> <td>6,500 円</td> <td>5 トン超 6 トン以下</td> <td>22,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 トン超 2 トン以下</td> <td>9,000 円</td> <td>6 トン超 7 トン以下</td> <td>25,500 円</td> </tr> <tr> <td>2 トン超 3 トン以下</td> <td>12,000 円</td> <td>7 トン超 8 トン以下</td> <td>29,500 円</td> </tr> <tr> <td>3 トン超 4 トン以下</td> <td>15,000 円</td> <td>8 トン超</td> <td>29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 4,700 円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>4 トン超 5 トン以下</td> <td>18,500 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）</p> <table border="0"> <tr> <td>1 トン以下</td> <td>8,000 円</td> <td>5 トン超 6 トン以下</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 トン超 2 トン以下</td> <td>11,500 円</td> <td>6 トン超 7 トン以下</td> <td>35,000 円</td> </tr> <tr> <td>2 トン超 3 トン以下</td> <td>16,000 円</td> <td>7 トン超 8 トン以下</td> <td>40,500 円</td> </tr> <tr> <td>3 トン超 4 トン以下</td> <td>20,500 円</td> <td>8 トン超</td> <td>40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 6,300 円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>4 トン超 5 トン以下</td> <td>25,500 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>けん引自動車</p> <p>営業用</p> <table border="0"> <tr> <td>小型自動車</td> <td>7,500 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>15,100 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>自家用</p> <table border="0"> <tr> <td>小型自動車</td> <td>10,200 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>20,600 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>被けん引自動車</p> <p>営業用</p> <table border="0"> <tr> <td>小型自動車</td> <td>3,900 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車で 8 トン以下のもの</td> <td>7,500 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車で 8 トン超のもの</td> <td>7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 3,800 円を加算した額</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>自家用</p> <table border="0"> <tr> <td>小型自動車</td> <td>5,300 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車で 8 トン以下のもの</td> <td>10,200 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車で 8 トン超のもの</td> <td>10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 5,100 円を加算した額</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税率に次の区分に応じた額を加算した額</p> <table border="0"> <tr> <td>営業用</td> <td></td> <td>自家用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 リットル以下</td> <td>3,700 円</td> <td>1 リットル以下</td> <td>5,200 円</td> </tr> <tr> <td>1 リットル超 1.5 リットル以下</td> <td>4,700 円</td> <td>1 リットル超 1.5 リットル以下</td> <td>6,300 円</td> </tr> <tr> <td>1.5 リットル超</td> <td>6,300 円</td> <td>1.5 リットル超</td> <td>8,000 円</td> </tr> </table> <p>バス（三輪の小型自動車を除く。）</p> <p>営業用</p> <table border="0"> <tr> <td>一般乗合用</td> <td></td> <td>一般乗合用以外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30 人以下</td> <td>12,000 円</td> <td>30 人以下</td> <td>26,500 円</td> </tr> <tr> <td>30 人超 40 人以下</td> <td>14,500 円</td> <td>30 人超 40 人以下</td> <td>32,000 円</td> </tr> <tr> <td>40 人超 50 人以下</td> <td>17,500 円</td> <td>40 人超 50 人以下</td> <td>38,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 人超 60 人以下</td> <td>20,000 円</td> <td>50 人超 60 人以下</td> <td>44,000 円</td> </tr> <tr> <td>60 人超 70 人以下</td> <td>22,500 円</td> <td>60 人超 70 人以下</td> <td>50,500 円</td> </tr> <tr> <td>70 人超 80 人以下</td> <td>25,500 円</td> <td>70 人超 80 人以下</td> <td>57,000 円</td> </tr> <tr> <td>80 人超</td> <td>29,000 円</td> <td>80 人超</td> <td>64,000 円</td> </tr> </table> <p>自家用</p> <table border="0"> <tr> <td>30 人以下</td> <td>33,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30 人超 40 人以下</td> <td>41,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>40 人超 50 人以下</td> <td>49,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50 人超 60 人以下</td> <td>57,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>60 人超 70 人以下</td> <td>65,500 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>70 人超 80 人以下</td> <td>74,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>80 人超</td> <td>83,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		1 トン以下	6,500 円	5 トン超 6 トン以下	22,000 円	1 トン超 2 トン以下	9,000 円	6 トン超 7 トン以下	25,500 円	2 トン超 3 トン以下	12,000 円	7 トン超 8 トン以下	29,500 円	3 トン超 4 トン以下	15,000 円	8 トン超	29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 4,700 円を加算した額	4 トン超 5 トン以下	18,500 円			1 トン以下	8,000 円	5 トン超 6 トン以下	30,000 円	1 トン超 2 トン以下	11,500 円	6 トン超 7 トン以下	35,000 円	2 トン超 3 トン以下	16,000 円	7 トン超 8 トン以下	40,500 円	3 トン超 4 トン以下	20,500 円	8 トン超	40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 6,300 円を加算した額	4 トン超 5 トン以下	25,500 円			小型自動車	7,500 円			普通自動車	15,100 円			小型自動車	10,200 円			普通自動車	20,600 円			小型自動車	3,900 円			普通自動車で 8 トン以下のもの	7,500 円			普通自動車で 8 トン超のもの	7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 3,800 円を加算した額			小型自動車	5,300 円			普通自動車で 8 トン以下のもの	10,200 円			普通自動車で 8 トン超のもの	10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 5,100 円を加算した額			営業用		自家用		1 リットル以下	3,700 円	1 リットル以下	5,200 円	1 リットル超 1.5 リットル以下	4,700 円	1 リットル超 1.5 リットル以下	6,300 円	1.5 リットル超	6,300 円	1.5 リットル超	8,000 円	一般乗合用		一般乗合用以外		30 人以下	12,000 円	30 人以下	26,500 円	30 人超 40 人以下	14,500 円	30 人超 40 人以下	32,000 円	40 人超 50 人以下	17,500 円	40 人超 50 人以下	38,000 円	50 人超 60 人以下	20,000 円	50 人超 60 人以下	44,000 円	60 人超 70 人以下	22,500 円	60 人超 70 人以下	50,500 円	70 人超 80 人以下	25,500 円	70 人超 80 人以下	57,000 円	80 人超	29,000 円	80 人超	64,000 円	30 人以下	33,000 円			30 人超 40 人以下	41,000 円			40 人超 50 人以下	49,000 円			50 人超 60 人以下	57,000 円			60 人超 70 人以下	65,500 円			70 人超 80 人以下	74,000 円			80 人超	83,000 円		
	1 トン以下		6,500 円	5 トン超 6 トン以下	22,000 円																																																																																																																																																									
	1 トン超 2 トン以下		9,000 円	6 トン超 7 トン以下	25,500 円																																																																																																																																																									
	2 トン超 3 トン以下		12,000 円	7 トン超 8 トン以下	29,500 円																																																																																																																																																									
	3 トン超 4 トン以下		15,000 円	8 トン超	29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 4,700 円を加算した額																																																																																																																																																									
	4 トン超 5 トン以下		18,500 円																																																																																																																																																											
	1 トン以下		8,000 円	5 トン超 6 トン以下	30,000 円																																																																																																																																																									
	1 トン超 2 トン以下		11,500 円	6 トン超 7 トン以下	35,000 円																																																																																																																																																									
	2 トン超 3 トン以下		16,000 円	7 トン超 8 トン以下	40,500 円																																																																																																																																																									
	3 トン超 4 トン以下		20,500 円	8 トン超	40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 6,300 円を加算した額																																																																																																																																																									
	4 トン超 5 トン以下		25,500 円																																																																																																																																																											
	小型自動車		7,500 円																																																																																																																																																											
	普通自動車		15,100 円																																																																																																																																																											
	小型自動車		10,200 円																																																																																																																																																											
	普通自動車		20,600 円																																																																																																																																																											
	小型自動車		3,900 円																																																																																																																																																											
	普通自動車で 8 トン以下のもの		7,500 円																																																																																																																																																											
	普通自動車で 8 トン超のもの		7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 3,800 円を加算した額																																																																																																																																																											
	小型自動車		5,300 円																																																																																																																																																											
	普通自動車で 8 トン以下のもの		10,200 円																																																																																																																																																											
	普通自動車で 8 トン超のもの		10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 5,100 円を加算した額																																																																																																																																																											
	営業用			自家用																																																																																																																																																										
	1 リットル以下		3,700 円	1 リットル以下	5,200 円																																																																																																																																																									
	1 リットル超 1.5 リットル以下		4,700 円	1 リットル超 1.5 リットル以下	6,300 円																																																																																																																																																									
	1.5 リットル超		6,300 円	1.5 リットル超	8,000 円																																																																																																																																																									
	一般乗合用			一般乗合用以外																																																																																																																																																										
30 人以下	12,000 円	30 人以下	26,500 円																																																																																																																																																											
30 人超 40 人以下	14,500 円	30 人超 40 人以下	32,000 円																																																																																																																																																											
40 人超 50 人以下	17,500 円	40 人超 50 人以下	38,000 円																																																																																																																																																											
50 人超 60 人以下	20,000 円	50 人超 60 人以下	44,000 円																																																																																																																																																											
60 人超 70 人以下	22,500 円	60 人超 70 人以下	50,500 円																																																																																																																																																											
70 人超 80 人以下	25,500 円	70 人超 80 人以下	57,000 円																																																																																																																																																											
80 人超	29,000 円	80 人超	64,000 円																																																																																																																																																											
30 人以下	33,000 円																																																																																																																																																													
30 人超 40 人以下	41,000 円																																																																																																																																																													
40 人超 50 人以下	49,000 円																																																																																																																																																													
50 人超 60 人以下	57,000 円																																																																																																																																																													
60 人超 70 人以下	65,500 円																																																																																																																																																													
70 人超 80 人以下	74,000 円																																																																																																																																																													
80 人超	83,000 円																																																																																																																																																													

年度 項目	平成 29 年度 (改正案による)
税 率 等	自動車税環境性能割の創設に伴い、従来の自動車税が自動車税種別割に名称変更された。

(注) 1 平成 29 年度欄については、平成 28 年度改正案によるものである。

## 自動車税のグリーン化による特例措置

年度 項目	平成 14 年度	16
税率等	軽減〔平成 13 年度・14 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度及び翌々年度)〕  電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 } 標準税率より概ね 50%軽減  ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 " 25%軽減 ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 " 13%軽減	軽減〔平成 15 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕  電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ平成 22 年度燃費基準達成 } 標準税率より概ね 50%軽減
	重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課	重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課

- (注) 1 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。  
 2 平成 16 年度欄については、平成 15 年度改正によるものである。  
 3 ☆☆☆は平成 12 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車  
 4 ☆☆は " 50%以上 "  
 5 ☆は " 25%以上 "  
 6 平成 16 年度については、平成 16 年度欄に掲げるほか、平成 14 年度欄における平成 14 年度新車新規登録分の軽減がある。

年度 項目	平成 21 年度	23
税率等	軽減〔平成 20 年度・21 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕  電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 75%以上 NOx 低減 ★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +25%以上達成 } 標準税率より概ね 50%軽減  ★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +15%以上達成 " 25%軽減  重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課	軽減〔平成 22 年度・23 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕  電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 75%以上 NOx 低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ平成 22 年度燃費基準 +25%以上達成 } 標準税率より概ね 50%軽減  重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 20 年度改正によるものである。  
 2 平成 23 年度欄については、平成 22 年度改正によるものである。  
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車

17	19
<p>軽 減 (平成16年度・17年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ平成22年度燃費基準 +5%以上達成 } 標準税率より概ね50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成22年度燃費基準達成 ★★★ かつ平成22年度燃費基準 +5%以上達成 } " 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課</p>	<p>軽 減 (平成18年度・19年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ平成22年度燃費基準 +20%以上達成 } 標準税率より概ね50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成22年度燃費基準 +10%以上達成 } " 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課</p>

- (注) 1 平成17年度欄については、平成16年度改正によるものである。  
2 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。  
3 ★★★★★は平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい自動車  
4 ★★★ は " 50%以上 "

25	27
<p>軽 減 (平成24年度・25年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より10%以上NOx低減しているもの プラグインハイブリッド自動車 ★★★★かつ平成27年度燃費基準 +10%以上達成 } 標準税率より概ね50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成27年度燃費基準 " 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課</p>	<p>軽 減 (平成26年度・27年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より10%以上NOx低減しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ平成27年度燃費基準 +20%達成 (平成32年度燃費基準達成車) } 標準税率より概ね75%軽減</p> <p>★★★★かつ平成27年度燃費基準+20%達成 (平成32年度燃費基準未達成車) ★★★★かつ平成27年度燃費基準+10%達成 } " 50%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね15%重課 (トラック及びバスは概ね10%重課)</p>

- (注) 1 平成25年度欄については、平成24年度改正によるものである。  
2 平成27年度欄については、平成26年度改正によるものである。  
3 ★★★★★は平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい自動車

29 (改正案による)

軽 減 (平成 28 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))	
電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より 10%以上NOx 低減しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★★かつ平成 32 年度燃費基準 +10%達成	} 標準税率より概ね 75%軽減
★★★★★かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成	// 50%軽減
重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車	
	} 標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)

- (注) 1 平成 29 年度欄については、平成 28 年度改正案によるものである。  
 2 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車



## 9. 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51	53
税率等		(創設) 税率 1キロリットル 6,000円 (交付金) 指定都市に対し て10分の9に 相当する額を道 路面積等にあん 分して交付	税率 1キロリットル 8,000円	税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円	税率 1キロリットル 15,000円	税率 1キロリットル 19,500円 (2年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。

年度 項目	平成22年度	23
税率等	平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準(1キロリットル32,100円)を維持することとされた。  揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率(1キロリットル15,000円)を上回る部分の課税措置を停止することとされた。また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の税率水準に復元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に復元することとされた。	揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされた。

54	58	60	63	平成5年度	10	15	20	21
税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。	暫定税率が 3年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が平成5年11 月30日まで延長され、 平成5年12月1日から 平成10年3月31日ま での間適用する暫定税 率が1キロリットル当 たり32,100円とされ た。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 10年度間延 長された。	目的税から 普通税に改 められた。

## 10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	33	38	41
税率等	<p>附加価値税が創設され、実施は昭和27年1月1日からとされた。</p> <p>漁業権税 賃貸料の10%</p>	<p>附加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された。</p> <p>漁業権税は廃止された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税は廃止された。</p>	<p>大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。</p>	<p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された。</p>	<p>鉱区税について、石油又は天然ガスの鉱区に係る現行の税率（試掘 90 円、採掘 180 円）が、それぞれ 3 分の 2（試掘 60 円、採掘 120 円）に引き下げられた。</p>

年度 項目	昭和58年度	60	63	平成2年度	5
税率等	<p>鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の1.1倍程度に改正された。</p> <p>(鉱区税)</p> <p>1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 河床でないもの 面積100アールごとに 年額200円 など</p> <p>(狩猟者登録税及び入猟税)</p> <p>1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 10,000円又は4,500円 (入) 6,500円</p> <p>2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 3,300円 (入) 2,200円 など</p> <p>自動車取得税の暫定措置がさらに2年度延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。</p>

年度 項目	平成20年度	21	22	25	26
税率等	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成20年4月1日から平成25年3月31日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講じた。</p> <p>自動車取得税の暫定措置がさらに10年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税が目的税から普通税に改められた。</p>	<p>自動車取得税に係る平成30年3月31日の10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準(3%。自家用の自動車で軽自動車以外のものは5%)を維持することとされた。</p>	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が3年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。</p> <p>自家用自動車(軽自動車を除く) 3%</p> <p>営業用自動車・軽自動車 2%</p>

43	44	46	49	51	52	53	54	55
自動車取得税(目的税)が創設され、法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。 税率 3% 免税点 10万円  (交付金) 市町村に対して10分の7を交付(指定市に対しては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15万円	狩猟免許税の税率が改正された。  入猟税の税率が改正された。	自動車取得税の税率 自家用自動車で軽自動車以外のもの 5%  自動車取得税の免税点 30万円 (2年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置が2年度間延長された。	鉱区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の2倍に改正された。	自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。

10	14	15	16	19
自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、 甲種狩猟免許が 網・わな猟免許に、 乙種狩猟免許が 第一種銃猟免許に、 丙種狩猟免許が 第二種銃猟免許に 改正された。 (平成15年4月16日施行)	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。  1 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2 第二種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。  1 第一種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2 網猟免許又はわな猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500円 3 第二種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など

平成27年度	平成29年度(改正案による)
平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。  1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける 狩猟者の登録 非課税 3 狩猟者の登録をする日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける 狩猟者の登録 税率2分の1	平成29年4月1日に自動車取得税を廃止。

(注) 平成29年度欄については、平成28年度改正案によるものである。

II 市町村税  
1. 市町村民税  
① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 800 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 600 円 (3)その他の市町村 年額 400 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 1,000 円 (2) 年額 750 円 (3) 年額 500 円  所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20%  (2)第二課税方式 制限税率 10%  (3)第三課税方式 制限税率 20%  ただし、昭和 25 年度に限り (1)方式のみしかとれない。	均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 700 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 500 円 (3)その他の市町村 年額 300 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 900 円 (2) 年額 650 円 (3) 年額 400 円  所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20%  (2)第二課税方式 本文 } 但書 } 制限税率 10%  (4)第三課税方式 本文 } (5)第三課税方式 } 但書 } 制限税率 20%	所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20%	均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 600 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 400 円 (3)その他の市町村 年額 200 円 制限税率 上記区分による (1)年額 800 円 (2)年額 550 円 (3)年額 300 円  所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.5% (2)第二課税方式 本文 } (3)第二課税方式 } 但書 } 制限税率 7.5% (4)第三課税方式 本文 } (5)第三課税方式 } 但書 } 制限税率 15%	所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)以下左に同じ  3 万円以下の金額 2.2% 3 万円を超える金額 3.0% 8 万円 " 3.7% 15 万円 " 4.5% 30 万円 " 5.2% 50 万円 " 6.0% 80 万円 " 6.7% 120 万円 " 7.5% 200 万円 " 8.2% 300 万円 " 9.0% (4)第三課税方式 本文 } (5)第三課税方式 但書 } 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.6% 3 万円を超える金額 3.7% 7 万円 " 5.0% 12 万円 " 6.4% 20 万円 " 8.1% 35 万円 " 10.0% 50 万円 " 12.3% 80 万円 " 15.0% 120 万円 " 18.3% 160 万円 " 22.5%	

33	34	35	37	38	39
			9万円		
			1人目 7万円 2人目以降 3万円 前年の合計所得金額が 5万円を超える配偶者が ある場合 1人目 5万円		
<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } 第二課税方式 但書 }</p> <p>準抛税率</p> <p>3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 " 3.0% 8万円 " 3.1% 15万円 " 3.5% 20万円 " 4.1% 30万円 " 4.4% 50万円 " 5.4% 80万円 " 5.5% 100万円 " 6.3% 120万円 " 6.5% 150万円 " 7.2% 200万円 " 7.4% 250万円 " 8.1% 300万円 " 8.3% 400万円 " 9.1% 500万円 " 9.2%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 }</p> <p>準抛税率</p> <p>3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 " 3.5% 7万円 " 3.8% 13万円 " 4.3% 17万円 " 5.2% 25万円 " 5.8% 40万円 " 7.5% 60万円 " 7.9% 75万円 " 9.5% 90万円 " 10.0% 110万円 " 11.8% 140万円 " 12.3% 170万円 " 14.5% 200万円 " 15.1% 250万円 " 17.8% 300万円 " 18.5% 350万円 " 21.7%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 }</p> <p>準抛税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 " 3.0% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 }</p> <p>準抛税率</p> <p>3万円以下の金額 2% 3万円 " 3.0% 8万円 " 4% 20万円 " 5% 40万円 " 6% 60万円 " 7% 80万円 " 8% 110万円 " 9% 140万円 " 11% 180万円 " 13% 270万円 " 16% 380万円 " 20% 580万円 " 24%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 }</p> <p>準抛税率</p> <p>10万円以下の金額 2% 10万円 " 3% 10万円 " 3% 10万円 " 4% 10万円 " 5% 10万円 " 6% 10万円 " 7% 10万円 " 8% 10万円 " 9% 10万円 " 10% 10万円 " 11% 10万円 " 12% 10万円 " 13% 10万円 " 14%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 }</p> <p>準抛税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 " 3% 10万円 " 4% 以下左に同じ</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } (2) 但書方式 }</p> <p>準抛税率</p> <p>10万円以下の金額 2% 10万円 " 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%</p>	<p>所得割の不均衡是正</p> <p>1 40年度適用 (1) 本文方式へ統一 (但書方式の廃止) (2) 標準税率の法定 (段階、税率は左に同じ) (3) 制限税率の法定 (標準税率の1.5倍の率)</p> <p>2 39年度適用 但書方式 (1) 扶養控除を所得控除とした。 (2) 専従者の税額控除の最低限の法定</p> <p>3 上記1、2による減収については市町村民税臨時減税補てん債により元利とも補てんすることとされた。</p>	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10万円		11万円	12万円	13万円
配偶者控除	(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円
扶養控除	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額が 5 万円を超える配偶者があ る場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がいない場合 1人目 9万円
税率	所得割 退職所得に係る 10% 税額控除の創設 (昭和 42年1月1日以後に受 けるべき退職手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に 対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 2.7% (ロ) 48、49年度 3.4% (ハ) 50、51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算 した場合の課税短 期譲渡所得金額に 対する税額の 110%相当額

46	47	48	49	50
14万円	15万円	16万円	18万円	19万円
13万円	14万円	15万円	18万円	19万円
扶養親族 1人 10万円 配偶者が不在の場合 1人目 11万円	扶養親族 1人 11万円 配偶者が不在の場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者が不在の場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者が不在の場合 16万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者が不在の場合 19万円
		所得割 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	所得割 (1)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2)土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (3)みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20万円	21万円
配偶者控除		20万円	21万円
扶養控除		扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円
税率	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 1,700円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円 (3)その他の市町村 年額 700円  制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200円 (2) 年額 1,600円 (3) 年額 1,000円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得(52～56年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52～54年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。  
2 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。  
3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

55	56
22 万円	
22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円
扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円	
<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 2,000 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 1,500 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 1,000 円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 2,600 円</p> <p>(2) 年額 2,000 円</p> <p>(3) 年額 1,400 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 30 万円以下の金額 2%</p> <p>30 万円を超える金額 3%</p> <p>45 万円 " 4%</p> <p>70 万円 " 5%</p> <p>100 万円 " 6%</p> <p>130 万円 " 7%</p> <p>230 万円 " 8%</p> <p>370 万円 " 9%</p> <p>570 万円 " 10%</p> <p>950 万円 " 11%</p> <p>1,900 万円 " 12%</p> <p>2,900 万円 " 13%</p> <p>4,900 万円 " 14%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>160 万円と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (55~57 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和 56 年度までの適用期限を廃止)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超え 8,000 万円以下の金額の 2 分の 1 の額と 8,000 万円を超える金額の 4 分の 3 の額との合計額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25万3千円	26万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 2,500円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,000円 (3)その他の市町村 年額 1,500円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,200円 (2) 年額 2,600円 (3) 年額 2,000円  所得割 20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。  
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

61	63
	28万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61～63年)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61～63年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12%</p> <p>(2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率(昭和63～平成3年度)</p> <p>(イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(昭和63～平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(昭和63～平成3年度)</p> <p>(4) 賦課制限の廃止</p>

3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和59年度改正によるものである。

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄においては、昭和62年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	所得割 (1) 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 〃 11% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 4% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。  
 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもので、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3	4	5
31 万円		
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円		
所得割 (1) 160 万円以下の金額 3% 160 万円を超える金額 8% 550 万円 " 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率（～平成 10 年度） (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の 金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲 渡所得（～平成 9 年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日ま での譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの 譲渡に係る分は 5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超 える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換） の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 を超える場合 162 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 6,000 万円を控除した金額の 3.4% に相当する金額との合計額

3 平成 4 年度欄及び平成 5 年度欄は、平成 3 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7	8
基礎控除		33万円	
配偶者控除		控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養控除	特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である 特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円	
税 率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11%	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 3,000円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,500円 (3)その他の市町村 年額 2,000円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,800円 (2) 年額 3,200円 (3) 年額 2,600円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 5.5% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 220万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額

- (注) 1 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。  
 2 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。  
 3 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。  
 4 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。

9	10
<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3%  200万円を超える金額 8%  700万円を超える金額 12%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ㊸又は㊹のいずれか多い金額</p> <p>㊸ 9%  ㊹ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率  (～平成15年度)</p> <p>㊸又は㊹のいずれか多い金額</p> <p>㊸ 12%  ㊹ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>㊸ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%  ㊹ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額  ㊺ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 380万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得</p> <p>㊸又は㊹のいずれか多い金額</p> <p>㊸ 9%  ㊹ 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>	<p>均等割  制限税率の廃止</p> <p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率  長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得  (～平成14年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4%  (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 制限税率の廃止</p>

5 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

6 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

7 平成10年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成8年度改正によるものである。

8 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	11	12
基礎控除		
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円	
扶養控除	同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円	特定扶養親族 1人 45万円
税率	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除 した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 4%

- (注) 1 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 2 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

14	15	16
<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 16 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成 16 年度） 4%</p> <p>(3) 商品先物取引による所得に対する税率 （平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日 までの取引に係る分） 4%</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得（～平成 16 年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 以下である場合 3.4%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額 から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率 年額 3,000 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （平成 15 年 1 月～）</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4%</p> <p>(ロ) 長期(1 年超)保有上場株式等に係る特例 （平成 15～17 年） 2%</p> <p>※ (イ)について、税率 2%の特例を創設 （～平成 20 年度） (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>

3 平成 12 年度欄については、平成 11 年度改正によるものである。

4 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

5 平成 15 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

6 平成 16 年度欄において、均等割については平成 16 年度改正、(1) (※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	17	19
基礎控除		
配偶者控除	配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止	
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 21 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.7%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 54 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除 した金額の 3.4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3.4%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 一律 6%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 3%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を 控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を 控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （～平成 20 年度） 1.8%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>① 又は ② のいずれか多い金額</p> <p>① 7.2%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に 対する税額の 110%相当額 （ただし、平成 21 年度まで特例不適用）</p>

(注) 1 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。  
2 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額（7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除する（平成 17 年度改正による。）。平成 19 年度分以降は定率減税を廃止する（平成 18 年度改正による。）。)

21	22
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成 21 年度) 1.8%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%</p>

3 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

4 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。  
その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	24	25	26
基礎控除			
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
扶養控除	扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
税 率	所得割 退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.8% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.8%	均等割 標準税率 (平成 26 年度～平成 35 年度) 年額 3,500 円 〔 本則税率 年額 3,000 円に 〕 年額 500 円を加算した額  所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 29 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡)

- (注) 1 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正(平成 23 年 12 月)によるものである。  
2 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正(平成 23 年 6 月)によるものである。  
3 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正(平成 23 年 12 月)によるもの、その他の記載については、平成 26 年度改正によるものである。

27	29
<p>所得割  上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率  (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～)  3%  ※軽減税率は平成26年度まで  (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～)  3%  ※軽減税率は平成26年度まで</p>	<p>所得割  (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～)  3%  (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～)  3%  (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～)  3%</p>

4 平成27年度欄については、平成23年度改正によるものである。

5 平成29年度欄については、平成25年度改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	29	30	40	41
税 率	均等割 標準税率 (制限税率)	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率
	人口 50 万以上の市 2,400 円 (4,000 円)	15.0% 制限税率	12.5% 制限税率	7.5% 制限税率	8.1% 制限税率	8.4% 制限税率	8.9% 制限税率
	人口 5 万以上 50 万未満の市 1,800 円 (3,000 円)	16.0%	15.0%	9.0%	9.7%	10.1%	10.7%
	上記以外の市並びに町村 1,200 円 (2,000 円)			※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属 する事業年度から 適用	※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分 については、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%		

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (制限税率)	均等割 標準税率 (制限税率)	均等割 標準税率 (制限税率)
	(1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所等 の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,200,000 円 (1,500,000 円)
	(2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を 超え 50 億円以下であって、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の合 計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 ( 560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円 以下であって、かつ、市町村内に有する 事務所等の従業者の数の合計数が 100 人 超の法人 年額 400,000 円 ( 560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円 以下であって、かつ、市町村内に有する 事務所等の従業者の数の合計数が 50 人 超の法人 年額 700,000 円 (1,000,000 円)
	(3) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所等 の従業者の数の合計数が 100 人以下の法 人及び資本の金額又は出資金額が 1 億円 を超え 10 億円以下であって、かつ、市 町村内に有する事務所等の従業者の数の 合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 ( 134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 100 人以下の法人及び資 本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下 であって、かつ、市町村内に有する事務 所等の従業者の数の合計数が 100 人超の 法人 年額 80,000 円 ( 134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が 50 人以下の法人及び資 本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下 であって、かつ、市町村内に有する事務 所等の従業者の数の合計数が 50 人超の 法人 年額 160,000 円 ( 270,000 円)

42	45	49	51	52
均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額 4,000円(7,000円) (2) 上記法人以外の法人等 年額 2,400円(4,000円)	法人税割 標準税率 9.1%	法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%	均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 24,000円(40,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円(20,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200円(12,000円)	均等割 標準税率(制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円(134,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円(40,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000円(13,000円)

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 400,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000円	均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円 (5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円 (6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円 (8) 資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000円	均等割 資本金等の額… 資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額… 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等

(市町村民税「法人」つづき)

年度 項目	20	26	27	29 (改正案による)
税 率	<p>均等割 標準税率 (制限税率は標準税率の1.2倍)</p> <p>(1) 資本金等の額が1千万円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 50,000円</p> <p>(2) 資本金等の額が1千万円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円</p> <p>(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円</p> <p>(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p>	<p>法人税割 標準税率 9.7%</p> <p>制限税率 12.1%</p> <p>※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用</p>	<p>均等割 資本金等の額 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額</p>	<p>法人税割 標準税率 6.0%</p> <p>制限税率 8.4%</p> <p>※平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用</p>

(注) 平成29年度欄については、平成28年度改正案によるものである。



## 2. 固定資産税

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円	免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10 万円 国有資産等所在市町村交付金、公公有資産所在市町村納付金制度が創設された。	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15 万円	(1) 新評価制度の実施に伴い土地について税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間 (昭和 39 年度～ 昭和 40 年度) 土地 2 万 4 千円

年度 項目	昭和 49 年度	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200 m <sup>2</sup> 以下の住宅用地（200 m <sup>2</sup> を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 m <sup>2</sup> までの住宅用地）について、課税標準をその価格の 4 分の 1 の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和 49 年度及び昭和 50 年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の 1.5 倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 51 年度から昭和 53 年度まで新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 昭和 39 年度以来税額が据え置かれていたが、昭和 51 年度から昭和 53 年度まで段階的な課税の適正化措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が 1 年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものについて新たな負担調整措置率が設けられた。

(注) 昭和 61 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100分の1.7を超える税率で課税する町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和47年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	<p>日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(4) 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円</p>	<p>三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地(生産緑地地区内の農地等)と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)</p>

年度 項目	平成9年度	10
税 率		
そ の 他	<p>(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地(特定市街化区域農地を除く。) 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地にあつては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途(小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等)が前年度の賦課期日と異なるもの(「用途変更宅地等」という。)に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができるとされた。</p> <p>(2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であつて、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする事とされた。</p>

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。  
 2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。  
 3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。  
 4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。

6	7	8
<p>1 土地</p> <p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成6年度から平成8年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成6年度から平成8年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>(2) 一般農地 評価替えに伴い、平成6年度から平成8年度まで平成3年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成6年度から平成8年度まで課税標準を価格の3分の1の額(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>2 家屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る3%減価の措置が講ぜられた。(注4)</p>	<p>地下の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに1.025を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が講ぜられた。</p>

12	13	14	15
<p>平成9年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の80%から平成12年度、平成13年度に75%、平成14年度に70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を12%以上(現行:25%以上)とすることとされた。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>	<p>固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成14年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去3年間15%以上とする措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置が講ぜられた。</p>

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成 16 年度	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	<p>(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60%から 70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分のまでの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>

年度 項目	平成 24 年度	27
税 率		
そ の 他	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>負担調整措置について、住宅用地の据置特例を段階的に廃止するという見直しを行うこととされた。</li> <li>商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</li> <li>税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</li> </ul> <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。</li> <li>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。</li> </ul>	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。</li> <li>商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</li> <li>税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</li> </ul> <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。</li> <li>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。</li> </ul>

18	21
<p>(1) 宅地等</p> <p>①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあつては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。）の5%を加えた額を課税標準額とする。</li> <li>・ただし、当該額が、商業地等にあつては評価額の60%、住宅用地にあつては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。</li> </ul> <p>②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</p> <p>(2) 農地</p> <p>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された。</p>	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。</li> <li>・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</li> <li>・商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成21年度から平成23年度までの税額が、前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額)に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講ぜられた。</li> </ul> <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。</li> <li>・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。</li> </ul>

### 3. 軽自動車税

#### ①環境性能割

年度 項目	平成 29 年度 (改正案による)	
税率等	軽自動車税環境性能割の創設 平成 29 年 4 月 1 日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して、環境性能に応じて課税。  (自家用乗用車の税率)	
	税率	対象車
	非課税	電気軽自動車 天然ガス軽自動車 (ポスト新長期規制から NOx10%低減)
	1% (0.5%)	ガソリン車、 ガソリンハイブリッド車 ★★★★★かつ平成 32 年度基準+10%達成
	2% (1%)	★★★★★かつ平成 32 年度基準達成
	2% (2%)	★★★★★かつ平成 27 年度基準+10%達成  上記以外の車
(注) 1 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい三輪以上の軽自動車。 2 ( )内の数字は営業用乗用車の税率。 ※ 乗用車以外の三輪以上の軽自動車については、異なる区分によって税率が決定。		

(注) 1 平成 29 年度欄については、平成 28 年度改正案によるものである。



②種別割（自転車税、荷車税、自転車荷車税）

年度 項目	昭和25年度	29	30	33	36	40
税率	自転車 200円 荷積牛馬車 800円 荷積大車 400円 荷積小車 200円 リヤカー 200円	原動機付自転車 500円 その他の自転車 200円 自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。	原動機付自転車 50cc以下 500円 50cc～90cc 800円 90cc超 1,000円	自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。 二輪の小型自動車 2,500円 軽自動車 1,500円	軽自動車 二輪のもの 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの 乗用 3,000円 貨物用 2,500円	四輪以上のもの 乗用 4,500円

年度 項目	平成18年度	27	28	29（改正案による）
税率	制限税率が引き上げられた。 （標準税率の1.5倍）	標準税率 平成27年4月1日以後に新規取得される新車の四輪車等に適用される税率 三輪のもの 年額 3,900円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円 貨物用 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 2,000円 50cc～90cc 年額 2,000円 90cc超 年額 2,400円 ミニカー 年額 3,700円 (2) 二輪の軽自動車 年額 3,600円 (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円	軽自動車税環境性能割の創設に伴い、従来の軽自動車税が軽自動車税種別割に名称変更された。

- (注) 1 平成27年度欄については、平成26年度改正によるものである。  
 2 平成28年度欄については、平成27年度改正によるものである。  
 3 平成29年度欄については、平成28年度改正案によるものである。

51	54	59	60
<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 650円 50cc～90cc 年額 1,000円 90cc超 年額 1,300円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,000円 三輪のもの 年額 2,600円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 5,900円 貨物用 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,300円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,300円</p> <p>制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 700円 50cc～90cc 年額 1,100円 90cc超 年額 1,450円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,200円 三輪のもの 年額 2,850円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 6,500円 貨物用 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,650円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,650円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 1,000円 50cc～90cc 年額 1,200円 90cc超 年額 1,600円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,400円 三輪のもの 年額 3,100円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,500円 自家用 年額 7,200円 貨物用 営業用 年額 3,000円 自家用 年額 4,000円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円</p>	<p>標準税率</p> <p>原動機付自転車 (イ) 50cc以下 (ニ)に掲げるものを除く。 年額 1,000円</p> <p>(ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額 1,200円</p> <p>(ハ) 二輪のもので、90cc超 年額 1,600円</p> <p>(ニ) 三輪以上のもので、20cc超 (ミニカー) 年額 2,500円</p>

## 軽自動車税の税率の特例

年度 項目	28	29 (改正案による)
税率等	<p>平成 27 年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等 に対して、燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）の導入 (軽減は平成 28 年度分の軽自動車税)</p> <p>電気軽自動車 } 標準税率より概ね 75%軽減 天然ガス軽自動車 }</p> <p>★★★★かつ平成 32 年度燃費基準 達成+20%以上達成 (貨物用のもの については、平成 27 年度燃費基準 +35%以上達成) } 標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成 32 年度燃費基準 達成 (貨物用のものについては、 平成 27 年度燃費基準+15%以上達成) } 標準税率より概ね 25%軽減</p> <p>軽四輪等に対する経年車重課の導入</p> <p>最初の新規検査から 13 年を経過した 軽四輪等 } 標準税率より概ね 20%重課</p>	<p>グリーン化特例（軽課）の適用期限を 1 年延長 (平成 28 年度 に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等に対して、環 境性能に応じて平成 29 年度分の軽自動車税を軽減)</p>

- (注) 1 経年車重課の導入については、平成 26 年度改正によるものである。  
2 グリーン化特例（軽課）の導入については、平成 27 年度改正によるものである。  
3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車。  
4 平成 29 年度欄については、平成 28 年度改正案によるものである。

#### 4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38	39	42	60
税 率		(創設) 税率 115分の10	税率 9%	税率 11%	税率 12%	税率 13.4%	税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円

年度 項目	平成9年度	11	15	18
税 率	平成9年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,155円	平成11年5月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円

年度 項目	平成30年度	31
税 率	平成30年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円	平成31年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき5,262円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。  
 2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

61	62	63	平成元年度
税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき 350円 [ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき290円を加算。]	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。 ----- 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円

22	25	28	29
平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 4,618円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,190円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円	平成28年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,925円	平成29年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 3,355円

5. 電気税及びガス税（電気ガス税）（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税率等	税率 10%	免税点制度が 創設された。 月 300円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電気 月 400円 ガス 月 500円	免税点 ガス 月 700円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	昭和49年度	50	51	52
税率等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200円 2,000円 (1月以降) 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4%	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2%	電気税 免税点 2,400円 (6月以降)
	ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700円 4,000円 (1月以降)	ガス税 税率 3%	ガス税 税率 2% (昭和52年1月以降)	ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)

6. 木材引取税（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税率等	税率 価格 5%	課税標準を容積とすること ができることとされた。	税率 価格 4%	税率 価格 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月 800 円	免税点 電気 月 500 円 ガス 月 1,000 円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600 円 ガス 月 1,200 円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%	免税点 電気 月 700 円 ガス 月 1,400 円	免税点 電気 月 800 円 ガス 月 1,600 円	税率 6%  免税点 電気 月 1,000 円 ガス 月 2,000 円

53	54	55	57	平成元年度
		電気税 免税点 3,600 円 (5 月以降)		電気税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止
ガス税 免税点 6,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 7,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 10,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 12,000 円 (6 月以降)	ガス税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止

## 7. 入湯税

年度 項目	昭和 25 年度	28	32	46	50	52
税率	税率 1 人 1 日 10 円	税率 1 人 1 日 20 円	目的税と された。	税率 1 人 1 日 40 円	税率 1 人 1 日 100 円	税率 1 人 1 日 150 円 (53 年 1 月以降)

## 8. 都市計画税

年度 項目	昭和 25 年度	31	39	41	45	47	48
税 率 等		都市計画税が創設された。税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。	昭和 41 年度から昭和 43 年度までの新たな負担調整措置が講ぜられた。	昭和 45 年度及び昭和 46 年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお昭和 47 年分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する A 農地について昭和 48 年度から、B 農地について昭和 49 年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。

年度 項目	昭和 63 年度	平成 3 年度	4	6
税 率 等	(1) 昭和 63 年度から平成 2 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 平成 3 年度から平成 5 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。 (注 1)	(1) 小規模住宅用地（200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地）の課税標準を価格の 3 分の 1 の額、一般住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。 (2) 平成 6 年度から平成 8 年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。 (3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた（一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた）。 (4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。 (注 2)

年度 項目	平成 13 年度	15	16	17
税 率 等	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための措置について法定化する措置が講ぜられた。	固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が 70%（法定されている上限）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60% から 70% の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事由により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。

- (注) 1 平成 4 年度欄については、平成 3 年法律第 7 号による改正に係るものである。  
2 平成 6 年度欄（(3)の（ ）内を除く）については、平成 5 年度法律第 4 号による改正に係るものである。

51	53	54	57	60
昭和 51 年度から昭和 53 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	制限税率が 0.3% に引き上げられた。	昭和 54 年度から昭和 56 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 57 年度から昭和 59 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上の C 農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B 農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 60 年度から昭和 62 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

7	8	9	10
地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。	宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (2) 商業地等 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (3) 農地（特例市街化区域農地を除く。） 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。 なお、市街化区域農地にあつては、市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講ぜられた。 (4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。	平成 11 年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。

18	21	24	27
固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。

## 9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	31	34	37	38
課税標準 総額等		国民健康保険税が創設された。	課税限度額が1万5千円から3万円に引き上げられた。	課税限度額が5万円に引き上げられた。	標準課税総額が療養給付費の見込額から一部負担金の総額の見込額を控除した額の90%とされた。	標準課税総額が80%とされた。	標準課税総額が75%とされた。  低所得者に対して課する国民健康保険税を減額することとされた。

年度 項目	昭和 57 年度	58	59	60
課税標準 総額等	課税限度額が27万円に引き上げられた。	課税限度額が28万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拋出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が35万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般保険者に係る療養の給付並びに特定療養費及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の75%相当額 ② 老人保健法の規定による拋出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

年度 項目	平成 7 年度	9	12	15	18	19	20
課税標準 総額等	課税限度額が52万円に引き上げられた。	課税限度額が53万円に引き上げられた。	国民健康保険税の課税額が基礎課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、課税限度額がそれぞれ53万円、7万円とされた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が8万円に引き上げられた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が9万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が56万円に引き上げられた。	国民健康保険税の課税額が基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、基礎課税額に係る課税限度額が47万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が12万円とされた。

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第77号による改正に係るものである。  
 2 平成12年度欄の前段の改正については、平成9年法律第124号による改正に係るものである。  
 3 平成20年度欄の前段の改正については、平成18年法律第83号による改正に係るものである。  
 4 平成28年度欄については、平成28年度改正案によるものである。

43	46	49	51	52	53	54	55	56
標準課税総額が65%とされた。	課税限度額が8万円に引き上げられた。	課税限度額が12万円に引き上げられた。	課税限度額が15万円に引き上げられた。	課税限度額が17万円に引き上げられた。	課税限度額が19万円に引き上げられた。	課税限度額が22万円に引き上げられた。	課税限度額が24万円に引き上げられた。	課税限度額が26万円に引き上げられた。

61	62	63	平成元年度	3	4	5	6
課税限度額が37万円に引き上げられた。	課税限度額が39万円に引き上げられた。	課税限度額が40万円に引き上げられた。	課税限度額が42万円に引き上げられた。	課税限度額が44万円に引き上げられた。	課税限度額が46万円に引き上げられた。	課税限度額が50万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

21	22	23	26	27	28 (改正案による)
介護納付金課税額に係る課税限度額が10万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が50万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が13万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が51万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が12万円に引き上げられた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が52万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が17万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が54万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が19万円に引き上げられた。

## 10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	37	44	48
税率等	鉱産税 税率 1% 水利地益税 共同施設税 広告税 税率 10% 10～50円 接客人税 1人月額 100円	広告税及び接客人税は 廃止された。	鉱産税 軽減税率の創設 月200万円以下 0.7%	宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。	特別土地保有税が創設された。 税率 保有分 1.4% 取得分 3%

年度 項目	昭和60年度	61	63	平成2年度
税率等	特別土地保有税 (1) 昭和44年1月1日から昭和 57年3月31日までの間に取得 された市街化区域内の土地を 除き、保有期間10年を超える 土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、昭和63年3月31日まで3 年間に限り延長された。	事業所税税率 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき 600円	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成2年3月31日まで2 年間に限り延長されるとも に、昭和63年4月1日以後 に取得される土地について免 税点が330㎡(特別区及び指 定都市の区の区域にあっては 200㎡)に引き下げられた。	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成4年3月31日まで 2年間に限り延長された。

年度 項目	平成4年度	5	6	9
税率等	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成5年3月31日まで1年間に 限り延長された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成6年3月31日まで1年間に 限り延長された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例の対象となる 土地の取得期限が、平成5年 12月31日とされた。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市において、 恒久的な建物、構築物等の用に 供する土地その他の施設用地に 係る免除制度の対象から、青 空駐車場、資材置場等の用に 供する土地を時限的に除外す る措置については、当該市の 条例によりこれを適用しない こととすることができる こととされた。

50	55	57
<p>事業所税が創設された。</p> <p>税率</p> <p>  新增設に係る事業所税   新增設事業所床面積1平方メートルにつき   5,000円</p> <p>  事業に係る事業所税   資産割   事業所床面積1平方メートルにつき300円</p> <p>  従業者割   従業者給与総額の100分の0.25</p>	<p>事業所税税率</p> <p>  新增設に係る事業所税   新增設事業所床面積1平方メートルにつき   6,000円</p> <p>  事業に係る事業所税   資産割   事業所床面積1平方メートルにつき500円</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 保有期間10年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において、昭和57年4月1日から昭和60年3月31日までの間に取得された500㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあつては300㎡）以上の一団の土地について、取得のあつた年の翌年以降2年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について10年間特別土地保有税を課すこととされた。</p>

3
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 三大都市圏の特定市において、昭和61年1月1日以後に取得した土地の保有並びに平成3年4月1日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、10年間に限り、免税点（基準面積）を特別区及び指定都市の区の区域にあつては2,000平方メートルを1,000平方メートルに、その他の市の区域にあつては5,000平方メートルを1,000平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外することとされた。</p> <p>また、市街化区域内において、昭和57年4月1日以後に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間10年を超える土地を課税対象外とする措置を撤廃することとされた。</p> <p>(2) 遊休地に対する特別土地保有税の強化を、次のとおり実施することとされた。</p> <p>① 課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として都市計画決定された区域内の1,000平方メートル以上の一団の土地とする。</p> <p>② 課税標準は、時価（当該土地の取得のために通常要する費用）又は取得価額のいずれか高い方とする。</p> <p>③ 税率1.4%とし、固定資産税額（保有に係る特別土地保有税の課税対象であるときは、その税額を含む。）を控除する。</p>

10	11
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外することとされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を1,000㎡に引き下げる特例措置を廃止することとされた。</p> <p>(3) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）を廃止した際の経過措置により一部の土地の保有を引き続き課税対象としている措置を廃止することとされた。</p> <p>(4) 地価下落に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額（取得価額）を地価公示価格の全国的変動率を用いて簡易に修正する措置を講じることとされた。</p> <p>(5) 恒久的な建物等の用に供する予定の土地について、有効利用されるまでの一定期間特別土地保有税の徴収を猶予し、その期間内に有効利用された場合には、当該徴収猶予された税額に係る納税義務を免除する制度を創設することとされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の事業計画書をもって徴収猶予の起算日の認定資料とすることとされた。</p> <p>(2) 土地の所有者（取得者）以外の者（借地人等）が非課税又は免除に係る建物等の用に供する土地として使用しようとする場合にも徴収猶予の対象とすることとされた。</p> <p>(3) 徴収猶予を受けている者が、当該徴収猶予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が一定の住宅・宅地供給事業のための譲渡に該当するときは、当該譲渡者に係る徴収猶予の継続を認め、譲受者による住宅・宅地供給事業が完成した場合に、猶予された税額を免除する措置を2年間に限り講ずることとされた。</p> <p>(4) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間（現行5年以内）について、やむを得ない場合には、1回に限り、5年以内で延長を認めることができることとされた。</p>

(その他の税目つづき)

年度 項目	平成 13 年度	14
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲受者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を 2 年延長することとされた。</p> <p>(2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1 回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた(2 年間の時限措置)。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例について、平成 13 年 4 月 1 日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。</p> <p>(2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。</p>

15	17
<p>特別土地保有税 平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。</p> <p>事業所税 新增設に係る事業所税を、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止した。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で 10 年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。）。</p> <p>(2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡するための公募をした時点に見直された。</p> <p>(3) 1 回に制限されていた計画変更が 2 回可能とされた。</p>

18 都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（平成26年度）

都 道 府 県	歳 入 総 額		税 収 入			地方譲与税		地方交付税	
	金 額 A (百万円)	金 額 B (百万円)	B/A (%)	金 額 C (百万円)	C/A (%)	金 額 D (百万円)	D/A (%)		
北海道	2,398,985	581,252	24.2	110,403	4.6	667,993	27.8		
青森県	711,871	143,649	20.2	26,625	3.7	223,797	31.4		
岩手県	1,082,554	132,911	12.3	26,951	2.5	277,305	25.6		
宮城県	1,437,822	284,756	19.8	44,411	3.1	240,411	16.7		
秋田県	633,837	97,341	15.4	21,960	3.5	198,247	31.3		
山形県	582,149	110,063	18.9	23,885	4.1	183,901	31.6		
福島県	2,034,635	230,338	11.3	40,224	2.0	266,923	13.1		
茨城県	1,131,200	352,263	31.1	56,345	5.0	200,271	17.7		
栃木県	761,341	250,751	32.9	39,354	5.2	127,826	16.8		
群馬県	748,988	244,283	32.6	39,313	5.3	132,625	17.7		
埼玉県	1,719,537	761,436	44.3	120,459	7.0	188,828	11.0		
千葉県	1,658,327	711,451	42.9	102,460	6.2	166,387	10.0		
東京都	6,853,429	4,734,915	69.1	364,807	5.3	-	-		
神奈川県	1,976,775	1,110,112	56.2	152,144	7.7	78,550	4.0		
新潟県	1,451,834	256,932	17.7	47,649	3.3	277,669	19.1		
富山県	547,211	129,069	23.6	22,829	4.2	131,588	24.1		
石川県	539,722	139,912	25.9	24,084	4.5	132,548	24.6		
福井県	453,744	101,976	22.5	16,868	3.7	134,620	29.7		
山梨県	491,689	97,854	19.9	17,026	3.5	135,287	27.5		
長野県	845,878	234,577	27.7	43,156	5.1	219,817	26.0		
岐阜県	761,566	226,997	29.8	40,775	5.4	171,367	22.5		
静岡県	1,170,091	487,421	41.7	72,420	6.2	155,558	13.3		
愛知県	2,268,344	1,139,935	50.3	146,083	6.4	79,310	3.5		
三重県	672,755	226,757	33.7	37,117	5.5	137,304	20.4		
滋賀県	506,831	161,415	31.9	27,071	5.3	116,567	23.0		
京都府	950,915	285,135	30.0	49,128	5.2	174,801	18.4		
大阪府	2,816,635	1,100,319	39.1	174,492	6.2	276,412	9.8		
兵庫県	2,010,624	631,351	31.4	100,242	5.0	303,131	15.1		
奈良県	489,518	126,003	25.7	24,095	4.9	150,732	30.8		
和歌山県	560,768	92,988	16.6	19,074	3.4	164,988	29.4		
鳥取県	356,518	55,213	15.5	12,171	3.4	138,155	38.8		
島根県	536,487	68,429	12.8	15,480	2.9	185,197	34.5		
岡山県	700,908	211,906	30.2	37,238	5.3	168,914	24.1		
広島県	924,100	324,264	35.1	55,971	6.1	186,563	20.2		
山口県	665,088	150,927	22.7	28,622	4.3	174,332	26.2		
徳島県	508,469	84,981	16.7	15,455	3.0	149,596	29.4		
香川県	430,061	115,886	27.0	19,773	4.6	112,860	26.2		
愛媛県	617,536	138,310	22.4	27,965	4.5	168,773	27.3		
高知県	450,988	66,780	14.8	15,304	3.4	175,669	39.0		
福岡県	1,652,242	551,621	33.4	94,765	5.7	271,928	16.5		
佐賀県	444,156	86,108	19.4	16,508	3.7	146,254	32.9		
長崎県	689,957	118,455	17.2	26,483	3.8	222,296	32.2		
熊本県	783,184	166,642	21.3	34,147	4.4	220,716	28.2		
大分県	568,937	112,855	19.8	23,897	4.2	174,798	30.7		
宮崎県	580,108	101,074	17.4	22,221	3.8	187,276	32.3		
鹿児島県	778,056	144,492	18.6	33,037	4.3	271,197	34.9		
沖縄県	738,588	111,895	15.2	24,124	3.3	209,500	28.4		
合 計	51,694,957	17,794,000	34.4	2,534,609	4.9	8,878,785	17.2		

- (注) 1 人口は、平成27年1月1日現在の住民基本台帳人口による。  
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。  
 3 この調は決算額による。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。  
 4 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

国庫支出金		地方債		その他		全国計に対する千分比		基準財政需要額		都 道 府 県
金額 E (百万円)	E/A (%)	金額 F (百万円)	F/A (%)	金額 G (百万円)	G/A (%)	歳入 総 額	人 口	算出額 (百万円)	全国計に 対する千分比	
338,108	14.1	348,938	14.6	352,292	14.7	46	42	1,126,618	55	北海道
111,829	15.7	76,736	10.8	129,236	18.2	14	11	319,005	16	青森県
204,214	18.9	73,843	6.8	367,330	33.9	21	10	325,951	16	岩手県
292,584	20.4	67,304	4.7	508,356	35.4	28	18	370,055	18	宮城県
68,832	10.9	82,579	13.0	164,878	26.0	12	8	274,006	13	秋田県
65,597	11.3	74,304	12.8	124,400	21.4	11	9	271,345	13	山形県
596,111	29.3	112,952	5.6	788,087	38.7	39	15	377,808	18	福島県
133,493	11.8	161,969	14.3	226,861	20.1	22	23	450,708	22	茨城県
89,960	11.8	87,855	11.5	165,594	21.8	15	16	319,042	16	栃木県
89,409	11.9	104,539	14.0	138,818	18.5	14	16	314,569	15	群馬県
177,433	10.3	332,894	19.4	138,487	8.1	33	57	793,491	39	埼玉県
169,809	10.2	232,343	14.0	275,876	16.6	32	49	710,534	35	千葉県
386,120	5.6	167,019	2.4	1,200,567	17.5	133	104	1,981,596	96	東京都
194,504	9.8	266,579	13.5	174,886	8.9	38	71	932,375	45	神奈川県
163,521	11.3	168,319	11.6	537,745	37.0	28	18	475,248	23	新潟県
59,061	10.8	88,391	16.2	116,274	21.3	11	8	230,916	11	富山県
67,127	12.4	81,719	15.1	94,332	17.5	10	9	237,659	12	石川県
82,422	18.2	57,055	12.6	60,803	13.4	9	6	207,342	10	福井県
64,133	13.0	68,402	13.9	108,988	22.2	10	7	209,616	10	山梨県
109,131	12.9	114,497	13.5	124,700	14.7	16	17	398,919	19	長野県
86,420	11.4	125,248	16.5	110,758	14.5	15	16	350,356	17	岐阜県
131,364	11.2	188,348	16.1	134,980	11.5	23	30	512,168	25	静岡県
201,386	8.9	337,223	14.9	364,407	16.1	44	58	895,586	44	愛知県
79,167	11.8	121,650	18.1	70,760	10.5	13	15	313,053	15	三重県
59,757	11.8	78,921	15.6	63,100	12.5	10	11	241,309	12	滋賀県
85,510	9.0	174,061	18.3	182,280	19.2	18	20	386,297	19	京都府
249,528	8.9	349,002	12.4	666,883	23.7	54	69	1,096,093	53	大阪府
185,116	9.2	334,763	16.7	456,021	22.7	39	44	777,133	38	兵庫県
65,123	13.3	68,346	14.0	55,219	11.3	9	11	249,769	12	奈良県
84,175	15.0	77,641	13.9	121,902	21.7	11	8	238,019	12	和歌山県
49,424	13.9	47,695	13.4	53,860	15.1	7	5	180,904	9	鳥取県
84,487	15.8	70,848	13.2	112,045	20.9	10	6	238,851	12	島根県
71,786	10.2	88,746	12.7	122,317	17.5	14	15	328,984	16	岡山県
103,868	11.2	151,000	16.3	102,433	11.1	18	22	437,312	21	広島県
84,844	12.8	99,799	15.0	126,564	19.0	13	11	295,954	14	山口県
59,468	11.7	55,136	10.8	143,833	28.3	10	6	212,565	10	徳島県
43,036	10.0	54,164	12.6	84,342	19.6	8	8	202,795	10	香川県
75,081	12.2	81,026	13.1	126,381	20.5	12	11	279,727	14	愛媛県
63,550	14.1	67,307	14.9	62,377	13.8	9	6	226,709	11	高知県
223,728	13.5	239,425	14.5	270,775	16.4	32	40	697,565	34	福岡県
61,029	13.7	58,891	13.3	75,367	17.0	9	7	211,854	10	佐賀県
113,006	16.4	93,252	13.5	116,466	16.9	13	11	315,699	15	長崎県
124,795	15.9	104,068	13.3	132,814	17.0	15	14	348,706	17	熊本県
87,775	15.4	73,018	12.8	96,594	17.0	11	9	263,803	13	大分県
80,433	13.9	67,897	11.7	121,207	20.9	11	9	267,245	13	宮崎県
135,670	17.4	103,313	13.3	90,347	11.6	15	13	387,907	19	鹿児島県
243,208	32.9	64,579	8.7	85,282	11.6	14	11	293,534	14	沖縄県
6,396,133	12.4	6,143,605	11.9	9,947,824	19.2	1,000	1,000	20,576,700	1,000	合 計

19 道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（平成26年度）

都道府県			道府県税 (百万円)	市町村税 (百万円)	地方税 (百万円)
北	海	道	581,252	700,538	1,281,789
青	森	県	143,649	149,566	293,215
岩	手	県	132,911	149,371	282,281
宮	城	県	284,756	326,137	610,893
秋	田	県	97,341	112,670	210,011
山	形	県	110,063	133,822	243,885
福	島	県	230,338	257,591	487,929
茨	城	県	352,263	433,375	785,638
栃	木	県	250,751	312,748	563,499
群	馬	県	244,283	308,065	552,348
埼	玉	県	761,436	1,094,179	1,855,615
千	葉	県	711,451	972,463	1,683,914
東	京	都	2,624,410	3,828,151	6,452,561
神	奈	川	1,110,112	1,666,424	2,776,536
新	潟	県	256,932	325,397	582,329
富	山	県	129,069	164,576	293,645
石	川	県	139,912	176,725	316,637
福	井	県	101,976	124,754	226,730
山	梨	県	97,854	119,084	216,938
長	野	県	234,577	297,006	531,583
岐	阜	県	226,997	293,482	520,479
静	岡	県	487,421	641,651	1,129,072
愛	知	県	1,139,935	1,459,173	2,599,108
三	重	県	226,757	280,314	507,071
滋	賀	県	161,415	216,292	377,707
京	都	府	285,135	403,375	688,510
大	阪	府	1,100,319	1,560,340	2,660,659
兵	庫	県	631,351	900,903	1,532,255
奈	良	県	126,003	169,356	295,359
和	歌	山	92,988	126,320	219,308
鳥	取	県	55,213	66,411	121,624
島	根	県	68,429	84,630	153,059
岡	山	県	211,906	284,096	496,003
広	島	県	324,264	439,746	764,011
山	口	県	150,927	196,575	347,503
徳	島	県	84,981	104,164	189,145
香	川	県	115,886	136,648	252,534
愛	媛	県	138,310	181,791	320,101
高	知	県	66,780	83,905	150,686
福	岡	県	551,621	732,272	1,283,893
佐	賀	県	86,108	100,183	186,291
長	崎	県	118,455	156,420	274,876
熊	本	県	166,642	206,060	372,702
大	分	県	112,855	150,598	263,453
宮	崎	県	101,074	127,004	228,078
鹿	児	島	144,492	191,352	335,844
沖	縄	県	111,895	156,252	268,147
合		計	15,683,495	21,101,956	36,785,451

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成27年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除して市町村税とした。

3 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

4 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方

人口1人当たりの税額						都道府県
道府県税		市町村税		地方税		
税額(円)	指数	税額(円)	指数	税額(円)	指数	
107,012	87.5	128,973	78.4	235,985	82.3	北海道
106,144	86.8	110,517	67.2	216,661	75.5	青森県
102,163	83.5	114,815	69.8	216,979	75.6	岩手県
122,311	100.0	140,085	85.1	262,396	91.5	宮城県
92,129	75.3	106,637	64.8	198,765	69.3	秋田県
96,485	78.9	117,312	71.3	213,796	74.5	山形県
117,197	95.8	131,064	79.6	248,261	86.5	福島県
118,139	96.6	145,341	88.3	263,480	91.8	茨城県
125,099	102.3	156,030	94.8	281,129	98.0	栃木県
121,401	99.3	153,098	93.0	274,499	95.7	群馬県
104,236	85.2	149,787	91.0	254,024	88.5	埼玉県
113,757	93.0	155,492	94.5	269,249	93.9	千葉県
197,360	161.4	287,883	174.9	485,243	169.1	東京都
121,767	99.6	182,789	111.1	304,556	106.2	神奈川県
109,918	89.9	139,208	84.6	249,126	86.8	新潟県
118,880	97.2	151,584	92.1	270,463	94.3	富山県
120,638	98.6	152,380	92.6	273,019	95.2	石川県
126,914	103.8	155,262	94.3	282,176	98.4	福井県
114,382	93.5	139,198	84.6	253,580	88.4	山梨県
109,182	89.3	138,238	84.0	247,420	86.2	長野県
108,736	88.9	140,584	85.4	249,320	86.9	岐阜県
128,739	105.3	169,475	103.0	298,215	104.0	静岡県
152,195	124.4	194,818	118.4	347,013	121.0	愛知県
121,905	99.7	150,697	91.6	272,602	95.0	三重県
113,565	92.8	152,175	92.5	265,740	92.6	滋賀県
110,547	90.4	156,389	95.0	266,936	93.0	京都府
124,065	101.4	175,934	106.9	300,000	104.6	大阪府
111,975	91.5	159,782	97.1	271,756	94.7	兵庫県
90,283	73.8	121,346	73.7	211,628	73.8	奈良県
92,642	75.7	125,850	76.5	218,493	76.2	和歌山県
94,648	77.4	113,843	69.2	208,492	72.7	鳥取県
96,898	79.2	119,839	72.8	216,737	75.5	島根県
109,246	89.3	146,462	89.0	255,708	89.1	岡山県
113,017	92.4	153,267	93.1	266,284	92.8	広島県
105,430	86.2	137,317	83.4	242,747	84.6	山口県
109,431	89.5	134,134	81.5	243,566	84.9	徳島県
115,244	94.2	135,891	82.6	251,135	87.5	香川県
96,967	79.3	127,451	77.4	224,417	78.2	愛媛県
89,384	73.1	112,304	68.2	201,688	70.3	高知県
107,734	88.1	143,016	86.9	250,751	87.4	福岡県
101,611	83.1	118,221	71.8	219,832	76.6	佐賀県
83,823	68.5	110,689	67.3	194,512	67.8	長崎県
91,647	74.9	113,325	68.9	204,971	71.4	熊本県
94,773	77.5	126,468	76.8	221,240	77.1	大分県
89,001	72.8	111,834	68.0	200,835	70.0	宮崎県
85,426	69.8	113,130	68.7	198,556	69.2	鹿児島県
76,956	62.9	107,462	65.3	184,417	64.3	沖縄県
122,311	100.0	164,568	100.0	286,879	100.0	合計

消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

20 道府県税収入等の都道府県別所在状況（その1）（平成26年度）

都道府県	道府県民税								
	個人			法人			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	166,620	30,676	75.4	24,160	4,448	59.3	190,780	35,124	72.9
青森県	33,095	24,454	60.1	4,806	3,551	47.3	37,901	28,005	58.1
岩手県	35,063	26,952	66.3	6,198	4,764	63.5	41,261	31,716	65.8
宮城県	78,305	33,634	82.7	16,497	7,086	94.4	94,802	40,720	84.5
秋田県	25,917	24,529	60.3	4,140	3,919	52.2	30,057	28,448	59.1
山形県	31,533	27,643	68.0	4,828	4,232	56.4	36,361	31,875	66.2
福島県	60,253	30,657	75.4	11,431	5,816	77.5	71,684	36,473	75.7
茨城県	109,059	36,575	89.9	16,590	5,564	74.1	125,649	42,139	87.5
栃木県	73,085	36,462	89.7	13,130	6,551	87.3	86,215	43,013	89.3
群馬県	69,408	34,494	84.8	15,637	7,771	103.5	85,045	42,265	87.7
埼玉県	310,008	42,438	104.3	32,316	4,424	58.9	342,324	46,862	97.3
千葉県	278,522	44,534	109.5	29,633	4,738	63.1	308,155	49,272	102.3
東京都	906,411	68,164	167.6	269,135	20,239	269.6	1,175,546	88,403	183.5
神奈川県	477,242	52,348	128.7	51,244	5,621	74.9	528,486	57,969	120.3
新潟県	71,084	30,410	74.8	11,999	5,133	68.4	83,082	35,544	73.8
富山県	39,753	36,615	90.0	6,594	6,073	80.9	46,347	42,688	88.6
石川県	41,612	35,880	88.2	8,022	6,917	92.1	49,634	42,797	88.8
福井県	28,268	35,181	86.5	4,494	5,593	74.5	32,763	40,775	84.6
山梨県	28,382	33,176	81.6	5,325	6,224	82.9	33,707	39,400	81.8
長野県	70,639	32,878	80.8	11,641	5,418	72.2	82,280	38,296	79.5
岐阜県	74,212	35,549	87.4	10,316	4,942	65.8	84,527	40,490	84.0
静岡県	150,763	39,820	97.9	25,359	6,698	89.2	176,122	46,518	96.6
愛知県	355,559	47,471	116.7	89,164	11,904	158.6	444,723	59,376	123.2
三重県	70,402	37,848	93.1	10,636	5,718	76.2	81,039	43,566	90.4
滋賀県	53,484	37,629	92.5	8,889	6,254	83.3	62,373	43,883	91.1
京都府	99,966	38,757	95.3	15,034	5,829	77.6	115,000	44,586	92.5
大阪府	350,451	39,515	97.2	85,152	9,601	127.9	435,603	49,116	102.0
兵庫県	235,143	41,704	102.5	28,397	5,036	67.1	263,540	46,741	97.0
奈良県	54,780	39,251	96.5	4,127	2,957	39.4	58,907	42,208	87.6
和歌山県	31,545	31,428	77.3	4,084	4,069	54.2	35,630	35,498	73.7
鳥取県	16,347	28,023	68.9	2,362	4,049	53.9	18,709	32,072	66.6
島根県	20,426	28,923	71.1	3,186	4,512	60.1	23,612	33,435	69.4
岡山県	67,144	34,615	85.1	10,699	5,516	73.5	77,843	40,131	83.3
広島県	107,146	37,344	91.8	18,232	6,355	84.7	125,379	43,699	90.7
山口県	47,391	33,105	81.4	7,594	5,305	70.7	54,985	38,410	79.7
徳島県	25,069	32,282	79.4	5,657	7,284	97.0	30,726	39,566	82.1
香川県	35,017	34,823	85.6	7,342	7,301	97.3	42,358	42,124	87.4
愛媛県	42,185	29,575	72.7	7,425	5,205	69.3	49,610	34,781	72.2
高知県	21,122	28,272	69.5	2,942	3,937	52.4	24,064	32,209	66.9
福岡県	173,354	33,857	83.3	29,739	5,808	77.4	203,093	39,665	82.3
佐賀県	23,237	27,421	67.4	4,183	4,936	65.8	27,420	32,357	67.2
長崎県	38,328	27,122	66.7	5,464	3,867	51.5	43,792	30,989	64.3
熊本県	49,615	27,286	67.1	7,679	4,223	56.3	57,294	31,509	65.4
大分県	32,807	27,550	67.7	5,092	4,276	57.0	37,899	31,827	66.1
宮崎県	28,492	25,089	61.7	4,090	3,602	48.0	32,583	28,691	59.6
鹿児島県	42,916	25,373	62.4	6,333	3,744	49.9	49,250	29,117	60.4
沖縄県	33,704	23,180	57.0	5,558	3,823	50.9	39,262	27,003	56.1
合計	5,214,866	40,669	100.0	962,557	7,507	100.0	6,177,423	48,176	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成27年1月1日現在の住民基本台帳人口による。  
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除した。  
 3 個人道府県民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額である。  
 4 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用

事業税									都道府県		
個人			法人			計					
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数			
4,278	788	54.2	80,466	14,814	63.0	84,743	15,602	62.5	北海道		
885	654	45.0	17,946	13,260	56.4	18,831	13,914	55.7	青森県		
1,207	928	63.8	19,702	15,144	64.4	20,909	16,072	64.3	岩手県		
3,167	1,360	93.5	54,902	23,582	100.2	58,069	24,942	99.8	宮城県		
749	709	48.8	13,755	13,019	55.3	14,504	13,728	55.0	秋田県		
978	857	58.9	15,492	13,581	57.7	16,470	14,438	57.8	山形県		
2,272	1,156	79.5	46,622	23,721	100.8	48,893	24,877	99.6	福島県		
2,804	940	64.6	56,879	19,076	81.1	59,683	20,016	80.1	茨城県		
1,805	901	62.0	44,090	21,997	93.5	45,895	22,897	91.7	栃木県		
1,658	824	56.7	47,230	23,472	99.8	48,888	24,296	97.3	群馬県		
11,630	1,592	109.5	98,624	13,501	57.4	110,254	15,093	60.4	埼玉県		
7,292	1,166	80.2	98,488	15,748	66.9	105,780	16,914	67.7	千葉県		
48,340	3,635	250.0	728,699	54,799	232.9	777,039	58,435	233.9	東京都		
17,699	1,941	133.5	183,149	20,089	85.4	200,848	22,031	88.2	神奈川県		
2,051	877	60.3	47,036	20,122	85.5	49,087	21,000	84.1	新潟県		
1,088	1,002	68.9	22,568	20,786	88.3	23,656	21,789	87.2	富山県		
1,286	1,109	76.3	25,703	22,162	94.2	26,989	23,271	93.2	石川県		
763	950	65.3	19,427	24,177	102.8	20,190	25,127	100.6	福井県		
885	1,035	71.2	17,463	20,413	86.8	18,348	21,447	85.9	山梨県		
1,568	730	50.2	37,873	17,627	74.9	39,441	18,357	73.5	長野県		
2,242	1,074	73.9	33,849	16,214	68.9	36,091	17,288	69.2	岐阜県		
5,289	1,397	96.1	100,356	26,506	112.7	105,645	27,903	111.7	静岡県		
12,334	1,647	113.3	283,262	37,819	160.7	295,596	39,466	158.0	愛知県		
1,969	1,058	72.8	40,309	21,670	92.1	42,277	22,728	91.0	三重県		
1,314	924	63.5	30,921	21,755	92.5	32,234	22,679	90.8	滋賀県		
3,594	1,393	95.8	51,501	19,967	84.9	55,095	21,361	85.5	京都府		
14,275	1,610	110.7	244,011	27,513	116.9	258,286	29,123	116.6	大阪府		
6,459	1,146	78.8	102,973	18,263	77.6	109,432	19,409	77.7	兵庫県		
1,232	883	60.7	12,657	9,069	38.5	13,890	9,952	39.8	奈良県		
957	954	65.6	13,184	13,135	55.8	14,142	14,089	56.4	和歌山県		
406	697	47.9	8,156	13,982	59.4	8,563	14,678	58.8	鳥取県		
602	853	58.7	11,975	16,956	72.1	12,577	17,809	71.3	島根県		
1,537	792	54.5	34,667	17,872	76.0	36,204	18,665	74.7	岡山県		
3,515	1,225	84.3	59,267	20,657	87.8	62,782	21,882	87.6	広島県		
1,371	958	65.9	26,453	18,478	78.5	27,823	19,436	77.8	山口県		
500	644	44.3	17,242	22,203	94.4	17,742	22,847	91.5	徳島県		
776	772	53.1	21,843	21,722	92.3	22,620	22,494	90.0	香川県		
1,094	767	52.8	23,863	16,730	71.1	24,957	17,497	70.0	愛媛県		
700	936	64.4	9,340	12,502	53.1	10,040	13,438	53.8	高知県		
6,112	1,194	82.1	92,832	18,130	77.1	98,943	19,324	77.4	福岡県		
796	939	64.6	14,363	16,949	72.0	15,159	17,888	71.6	佐賀県		
1,172	830	57.1	16,854	11,926	50.7	18,026	12,756	51.1	長崎県		
1,455	800	55.0	22,870	12,577	53.5	24,325	13,378	53.6	熊本県		
912	766	52.7	17,112	14,370	61.1	18,024	15,136	60.6	大分県		
953	839	57.7	14,820	13,049	55.5	15,772	13,888	55.6	宮崎県		
1,162	687	47.2	19,100	11,292	48.0	20,262	11,979	48.0	鹿児島県		
1,275	877	60.3	16,900	11,623	49.4	18,175	12,500	50.0	沖縄県		
186,410	1,454	100.0	3,016,791	23,527	100.0	3,203,201	24,981	100.0	合計		

税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

6 自動車取得税及び軽油引取税については、旧法による税（目的税分）を含む。

7 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その2）（平成26年度）

都道府県			地方消費税			不動産取得税		
			税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
				税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道			136,528	25,136	103.8	15,426	2,840	98.0
青森県			32,217	23,806	98.3	2,596	1,918	66.2
岩手県			29,885	22,971	94.8	2,317	1,781	61.4
宮城県			57,473	24,686	101.9	6,563	2,819	97.2
秋田県			24,945	23,609	97.5	1,666	1,577	54.4
山形県			26,013	22,803	94.1	2,252	1,974	68.1
福島県			45,598	23,201	95.8	3,812	1,940	66.9
茨城県			67,744	22,719	93.8	6,373	2,137	73.7
栃木県			48,432	24,163	99.7	5,313	2,650	91.4
群馬県			46,909	23,312	96.2	6,014	2,989	103.1
埼玉県			144,345	19,760	81.6	17,579	2,406	83.0
千葉県			150,094	23,999	99.1	16,444	2,629	90.7
東京都			417,672	31,410	129.7	76,631	5,763	198.8
神奈川県			203,730	22,347	92.2	26,602	2,918	100.7
新潟県			57,150	24,449	100.9	5,204	2,226	76.8
富山県			25,518	23,503	97.0	2,659	2,449	84.5
石川県			28,579	24,642	101.7	3,026	2,609	90.0
福井県			19,542	24,321	100.4	1,536	1,912	66.0
山梨県			20,733	24,235	100.0	2,117	2,474	85.3
長野県			52,963	24,651	101.8	4,358	2,028	70.0
岐阜県			47,377	22,695	93.7	4,276	2,048	70.6
静岡県			94,975	25,085	103.5	10,746	2,838	97.9
愛知県			186,665	24,922	102.9	21,987	2,936	101.3
三重県			44,425	23,883	98.6	4,090	2,199	75.9
滋賀県			28,719	20,205	83.4	3,827	2,693	92.9
京都府			62,805	24,349	100.5	7,713	2,990	103.1
大阪府			232,775	26,246	108.3	30,509	3,440	118.7
兵庫県			128,313	22,757	93.9	16,899	2,997	103.4
奈良県			26,055	18,668	77.1	2,468	1,768	61.0
和歌山県			20,998	20,920	86.4	2,037	2,029	70.0
鳥取県			13,873	23,781	98.2	941	1,613	55.6
島根県			15,865	22,466	92.7	967	1,369	47.2
岡山県			45,640	23,529	97.1	4,156	2,143	73.9
広島県			66,791	23,279	96.1	6,678	2,328	80.3
山口県			30,819	21,529	88.9	2,364	1,651	57.0
徳島県			16,984	21,870	90.3	1,689	2,175	75.0
香川県			24,418	24,283	100.2	1,809	1,799	62.1
愛媛県			30,548	21,417	88.4	2,999	2,102	72.5
高知県			17,149	22,954	94.7	1,129	1,512	52.2
福岡県			125,583	24,527	101.2	15,872	3,100	106.9
佐賀県			18,836	22,227	91.7	1,785	2,106	72.6
長崎県			31,543	22,321	92.1	2,396	1,696	58.5
熊本県			41,866	23,025	95.0	4,012	2,206	76.1
大分県			28,493	23,928	98.8	2,349	1,973	68.1
宮崎県			25,643	22,580	93.2	1,977	1,741	60.1
鹿児島県			36,765	21,736	89.7	3,575	2,114	72.9
沖縄県			26,411	18,164	75.0	3,974	2,733	94.3
合計			3,106,400	24,226	100.0	371,713	2,899	100.0

道府県たばこ税			ゴルフ場利用税			自動車税			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
7,994	1,472	121.6	1,740	320	85.8	77,042	14,184	116.9	北海道
1,836	1,357	112.1	159	118	31.6	16,789	12,406	102.2	青森県
1,588	1,221	100.8	292	224	60.1	17,806	13,687	112.8	岩手県
3,194	1,372	113.3	724	311	83.4	32,862	14,115	116.3	宮城県
1,247	1,180	97.4	173	164	44.0	14,005	13,255	109.2	秋田県
1,258	1,103	91.1	136	120	32.2	16,202	14,203	117.0	山形県
2,751	1,399	115.5	655	333	89.3	30,431	15,483	127.6	福島県
3,848	1,290	106.5	2,915	978	262.2	50,919	17,077	140.7	茨城県
2,530	1,262	104.2	2,494	1,244	333.5	35,449	17,685	145.7	栃木県
2,469	1,227	101.3	1,335	663	177.7	34,625	17,208	141.8	群馬県
8,218	1,125	92.9	2,288	313	83.9	86,245	11,806	97.3	埼玉県
7,184	1,149	94.9	4,514	722	193.6	75,139	12,014	99.0	千葉県
18,134	1,364	112.6	626	47	12.6	106,787	8,031	66.2	東京都
9,837	1,079	89.1	1,628	179	48.0	93,517	10,258	84.5	神奈川県
2,695	1,153	95.2	577	247	66.2	32,180	13,767	113.4	新潟県
1,249	1,151	95.0	338	311	83.4	17,145	15,791	130.1	富山県
1,418	1,223	101.0	551	475	127.3	17,529	15,114	124.5	石川県
931	1,158	95.6	271	338	90.6	12,090	15,046	124.0	福井県
1,066	1,246	102.9	781	913	244.8	13,004	15,201	125.3	山梨県
2,285	1,063	87.8	920	428	114.7	32,333	15,049	124.0	長野県
2,193	1,051	86.8	1,801	863	231.4	32,283	15,464	127.4	岐阜県
4,354	1,150	95.0	2,640	697	186.9	54,962	14,517	119.6	静岡県
8,778	1,172	96.8	1,605	214	57.4	115,421	15,410	127.0	愛知県
2,140	1,150	95.0	1,882	1,012	271.3	27,805	14,948	123.2	三重県
1,602	1,127	93.1	1,120	788	211.3	18,219	12,818	105.6	滋賀県
2,886	1,119	92.4	827	321	86.1	25,569	9,913	81.7	京都府
12,388	1,397	115.4	1,532	173	46.4	79,389	8,951	73.8	大阪府
5,915	1,049	86.6	3,971	704	188.7	61,986	10,994	90.6	兵庫県
1,299	931	76.9	912	654	175.3	15,635	11,203	92.3	奈良県
1,206	1,202	99.3	391	389	104.3	11,350	11,308	93.2	和歌山県
657	1,127	93.1	109	187	50.1	7,025	12,043	99.2	鳥取県
715	1,013	83.6	152	215	57.6	8,172	11,572	95.4	島根県
2,211	1,140	94.1	788	406	108.8	25,669	13,233	109.0	岡山県
3,168	1,104	91.2	781	272	72.9	33,438	11,654	96.0	広島県
1,611	1,125	92.9	551	385	103.2	18,000	12,574	103.6	山口県
897	1,155	95.4	275	354	94.9	10,295	13,258	109.2	徳島県
1,175	1,169	96.5	386	384	102.9	13,167	13,094	107.9	香川県
1,582	1,109	91.6	471	330	88.5	15,830	11,098	91.4	愛媛県
906	1,213	100.2	247	331	88.7	7,889	10,559	87.0	高知県
6,557	1,281	105.8	1,060	207	55.5	58,971	11,517	94.9	福岡県
1,082	1,277	105.5	307	363	97.3	10,199	12,035	99.2	佐賀県
1,664	1,178	97.3	312	221	59.2	12,899	9,128	75.2	長崎県
2,128	1,170	96.6	620	341	91.4	21,518	11,834	97.5	熊本県
1,432	1,202	99.3	356	299	80.2	14,277	11,989	98.8	大分県
1,365	1,202	99.3	486	428	114.7	13,158	11,587	95.5	宮崎県
1,929	1,140	94.1	431	255	68.4	17,931	10,601	87.4	鹿児島県
1,769	1,216	100.4	757	521	139.7	13,038	8,967	73.9	沖縄県
155,341	1,211	100.0	47,888	373	100.0	1,556,198	12,136	100.0	合計

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その3）（平成26年度）

都道府県		釧 区 税			道 府 県 固 定 資 産 税			自 動 車 取 得 税		
		税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り		税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り		税 額 (百万円)	人 口 1 人 当 た り	
			税 額 (円)	指 数		税 額 (円)	指 数		税 額 (円)	指 数
北 海 道		30	5	166.7	889	164	1,261.5	4,808	885	131.5
青 森 県		3	2	66.7	73	54	415.4	987	729	108.3
岩 手 県		17	13	433.3	-	-	-	1,097	843	125.3
宮 城 県		3	1	33.3	-	-	-	2,084	895	133.0
秋 田 県		16	15	500.0	-	-	-	903	854	126.9
山 形 県		4	4	133.3	-	-	-	857	751	111.6
福 島 県		12	6	200.0	-	-	-	1,818	925	137.4
茨 城 県		5	2	66.7	-	-	-	2,057	690	102.5
栃 木 県		7	4	133.3	-	-	-	1,742	869	129.1
群 馬 県		2	1	33.3	-	-	-	1,731	860	127.8
埼 玉 県		5	1	33.3	-	-	-	4,507	617	91.7
千 葉 県		41	6	200.0	-	-	-	3,929	628	93.3
東 京 都		2	0.0	0.0	-	-	-	9,178	690	102.5
神 奈 川 県		0	0.0	0.0	-	-	-	5,648	620	92.1
新 潟 県		50	21	700.0	-	-	-	1,742	745	110.7
富 山 県		1	1	33.3	-	-	-	807	743	110.4
石 川 県		0	0.0	0.0	-	-	-	889	766	113.8
福 井 県		2	3	100.0	-	-	-	596	742	110.3
山 梨 県		0	0.0	0.0	364	425	3,269.2	617	721	107.1
長 野 県		3	1	33.3	-	-	-	1,829	851	126.4
岐 阜 県		16	8	266.7	-	-	-	1,607	770	114.4
静 岡 県		4	1	33.3	-	-	-	2,654	701	104.2
愛 知 県		3	0.0	0.0	366	49	376.9	6,841	913	135.7
三 重 県		3	2	66.7	-	-	-	1,447	778	115.6
滋 賀 県		7	5	166.7	-	-	-	948	667	99.1
京 都 府		1	0.0	0.0	-	-	-	1,539	597	88.7
大 阪 府		0	0.0	0.0	-	-	-	5,038	568	84.4
兵 庫 県		4	1	33.3	-	-	-	3,404	604	89.7
奈 良 県		1	1	33.3	-	-	-	723	518	77.0
和 歌 山 県		0	0.0	0.0	-	-	-	604	602	89.5
鳥 取 県		1	1	33.3	-	-	-	343	588	87.4
島 根 県		1	2	66.7	-	-	-	406	574	85.3
岡 山 県		11	6	200.0	-	-	-	1,181	609	90.5
広 島 県		5	2	66.7	-	-	-	1,720	599	89.0
山 口 県		8	6	200.0	-	-	-	893	624	92.7
徳 島 県		1	2	66.7	-	-	-	412	531	78.9
香 川 県		0	0.0	0.0	-	-	-	560	557	82.8
愛 媛 県		4	3	100.0	-	-	-	713	500	74.3
高 知 県		6	9	300.0	-	-	-	355	475	70.6
福 岡 県		6	1	33.3	-	-	-	2,869	560	83.2
佐 賀 県		0	0.0	0.0	-	-	-	422	498	74.0
長 崎 県		4	3	100.0	-	-	-	551	390	57.9
熊 本 県		9	5	166.7	-	-	-	873	480	71.3
大 分 県		11	9	300.0	-	-	-	606	509	75.6
宮 崎 県		7	6	200.0	-	-	-	545	480	71.3
鹿 児 島 県		9	6	200.0	-	-	-	737	436	64.8
沖 縄 県		7	5	166.7	-	-	-	456	314	46.7
合 計		332	3	100.0	1,692	13	100.0	86,274	673	100.0

軽油引取税			狩 獵 税			その他の道府県税			都 道 府 県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
59,465	10,948	150.0	98	18	150.0	1,709	315	101.3	北 海 道
14,052	10,383	142.3	14	11	91.7	18,189	13,440	4,321.5	青 森 県
17,611	13,537	185.5	29	22	183.3	99	76	24.4	岩 手 県
28,514	12,248	167.8	24	10	83.3	445	191	61.4	宮 城 県
9,565	9,052	124.1	18	17	141.7	242	229	73.6	秋 田 県
10,308	9,036	123.8	18	16	133.3	184	161	51.8	山 形 県
24,006	12,214	167.4	39	20	166.7	638	324	104.2	福 島 県
32,063	10,753	147.4	55	18	150.0	951	319	102.6	茨 城 県
22,633	11,291	154.7	41	21	175.0	-	-	-	栃 木 県
17,226	8,561	117.3	39	19	158.3	-	-	-	群 馬 県
45,643	6,248	85.6	27	4	33.3	0	0	0.0	埼 玉 県
40,127	6,416	87.9	44	7	58.3	-	-	-	千 葉 県
41,166	3,096	42.4	5	0.0	0.0	1,624	122	39.2	東 京 都
39,794	4,365	59.8	22	2	16.7	-	-	-	神 奈 川 県
24,282	10,388	142.4	32	14	116.7	851	364	117.0	新 潟 県
11,338	10,443	143.1	12	11	91.7	-	-	-	富 山 県
10,514	9,066	124.2	13	11	91.7	770	664	213.5	石 川 県
7,942	9,884	135.5	17	22	183.3	6,095	7,586	2,439.2	福 井 県
7,080	8,276	113.4	36	42	350.0	-	-	-	山 梨 県
18,105	8,427	115.5	62	29	241.7	-	-	-	長 野 県
16,775	8,035	110.1	35	17	141.7	15	7	2.3	岐 阜 県
35,255	9,312	127.6	65	17	141.7	-	-	-	静 岡 県
57,334	7,655	104.9	21	3	25.0	596	80	25.7	愛 知 県
21,318	11,461	157.1	38	20	166.7	292	157	50.5	三 重 県
12,308	8,659	118.7	20	14	116.7	36	25	8.0	滋 賀 県
13,608	5,276	72.3	29	11	91.7	63	24	7.7	京 都 府
44,788	5,050	69.2	11	1	8.3	-	-	-	大 阪 府
37,836	6,711	92.0	52	9	75.0	0	0	0.0	兵 庫 県
5,965	4,274	58.6	17	12	100.0	130	93	29.9	奈 良 県
6,596	6,571	90.1	34	34	283.3	-	-	-	和 歌 山 県
4,966	8,512	116.7	13	22	183.3	13	23	7.4	鳥 取 県
5,511	7,804	106.9	25	36	300.0	426	603	193.9	島 根 県
17,741	9,146	125.3	39	20	166.7	423	218	70.1	岡 山 県
22,943	7,996	109.6	37	13	108.3	543	189	60.8	広 島 県
13,611	9,508	130.3	32	22	183.3	230	161	51.8	山 口 県
5,934	7,641	104.7	25	33	275.0	0	0	0.0	徳 島 県
9,379	9,327	127.8	13	13	108.3	-	-	-	香 川 県
10,353	7,258	99.5	43	30	250.0	1,202	843	271.1	愛 媛 県
4,948	6,622	90.7	46	62	516.7	-	-	-	高 知 県
38,435	7,507	102.9	33	7	58.3	199	39	12.5	福 岡 県
9,364	11,050	151.4	15	18	150.0	1,517	1,790	575.6	佐 賀 県
7,173	5,076	69.6	13	9	75.0	83	59	19.0	長 崎 県
13,790	7,584	103.9	38	21	175.0	168	93	29.9	熊 本 県
9,078	7,623	104.5	47	39	325.0	284	238	76.5	大 分 県
9,267	8,160	111.8	47	42	350.0	224	198	63.7	宮 崎 県
12,919	7,638	104.7	49	29	241.7	635	376	120.9	鹿 児 島 県
7,006	4,818	66.0	4	2	16.7	1,037	713	229.3	沖 縄 県
935,633	7,297	100.0	1,487	12	100.0	39,914	311	100.0	合 計

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その4）（平成26年度）

都道府県	道府県税			地方交付税		
	税額 (百万円)	A		税額 (百万円)	B	
		人口1人当たり			人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	581,252	107,012	87.5	667,993	122,981	177.6
青森県	143,649	106,144	86.8	223,797	165,367	238.8
岩手県	132,911	102,163	83.5	277,305	213,153	307.8
宮城県	284,756	122,311	100.0	240,411	103,263	149.1
秋田県	97,341	92,129	75.3	198,247	187,631	271.0
山形県	110,063	96,485	78.9	183,901	161,213	232.8
福島県	230,338	117,197	95.8	266,923	135,812	196.1
茨城県	352,263	118,139	96.6	200,271	67,165	97.0
栃木県	250,751	125,099	102.3	127,826	63,772	92.1
群馬県	244,283	121,401	99.3	132,625	65,910	95.2
埼玉県	761,436	104,236	85.2	188,828	25,849	37.3
千葉県	711,451	113,757	93.0	166,387	26,604	38.4
東京都	2,624,410	197,360	161.4	-	-	-
神奈川県	1,110,112	121,767	99.6	78,550	8,616	12.4
新潟県	256,932	109,918	89.9	277,669	118,790	171.6
富山県	129,069	118,880	97.2	131,588	121,200	175.0
石川県	139,912	120,638	98.6	132,548	114,289	165.1
福井県	101,976	126,914	103.8	134,620	167,541	242.0
山梨県	97,854	114,382	93.5	135,287	158,137	228.4
長野県	234,577	109,182	89.3	219,817	102,312	147.8
岐阜県	226,997	108,736	88.9	171,367	82,088	118.6
静岡県	487,421	128,739	105.3	155,558	41,087	59.3
愛知県	1,139,935	152,195	124.4	79,310	10,589	15.3
三重県	226,757	121,905	99.7	137,304	73,815	106.6
滋賀県	161,415	113,565	92.8	116,567	82,012	118.4
京都府	285,135	110,547	90.4	174,801	67,770	97.9
大阪府	1,100,319	124,065	101.4	276,412	31,167	45.0
兵庫県	631,351	111,975	91.5	303,131	53,762	77.6
奈良県	126,003	90,283	73.8	150,732	108,001	156.0
和歌山県	92,988	92,642	75.7	164,988	164,375	237.4
鳥取県	55,213	94,648	77.4	138,155	236,829	342.0
島根県	68,429	96,898	79.2	185,197	262,246	378.7
岡山県	211,906	109,246	89.3	168,914	87,081	125.8
広島県	324,264	113,017	92.4	186,563	65,024	93.9
山口県	150,927	105,430	86.2	174,332	121,779	175.9
徳島県	84,981	109,431	89.5	149,596	192,637	278.2
香川県	115,886	115,244	94.2	112,860	112,235	162.1
愛媛県	138,310	96,967	79.3	168,773	118,324	170.9
高知県	66,780	89,384	73.1	175,669	235,128	339.6
福岡県	551,621	107,734	88.1	271,928	53,109	76.7
佐賀県	86,108	101,611	83.1	146,254	172,586	249.2
長崎県	118,455	83,823	68.5	222,296	157,305	227.2
熊本県	166,642	91,647	74.9	220,716	121,385	175.3
大分県	112,855	94,773	77.5	174,798	146,791	212.0
宮崎県	101,074	89,001	72.8	187,276	164,906	238.2
鹿児島県	144,492	85,426	69.8	271,197	160,336	231.6
沖縄県	111,895	76,956	62.9	209,500	144,083	208.1
合 計	15,683,495	122,311	100.0	8,878,785	69,243	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
110,403	20,326	102.8	1,359,647	250,319	118.5	北海道
26,625	19,674	99.5	394,071	291,185	137.8	青森県
26,951	20,716	104.8	437,167	336,033	159.0	岩手県
44,411	19,076	96.5	569,578	244,650	115.8	宮城県
21,960	20,784	105.1	317,548	300,544	142.2	秋田県
23,885	20,938	105.9	317,849	278,635	131.9	山形県
40,224	20,466	103.5	537,485	273,476	129.4	福島県
56,345	18,896	95.6	608,878	204,200	96.6	茨城県
39,354	19,634	99.3	417,932	208,505	98.7	栃木県
39,313	19,537	98.8	416,221	206,848	97.9	群馬県
120,459	16,490	83.4	1,070,723	146,576	69.4	埼玉県
102,460	16,383	82.9	980,298	156,745	74.2	千葉県
364,807	27,434	138.8	2,989,217	224,794	106.4	東京都
152,144	16,689	84.4	1,340,806	147,072	69.6	神奈川県
47,649	20,385	103.1	582,250	249,092	117.9	新潟県
22,829	21,027	106.4	283,486	261,106	123.6	富山県
24,084	20,766	105.1	296,544	255,693	121.0	石川県
16,868	20,993	106.2	253,464	315,447	149.3	福井県
17,026	19,901	100.7	250,166	292,420	138.4	山梨県
43,156	20,086	101.6	497,549	231,580	109.6	長野県
40,775	19,532	98.8	439,139	210,356	99.5	岐阜県
72,420	19,128	96.8	715,400	188,954	89.4	静岡県
146,083	19,504	98.7	1,365,328	182,288	86.3	愛知県
37,117	19,954	100.9	401,178	215,674	102.1	三重県
27,071	19,046	96.4	305,052	214,623	101.6	滋賀県
49,128	19,047	96.4	509,064	197,365	93.4	京都府
174,492	19,675	99.5	1,551,222	174,906	82.8	大阪府
100,242	17,779	89.9	1,034,724	183,516	86.8	兵庫県
24,095	17,264	87.3	300,830	215,548	102.0	奈良県
19,074	19,003	96.1	277,050	276,021	130.6	和歌山県
12,171	20,864	105.5	205,539	352,342	166.7	鳥取県
15,480	21,921	110.9	269,107	381,064	180.3	島根県
37,238	19,197	97.1	418,058	215,524	102.0	岡山県
55,971	19,508	98.7	566,799	197,549	93.5	広島県
28,622	19,994	101.1	353,881	247,203	117.0	山口県
15,455	19,902	100.7	250,032	321,971	152.4	徳島県
19,773	19,663	99.5	248,519	247,142	117.0	香川県
27,965	19,606	99.2	335,049	234,896	111.2	愛媛県
15,304	20,484	103.6	257,754	344,995	163.3	高知県
94,765	18,508	93.6	918,314	179,351	84.9	福岡県
16,508	19,480	98.5	248,869	293,677	139.0	佐賀県
26,483	18,740	94.8	367,234	259,868	123.0	長崎県
34,147	18,779	95.0	421,505	231,811	109.7	熊本県
23,897	20,068	101.5	311,550	261,631	123.8	大分県
22,221	19,566	99.0	310,571	273,473	129.4	宮崎県
33,037	19,532	98.8	448,726	265,294	125.5	鹿児島県
24,124	16,591	83.9	345,519	237,630	112.4	沖縄県
2,534,609	19,767	100.0	27,096,889	211,321	100.0	合計

21 市町村税収入等の都道府県別所在状況（その1）（平成26年度）

都道府県		市 町 村 民 税					
		個 人			法 人		
		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
北海道		238,925	43,987	79.3	66,796	12,298	64.5
青森県		47,654	35,212	63.5	12,462	9,208	48.3
岩手県		49,990	38,426	69.3	15,499	11,913	62.5
宮城県		110,308	47,380	85.4	39,563	16,993	89.1
秋田県		36,565	34,607	62.4	10,397	9,840	51.6
山形県		44,428	38,946	70.2	12,333	10,812	56.7
福島県		84,384	42,935	77.4	26,583	13,526	70.9
茨城県		151,185	50,703	91.4	42,502	14,254	74.8
栃木県		101,495	50,636	91.3	34,652	17,288	90.7
群馬県		96,380	47,898	86.3	41,010	20,380	106.9
埼玉県		432,384	59,191	106.7	86,164	11,795	61.9
千葉県		386,130	61,740	111.3	77,294	12,359	64.8
東京都		1,201,251	90,336	162.8	705,352	53,044	278.2
神奈川県		656,299	71,989	129.8	133,991	14,697	77.1
新潟県		99,653	42,632	76.8	31,434	13,448	70.5
富山県		54,000	49,737	89.6	16,993	15,652	82.1
石川県		57,616	49,679	89.5	19,827	17,096	89.7
福井県		38,677	48,135	86.8	11,915	14,829	77.8
山梨県		39,415	46,073	83.0	12,367	14,456	75.8
長野県		98,623	45,903	82.7	29,377	13,673	71.7
岐阜県		101,526	48,633	87.7	24,308	11,644	61.1
静岡県		207,779	54,879	98.9	65,335	17,256	90.5
愛知県		474,504	63,352	114.2	196,910	26,290	137.9
三重県		95,238	51,200	92.3	24,941	13,409	70.3
滋賀県		73,779	51,908	93.6	22,393	15,755	82.6
京都府		134,523	52,155	94.0	40,992	15,893	83.3
大阪府		465,596	52,498	94.6	205,645	23,187	121.6
兵庫県		312,298	55,388	99.8	76,569	13,580	71.2
奈良県		70,904	50,804	91.6	10,557	7,565	39.7
和歌山県		41,356	41,202	74.3	9,890	9,853	51.7
鳥取県		22,549	38,655	69.7	5,946	10,192	53.5
島根県		28,571	40,458	72.9	8,116	11,492	60.3
岡山県		90,329	46,568	83.9	27,225	14,036	73.6
広島県		146,247	50,972	91.9	46,320	16,144	84.7
山口県		64,614	45,136	81.4	19,645	13,723	72.0
徳島県		32,537	41,899	75.5	14,327	18,449	96.8
香川県		46,984	46,723	84.2	18,375	18,274	95.8
愛媛県		57,070	40,011	72.1	19,254	13,498	70.8
高知県		28,982	38,792	69.9	7,481	10,013	52.5
福岡県		240,254	46,923	84.6	79,806	15,586	81.7
佐賀県		32,579	38,445	69.3	10,443	12,324	64.6
長崎県		53,702	38,001	68.5	13,468	9,531	50.0
熊本県		69,960	38,475	69.3	19,495	10,721	56.2
大分県		46,503	39,052	70.4	12,663	10,634	55.8
宮崎県		40,456	35,624	64.2	10,240	9,016	47.3
鹿児島県		61,303	36,244	65.3	15,722	9,295	48.7
沖縄県		48,801	33,563	60.5	12,492	8,592	45.1
合 計		7,114,306	55,482	100.0	2,445,068	19,068	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成27年1月1日現在の住民基本台帳人口による。  
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。  
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

市 町 村 民 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県
計			土 地			
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
305,721	56,285	75.5	68,772	12,661	48.0	北 海 道
60,116	44,420	59.6	19,432	14,359	54.4	青 森 県
65,489	50,339	67.5	21,034	16,168	61.3	岩 手 県
149,871	64,374	86.3	41,114	17,660	67.0	宮 城 県
46,962	44,447	59.6	15,409	14,584	55.3	秋 田 県
56,761	49,758	66.7	18,584	16,291	61.8	山 形 県
110,968	56,461	75.7	32,798	16,688	63.3	福 島 県
193,687	64,957	87.1	60,345	20,238	76.7	茨 城 県
136,147	67,924	91.1	47,381	23,638	89.6	栃 木 県
137,390	68,278	91.6	46,142	22,931	86.9	群 馬 県
518,548	70,986	95.2	196,350	26,879	101.9	埼 玉 県
463,424	74,099	99.4	140,168	22,412	85.0	千 葉 県
1,906,603	143,380	192.3	718,701	54,047	204.9	東 京 都
790,290	86,686	116.3	277,826	30,475	115.5	神 奈 川 県
131,087	56,080	75.2	46,435	19,865	75.3	新 潟 県
70,993	65,388	87.7	23,337	21,495	81.5	富 山 県
77,444	66,775	89.6	24,816	21,398	81.1	石 川 県
50,592	62,964	84.5	17,913	22,294	84.5	福 井 県
51,782	60,529	81.2	18,423	21,535	81.6	山 梨 県
128,000	59,577	79.9	44,019	20,488	77.7	長 野 県
125,834	60,277	80.9	48,039	23,012	87.2	岐 阜 県
273,114	72,136	96.8	107,229	28,322	107.4	静 岡 県
671,414	89,642	120.2	245,435	32,769	124.2	愛 知 県
120,180	64,609	86.7	39,877	21,438	81.3	三 重 県
96,172	67,662	90.8	30,356	21,357	81.0	滋 賀 県
175,515	68,047	91.3	71,919	27,883	105.7	京 都 府
671,241	75,685	101.5	258,519	29,149	110.5	大 阪 府
388,866	68,968	92.5	140,810	24,974	94.7	兵 庫 県
81,461	58,368	78.3	28,819	20,649	78.3	奈 良 県
51,246	51,055	68.5	19,766	19,693	74.7	和 歌 山 県
28,495	48,847	65.5	10,482	17,969	68.1	鳥 取 県
36,687	51,950	69.7	12,790	18,110	68.7	島 根 県
117,554	60,604	81.3	43,620	22,488	85.3	岡 山 県
192,567	67,116	90.0	68,649	23,927	90.7	広 島 県
84,258	58,859	79.0	27,311	19,078	72.3	山 口 県
46,864	60,348	80.9	15,710	20,230	76.7	徳 島 県
65,359	64,997	87.2	19,302	19,195	72.8	香 川 県
76,324	53,509	71.8	32,742	22,955	87.0	愛 媛 県
36,463	48,805	65.5	14,178	18,977	72.0	高 知 県
320,059	62,509	83.8	107,050	20,907	79.3	福 岡 県
43,022	50,768	68.1	14,570	17,194	65.2	佐 賀 県
67,170	47,532	63.8	18,449	13,055	49.5	長 崎 県
89,455	49,196	66.0	29,635	16,298	61.8	熊 本 県
59,165	49,685	66.6	20,785	17,455	66.2	大 分 県
50,696	44,640	59.9	18,563	16,345	62.0	宮 崎 県
77,025	45,539	61.1	28,149	16,642	63.1	鹿 児 島 県
61,294	42,154	56.5	30,230	20,790	78.8	沖 縄 県
9,559,374	74,551	100.0	3,381,983	26,375	100.0	合 計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その2）（平成26年度）

都道府県			固定資産税					
			家屋			償却資産		
			税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)	指数	税額(円)		指数				
北海道			158,896	29,254	100.1	50,879	9,367	77.6
青森県			35,284	26,072	89.3	18,045	13,334	110.5
岩手県			30,552	23,484	80.4	15,466	11,888	98.5
宮城県			59,064	25,370	86.8	27,624	11,865	98.3
秋田県			25,453	24,090	82.5	10,631	10,062	83.4
山形県			28,130	24,659	84.4	11,057	9,693	80.3
福島県			41,162	20,943	71.7	37,481	19,071	158.0
茨城県			84,910	28,476	97.5	46,592	15,626	129.5
栃木県			59,832	29,850	102.2	30,176	15,055	124.8
群馬県			56,688	28,172	96.4	30,812	15,312	126.9
埼玉県			181,174	24,802	84.9	59,915	8,202	68.0
千葉県			171,095	27,357	93.6	76,651	12,256	101.6
東京都			525,539	39,521	135.3	163,085	12,264	101.6
神奈川県			269,620	29,574	101.2	98,262	10,778	89.3
新潟県			66,906	28,623	98.0	38,314	16,391	135.8
富山県			35,202	32,423	111.0	17,555	16,169	134.0
石川県			34,517	29,762	101.9	14,682	12,660	104.9
福井県			25,592	31,850	109.0	16,724	20,813	172.5
山梨県			24,658	28,822	98.7	11,615	13,577	112.5
長野県			61,368	28,563	97.8	27,333	12,722	105.4
岐阜県			56,995	27,302	93.5	26,560	12,723	105.4
静岡県			116,313	30,721	105.2	57,783	15,262	126.5
愛知県			240,403	32,097	109.9	106,085	14,164	117.4
三重県			51,468	27,669	94.7	37,044	19,915	165.0
滋賀県			43,295	30,460	104.3	22,346	15,722	130.3
京都府			70,921	27,496	94.1	26,399	10,235	84.8
大阪府			286,837	32,342	110.7	86,385	9,740	80.7
兵庫県			167,977	29,792	102.0	71,131	12,616	104.5
奈良県			28,980	20,765	71.1	9,640	6,907	57.2
和歌山県			23,743	23,655	81.0	12,522	12,476	103.4
鳥取県			15,225	26,099	89.3	5,708	9,786	81.1
島根県			17,512	24,797	84.9	9,341	13,227	109.6
岡山県			50,451	26,010	89.0	27,584	14,221	117.8
広島県			78,053	27,204	93.1	35,925	12,521	103.8
山口県			36,495	25,494	87.3	24,032	16,788	139.1
徳島県			20,617	26,549	90.9	10,388	13,377	110.8
香川県			29,027	28,866	98.8	10,272	10,216	84.7
愛媛県			36,827	25,819	88.4	17,108	11,994	99.4
高知県			17,750	23,758	81.3	6,192	8,288	68.7
福岡県			145,835	28,482	97.5	48,727	9,517	78.9
佐賀県			20,951	24,723	84.6	10,454	12,336	102.2
長崎県			34,123	24,147	82.7	11,232	7,948	65.9
熊本県			44,115	24,262	83.1	16,704	9,187	76.1
大分県			30,678	25,763	88.2	16,951	14,235	118.0
宮崎県			26,860	23,651	81.0	13,647	12,017	99.6
鹿児島県			40,710	24,068	82.4	15,930	9,418	78.0
沖縄県			37,988	26,126	89.4	8,433	5,800	48.1
合計			3,745,791	29,212	100.0	1,547,423	12,068	100.0

固 定 資 産 税						都 道 府 県
交 付 金			計			
税 額	人口1人当たり		税 額	人口1人当たり		
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数	
3,206	590	81.0	281,753	51,872	75.9	北 海 道
980	724	99.5	73,741	54,489	79.7	青 森 県
1,553	1,193	163.9	68,605	52,734	77.1	岩 手 県
1,150	494	67.9	128,952	55,388	81.0	宮 城 県
1,844	1,745	239.7	53,337	50,480	73.8	秋 田 県
1,069	937	128.7	58,840	51,581	75.4	山 形 県
1,126	573	78.7	112,567	57,275	83.8	福 島 県
1,286	431	59.2	193,133	64,771	94.7	茨 城 県
1,268	632	86.8	138,656	69,175	101.2	栃 木 県
1,086	540	74.2	134,728	66,955	97.9	群 馬 県
3,297	451	62.0	440,735	60,334	88.2	埼 玉 県
2,298	368	50.5	390,213	62,393	91.2	千 葉 県
20,440	1,537	211.1	1,427,764	107,370	157.0	東 京 都
5,050	554	76.1	650,759	71,381	104.4	神 奈 川 県
1,037	444	61.0	152,692	65,323	95.5	新 潟 県
593	546	75.0	76,686	70,632	103.3	富 山 県
681	587	80.6	74,695	64,406	94.2	石 川 県
499	621	85.3	60,728	75,578	110.5	福 井 県
545	637	87.5	55,241	64,571	94.4	山 梨 県
1,263	588	80.8	133,983	62,361	91.2	長 野 県
379	182	25.0	131,973	63,218	92.4	岐 阜 県
1,452	384	52.7	282,777	74,688	109.2	静 岡 県
3,708	495	68.0	595,631	79,524	116.3	愛 知 県
445	239	32.8	128,835	69,262	101.3	三 重 県
278	195	26.8	96,274	67,734	99.1	滋 賀 県
673	261	35.9	169,913	65,875	96.3	京 都 府
7,082	799	109.8	638,823	72,030	105.3	大 阪 府
3,930	697	95.7	383,848	68,078	99.6	兵 庫 県
302	216	29.7	67,742	48,538	71.0	奈 良 県
355	354	48.6	56,387	56,178	82.2	和 歌 山 県
311	533	73.2	31,726	54,387	79.5	鳥 取 県
477	676	92.9	40,119	56,810	83.1	島 根 県
3,102	1,599	219.6	124,758	64,318	94.1	岡 山 県
1,399	487	66.9	184,026	64,139	93.8	広 島 県
1,057	738	101.4	88,896	62,098	90.8	山 口 県
449	578	79.4	47,163	60,733	88.8	徳 島 県
356	354	48.6	58,957	58,631	85.7	香 川 県
2,572	1,803	247.7	89,248	62,570	91.5	愛 媛 県
625	837	115.0	38,746	51,860	75.8	高 知 県
4,770	932	128.0	306,383	59,838	87.5	福 岡 県
340	402	55.2	46,316	54,655	79.9	佐 賀 県
1,505	1,065	146.3	65,309	46,215	67.6	長 崎 県
771	424	58.2	91,225	50,170	73.4	熊 本 県
539	453	62.2	68,954	57,905	84.7	大 分 県
1,007	887	121.8	60,077	52,901	77.4	宮 崎 県
2,398	1,418	194.8	87,187	51,547	75.4	鹿 児 島 県
2,821	1,940	266.5	79,472	54,656	79.9	沖 縄 県
93,375	728	100.0	8,768,572	68,383	100.0	合 計

市町村収入等の都道府県別所在状況（その3）（平成26年度）

都道府県	軽自動車税			市町村たばこ税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	7,675	1,413	92.9	48,899	9,003	121.5
青森県	2,917	2,156	141.7	11,232	8,300	112.0
岩手県	2,942	2,262	148.7	9,714	7,467	100.8
宮城県	4,008	1,721	113.1	19,538	8,392	113.2
秋田県	2,346	2,220	146.0	7,625	7,217	97.4
山形県	2,648	2,321	152.6	7,695	6,746	91.0
福島県	4,121	2,097	137.9	16,827	8,561	115.5
茨城県	5,637	1,890	124.3	23,538	7,894	106.5
栃木県	3,759	1,875	123.3	15,470	7,718	104.1
群馬県	4,263	2,118	139.3	15,106	7,507	101.3
埼玉県	8,255	1,130	74.3	50,276	6,883	92.9
千葉県	7,030	1,124	73.9	43,951	7,028	94.8
東京都	5,861	441	29.0	110,916	8,341	112.5
神奈川県	6,679	733	48.2	60,180	6,601	89.1
新潟県	5,377	2,300	151.2	16,489	7,054	95.2
富山県	2,319	2,136	140.4	7,644	7,040	95.0
石川県	2,206	1,902	125.0	8,692	7,495	101.1
福井県	1,743	2,170	142.7	5,694	7,087	95.6
山梨県	2,057	2,404	158.1	6,521	7,623	102.9
長野県	5,279	2,457	161.5	13,976	6,505	87.8
岐阜県	4,128	1,977	130.0	13,417	6,427	86.7
静岡県	7,443	1,966	129.3	26,633	7,034	94.9
愛知県	10,332	1,379	90.7	53,700	7,170	96.7
三重県	4,004	2,152	141.5	13,085	7,034	94.9
滋賀県	2,851	2,006	131.9	9,802	6,897	93.1
京都府	3,305	1,281	84.2	17,655	6,845	92.4
大阪府	7,444	839	55.2	75,786	8,545	115.3
兵庫県	6,934	1,230	80.9	36,152	6,412	86.5
奈良県	2,202	1,578	103.7	7,946	5,693	76.8
和歌山県	2,449	2,440	160.4	7,379	7,352	99.2
鳥取県	1,444	2,475	162.7	4,021	6,893	93.0
島根県	1,972	2,792	183.6	4,375	6,195	83.6
岡山県	4,501	2,321	152.6	13,526	6,973	94.1
広島県	5,238	1,826	120.1	19,378	6,754	91.1
山口県	3,127	2,184	143.6	9,856	6,885	92.9
徳島県	1,946	2,506	164.8	5,487	7,066	95.3
香川県	2,415	2,402	157.9	7,200	7,160	96.6
愛媛県	3,244	2,275	149.6	9,676	6,784	91.5
高知県	1,991	2,665	175.2	5,544	7,421	100.1
福岡県	8,133	1,588	104.4	40,109	7,833	105.7
佐賀県	2,111	2,491	163.8	6,621	7,813	105.4
長崎県	3,163	2,238	147.1	10,180	7,204	97.2
熊本県	4,117	2,264	148.8	13,015	7,158	96.6
大分県	2,728	2,291	150.6	8,758	7,355	99.2
宮崎県	2,875	2,531	166.4	8,351	7,354	99.2
鹿児島県	4,215	2,492	163.8	11,798	6,975	94.1
沖縄県	3,634	2,499	164.3	10,811	7,435	100.3
合計	195,066	1,521	100.0	950,247	7,411	100.0

鉱産税			特別土地保有税			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
156	29	193.3	0	0	0.0	北海道
18	13	86.7	-	-	-	青森県
12	9	60.0	0	0	0.0	岩手県
2	1	6.7	3	1	7.1	宮城県
85	81	540.0	-	-	-	秋田県
8	7	46.7	0	0	0.0	山形県
1	0	0.0	19	10	71.4	福島県
2	1	6.7	1	0	0.0	茨城県
27	14	93.3	0	0	0.0	栃木県
4	2	13.3	15	8	57.1	群馬県
31	4	26.7	2	0	0.0	埼玉県
65	10	66.7	45	7	50.0	千葉県
5	0	0.0	50	4	28.6	東京都
-	-	-	48	5	35.7	神奈川県
1,019	436	2,906.7	4	2	14.3	新潟県
0	0	0.0	36	33	235.7	富山県
0	0	0.0	-	-	-	石川県
1	1	6.7	-	-	-	福井県
-	-	-	-	-	-	山梨県
0	0	0.0	0	0	0.0	長野県
9	4	26.7	2	1	7.1	岐阜県
0	0	0.0	16	4	28.6	静岡県
6	1	6.7	15	2	14.3	愛知県
11	6	40.0	2	1	7.1	三重県
6	4	26.7	-	-	-	滋賀県
0	0	0.0	-	-	-	京都府
-	-	-	3	0	0.0	大阪府
4	1	6.7	1,036	184	1,314.3	兵庫県
-	-	-	432	310	2,214.3	奈良県
-	-	-	-	-	-	和歌山県
-	-	-	-	-	-	鳥取県
0	1	6.7	-	-	-	島根県
8	4	26.7	1	0	0.0	岡山県
0	0	0.0	4	1	7.1	広島県
62	43	286.7	2	1	7.1	山口県
2	2	13.3	2	3	21.4	徳島県
-	-	-	-	-	-	香川県
0	0	0.0	-	-	-	愛媛県
32	43	286.7	15	21	150.0	高知県
38	7	46.7	19	4	28.6	福岡県
-	-	-	-	-	-	佐賀県
2	1	6.7	15	11	78.6	長崎県
0	0	0.0	-	-	-	熊本県
48	41	273.3	1	1	7.1	大分県
-	-	-	-	-	-	宮崎県
269	159	1,060.0	0	0	0.0	鹿児島県
42	29	193.3	-	-	-	沖縄県
1,978	15	100.0	1,788	14	100.0	合計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その4）（平成26年度）

都道府県	入湯税			事業所税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	2,337	430	247.1	9,527	1,754	63.3
青森県	191	141	81.0	1	1	0.0
岩手県	511	393	225.9	-	-	-
宮城県	494	212	121.8	5,190	2,229	80.4
秋田県	540	512	294.3	1,500	1,419	51.2
山形県	597	523	300.6	-	-	-
福島県	750	382	219.5	4,223	2,149	77.5
茨城県	387	130	74.7	-	-	-
栃木県	860	429	246.6	3,322	1,658	59.8
群馬県	915	455	261.5	3,807	1,892	68.2
埼玉県	43	6	3.4	8,583	1,175	42.4
千葉県	382	61	35.1	10,687	1,709	61.6
東京都	253	19	10.9	102,196	7,685	277.1
神奈川県	983	108	62.1	33,183	3,640	131.3
新潟県	830	355	204.0	4,439	1,899	68.5
富山県	307	283	162.6	3,362	3,097	111.7
石川県	524	452	259.8	2,460	2,121	76.5
福井県	436	543	312.1	-	-	-
山梨県	740	865	497.1	-	-	-
長野県	1,233	574	329.9	1,912	890	32.1
岐阜県	680	326	187.4	1,532	734	26.5
静岡県	1,685	445	255.7	9,009	2,379	85.8
愛知県	288	38	21.8	30,466	4,068	146.7
三重県	619	333	191.4	2,836	1,525	55.0
滋賀県	218	153	87.9	1,520	1,069	38.6
京都府	219	85	48.9	7,094	2,750	99.2
大阪府	196	22	12.6	38,076	4,293	154.8
兵庫県	975	173	99.4	17,861	3,168	114.2
奈良県	39	28	16.1	938	672	24.2
和歌山県	422	420	241.4	2,181	2,173	78.4
鳥取県	181	311	178.7	-	-	-
島根県	207	293	168.4	-	-	-
岡山県	182	94	54.0	8,318	4,288	154.6
広島県	231	81	46.6	9,814	3,421	123.4
山口県	221	154	88.5	-	-	-
徳島県	39	50	28.7	-	-	-
香川県	138	137	78.7	2,149	2,137	77.1
愛媛県	183	128	73.6	1,851	1,298	46.8
高知県	57	77	44.3	1,055	1,412	50.9
福岡県	250	49	28.2	15,678	3,062	110.4
佐賀県	151	178	102.3	-	-	-
長崎県	358	253	145.4	1,653	1,170	42.2
熊本県	418	230	132.2	2,022	1,112	40.1
大分県	562	472	271.3	2,982	2,504	90.3
宮崎県	139	122	70.1	1,320	1,163	41.9
鹿児島県	311	184	105.7	1,961	1,159	41.8
沖縄県	92	63	36.2	890	612	22.1
合計	22,373	174	100.0	355,597	2,773	100.0

都 市 計 画 税			その他の市町村税			都 道 府 県	
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり			
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		
44,470	8,187	84.4	-	-	-	北 海 道	
1,349	997	10.3	-	-	-	青 森 県	
2,097	1,612	16.6	-	-	-	岩 手 県	
18,081	7,766	80.1	1	0	0.0	宮 城 県	
275	261	2.7	-	-	-	秋 田 県	
7,273	6,375	65.7	-	-	-	山 形 県	
8,116	4,129	42.6	-	-	-	福 島 県	
16,990	5,698	58.7	-	-	-	茨 城 県	
14,506	7,237	74.6	-	-	-	栃 木 県	
11,838	5,883	60.6	-	-	-	群 馬 県	
67,706	9,269	95.5	-	-	-	埼 玉 県	
56,665	9,061	93.4	-	-	-	千 葉 県	
274,118	20,614	212.5	386	29	120.8	東 京 都	
124,299	13,634	140.5	4	0	0.0	神 奈 川 県	
12,886	5,513	56.8	575	246	1,025.0	新 潟 県	
3,226	2,971	30.6	2	2	8.3	富 山 県	
10,704	9,229	95.1	-	-	-	石 川 県	
5,559	6,919	71.3	-	-	-	福 井 県	
2,735	3,197	33.0	8	9	37.5	山 梨 県	
12,621	5,874	60.6	-	-	-	長 野 県	
15,883	7,608	78.4	25	12	50.0	岐 阜 県	
40,419	10,676	110.1	556	147	612.5	静 岡 県	
97,322	12,994	133.9	-	-	-	愛 知 県	
10,743	5,775	59.5	-	-	-	三 重 県	
9,450	6,648	68.5	-	-	-	滋 賀 県	
29,659	11,499	118.5	16	6	25.0	京 都 府	
128,405	14,478	149.2	366	41	170.8	大 阪 府	
65,228	11,569	119.3	-	-	-	兵 庫 県	
8,595	6,158	63.5	-	-	-	奈 良 県	
6,255	6,232	64.2	-	-	-	和 歌 山 県	
544	932	9.6	-	-	-	鳥 取 県	
1,270	1,799	18.5	-	-	-	島 根 県	
15,248	7,861	81.0	-	-	-	岡 山 県	
28,487	9,929	102.4	-	-	-	広 島 県	
10,154	7,093	73.1	-	-	-	山 口 県	
2,660	3,426	35.3	-	-	-	徳 島 県	
429	427	4.4	-	-	-	香 川 県	
1,265	887	9.1	-	-	-	愛 媛 県	
-	-	-	0	1	4.2	高 知 県	
40,912	7,990	82.4	690	135	562.5	福 岡 県	
1,962	2,316	23.9	-	-	-	佐 賀 県	
8,570	6,065	62.5	-	-	-	長 崎 県	
5,807	3,194	32.9	-	-	-	熊 本 県	
7,399	6,213	64.0	-	-	-	大 分 県	
3,545	3,122	32.2	-	-	-	宮 崎 県	
8,193	4,844	49.9	392	232	966.7	鹿 児 島 県	
-	-	-	18	13	54.2	沖 縄 県	
1,243,919	9,701	100.0	3,041	24	100.0	合 計	

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その5）（平成26年度）

都道府県	市町村税			地方交付税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	700,538	128,973	78.4	837,350	154,161	231.1
青森県	149,566	110,517	67.2	214,204	158,278	237.3
岩手県	149,371	114,815	69.8	258,800	198,930	298.2
宮城県	326,137	140,085	85.1	281,066	120,726	181.0
秋田県	112,670	106,637	64.8	203,799	192,886	289.2
山形県	133,822	117,312	71.3	161,002	141,139	211.6
福島県	257,591	131,064	79.6	266,684	135,691	203.4
茨城県	433,375	145,341	88.3	182,754	61,290	91.9
栃木県	312,748	156,030	94.8	99,820	49,800	74.7
群馬県	308,065	153,098	93.0	131,860	65,530	98.2
埼玉県	1,094,179	149,787	91.0	158,001	21,629	32.4
千葉県	972,463	155,492	94.5	167,382	26,764	40.1
東京都	3,828,151	287,883	174.9	57,303	4,309	6.5
神奈川県	1,666,424	182,789	111.1	74,215	8,141	12.2
新潟県	325,397	139,208	84.6	280,493	119,998	179.9
富山県	164,576	151,584	92.1	97,156	89,486	134.2
石川県	176,725	152,380	92.6	116,850	100,753	151.1
福井県	124,754	155,262	94.3	71,503	88,989	133.4
山梨県	119,084	139,198	84.6	100,872	117,910	176.8
長野県	297,006	138,238	84.0	268,905	125,159	187.6
岐阜県	293,482	140,584	85.4	177,784	85,162	127.7
静岡県	641,651	169,475	103.0	109,785	28,997	43.5
愛知県	1,459,173	194,818	118.4	100,126	13,368	20.0
三重県	280,314	150,697	91.6	132,447	71,204	106.8
滋賀県	216,292	152,175	92.5	96,283	67,741	101.6
京都府	403,375	156,389	95.0	160,656	62,287	93.4
大阪府	1,560,340	175,934	106.9	266,788	30,081	45.1
兵庫県	900,903	159,782	97.1	310,174	55,012	82.5
奈良県	169,356	121,346	73.7	127,931	91,665	137.4
和歌山県	126,320	125,850	76.5	127,345	126,872	190.2
鳥取県	66,411	113,843	69.2	94,589	162,148	243.1
島根県	84,630	119,839	72.8	156,483	221,585	332.2
岡山県	284,096	146,462	89.0	187,479	96,653	144.9
広島県	439,746	153,267	93.1	218,516	76,160	114.2
山口県	196,575	137,317	83.4	146,202	102,129	153.1
徳島県	104,164	134,134	81.5	99,840	128,565	192.8
香川県	136,648	135,891	82.6	86,287	85,809	128.6
愛媛県	181,791	127,451	77.4	163,217	114,428	171.6
高知県	83,905	112,304	68.2	143,476	192,038	287.9
福岡県	732,272	143,016	86.9	346,067	67,589	101.3
佐賀県	100,183	118,221	71.8	103,339	121,945	182.8
長崎県	156,420	110,689	67.3	219,160	155,085	232.5
熊本県	206,060	113,325	68.9	234,003	128,692	192.9
大分県	150,598	126,468	76.8	145,576	122,250	183.3
宮崎県	127,004	111,834	68.0	149,891	131,987	197.9
鹿児島県	191,352	113,130	68.7	271,207	160,342	240.4
沖縄県	156,252	107,462	65.3	147,976	101,770	152.6
合計	21,101,956	164,568	100.0	8,552,643	66,700	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
28,871	5,315	169.4	1,566,759	288,450	123.1	北海道
5,261	3,887	123.9	369,031	272,683	116.3	青森県
7,507	5,770	183.9	415,678	319,515	136.3	岩手県
8,378	3,599	114.7	615,581	264,410	112.8	宮城県
5,572	5,274	168.1	322,041	304,796	130.0	秋田県
4,430	3,883	123.8	299,253	262,334	111.9	山形県
9,350	4,757	151.6	533,625	271,512	115.8	福島県
12,708	4,262	135.9	628,836	210,893	90.0	茨城県
6,939	3,462	110.4	419,507	209,291	89.3	栃木県
7,951	3,951	125.9	447,876	222,580	95.0	群馬県
16,595	2,272	72.4	1,268,775	173,688	74.1	埼玉県
16,436	2,628	83.8	1,156,281	184,884	78.9	千葉県
20,335	1,529	48.7	3,905,788	293,722	125.3	東京都
18,672	2,048	65.3	1,759,311	192,977	82.3	神奈川県
10,454	4,472	142.6	616,345	263,679	112.5	新潟県
4,115	3,790	120.8	265,847	244,860	104.5	富山県
3,969	3,423	109.1	297,544	256,556	109.5	石川県
3,007	3,742	119.3	199,264	247,993	105.8	福井県
2,702	3,158	100.7	222,658	260,266	111.0	山梨県
10,063	4,684	149.3	575,974	268,081	114.4	長野県
7,924	3,796	121.0	479,191	229,542	97.9	岐阜県
12,875	3,401	108.4	764,311	201,873	86.1	静岡県
21,182	2,828	90.1	1,580,481	211,014	90.0	愛知県
6,597	3,547	113.1	419,358	225,447	96.2	三重県
3,907	2,749	87.6	316,482	222,664	95.0	滋賀県
6,489	2,516	80.2	570,520	221,191	94.4	京都府
18,944	2,136	68.1	1,846,071	208,152	88.8	大阪府
16,170	2,868	91.4	1,227,247	217,661	92.9	兵庫県
3,542	2,538	80.9	300,830	215,549	92.0	奈良県
3,339	3,327	106.1	257,004	256,049	109.2	和歌山県
2,074	3,556	113.4	163,075	279,548	119.3	鳥取県
3,876	5,489	175.0	244,989	346,912	148.0	島根県
8,477	4,370	139.3	480,052	247,485	105.6	岡山県
9,584	3,340	106.5	667,846	232,767	99.3	広島県
4,829	3,373	107.5	347,606	242,820	103.6	山口県
3,125	4,025	128.3	207,129	266,724	113.8	徳島県
2,910	2,893	92.2	225,844	224,593	95.8	香川県
4,786	3,355	106.9	349,793	245,234	104.6	愛媛県
2,977	3,984	127.0	230,358	308,327	131.5	高知県
18,078	3,531	112.6	1,096,417	214,136	91.4	福岡県
3,082	3,637	115.9	206,604	243,802	104.0	佐賀県
4,817	3,409	108.7	380,397	269,183	114.8	長崎県
7,275	4,001	127.5	447,338	246,018	105.0	熊本県
5,288	4,440	141.5	301,461	253,159	108.0	大分県
5,729	5,044	160.8	282,624	248,865	106.2	宮崎県
7,559	4,469	142.5	470,118	277,942	118.6	鹿児島県
3,509	2,414	77.0	307,737	211,645	90.3	沖縄県
402,257	3,137	100.0	30,056,856	234,404	100.0	合計

(参考) 超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況 (平成26年度)

都道府県	地方税収計			個人住民税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	1,263,905	232,692	82.8	396,068	72,918	79.2
青森県	266,977	197,273	70.2	78,913	58,310	63.3
岩手県	276,520	212,550	75.6	82,758	63,613	69.1
宮城県	596,533	256,228	91.1	182,947	78,581	85.4
秋田県	204,766	193,801	68.9	60,569	57,326	62.3
山形県	240,122	210,497	74.9	73,555	64,480	70.0
福島県	481,389	244,933	87.1	139,845	71,154	77.3
茨城県	773,718	259,483	92.3	250,744	84,092	91.3
栃木県	554,719	276,748	98.4	168,333	83,981	91.2
群馬県	541,600	269,158	95.7	159,370	79,202	86.0
埼玉県	1,840,592	251,967	89.6	717,730	98,253	106.7
千葉県	1,670,718	267,139	95.0	640,887	102,475	111.3
東京都	6,225,477	468,166	166.5	1,993,560	149,919	162.8
神奈川県	2,734,841	299,983	106.7	1,087,219	119,256	129.5
新潟県	574,696	245,861	87.5	165,100	70,631	76.7
富山県	284,631	262,162	93.2	89,532	82,464	89.6
石川県	310,490	267,718	95.2	95,529	82,369	89.5
福井県	217,311	270,453	96.2	64,118	79,798	86.7
山梨県	215,108	251,441	89.4	65,325	76,358	82.9
長野県	525,541	244,608	87.0	163,420	76,062	82.6
岐阜県	514,756	246,579	87.7	168,349	80,643	87.6
静岡県	1,115,680	294,678	104.8	344,550	91,004	98.8
愛知県	2,556,164	341,279	121.4	792,975	105,872	115.0
三重県	502,859	270,338	96.2	158,049	84,968	92.3
滋賀県	372,823	262,303	93.3	122,364	86,090	93.5
京都府	674,291	261,423	93.0	223,226	86,545	94.0
大阪府	2,591,605	292,214	103.9	772,834	87,140	94.7
兵庫県	1,503,423	266,643	94.8	518,229	91,912	99.8
奈良県	292,674	209,705	74.6	117,651	84,298	91.6
和歌山県	217,001	216,195	76.9	68,550	68,296	74.2
鳥取県	118,387	202,943	72.2	37,349	64,024	69.5
島根県	148,270	209,955	74.7	47,327	67,017	72.8
岡山県	489,331	252,268	89.7	149,776	77,215	83.9
広島県	753,242	262,531	93.4	243,010	84,697	92.0
山口県	342,834	239,486	85.2	107,120	74,829	81.3
徳島県	185,871	239,349	85.1	53,931	69,448	75.4
香川県	248,082	246,708	87.8	77,880	77,449	84.1
愛媛県	313,837	220,026	78.3	94,591	66,316	72.0
高知県	146,867	196,577	69.9	48,024	64,279	69.8
福岡県	1,260,704	246,222	87.6	398,545	77,838	84.5
佐賀県	182,081	214,864	76.4	53,974	63,691	69.2
長崎県	272,084	192,537	68.5	88,991	62,973	68.4
熊本県	366,969	201,818	71.8	115,871	63,724	69.2
大分県	260,404	218,681	77.8	77,059	64,712	70.3
宮崎県	222,793	196,180	69.8	67,009	59,005	64.1
鹿児島県	331,060	195,728	69.6	101,553	60,040	65.2
沖縄県	266,059	182,981	65.1	80,863	55,613	60.4
合計	36,049,881	281,142	100.0	11,805,173	92,065	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は平成27年1月1日現在の住民基本台帳人口による。  
2 地方税収計の税額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税等を除いた額である。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。  
3 個人住民税の税額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計から超過課税

地方法人二税			固定資産税			都道府県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
156,059	28,731	63.6	281,965	51,911	76.2	北海道
32,586	24,079	53.3	68,401	50,542	74.2	青森県
38,105	29,290	64.8	66,869	51,399	75.4	岩手県
98,330	42,235	93.5	128,952	55,388	81.3	宮城県
26,014	24,621	54.5	50,969	48,239	70.8	秋田県
30,041	26,334	58.3	58,416	51,209	75.2	山形県
80,860	41,142	91.1	111,346	56,654	83.2	福島県
106,443	35,698	79.0	193,133	64,771	95.1	茨城県
83,770	41,793	92.5	138,656	69,175	101.5	栃木県
94,170	46,799	103.6	134,728	66,955	98.3	群馬県
202,085	27,664	61.2	440,735	60,334	88.6	埼玉県
192,219	30,735	68.0	390,213	62,393	91.6	千葉県
1,478,155	111,160	246.0	1,427,764	107,370	157.6	東京都
332,185	36,437	80.7	650,759	71,381	104.8	神奈川県
84,262	36,048	79.8	152,692	65,323	95.9	新潟県
42,011	38,694	85.6	72,097	66,405	97.5	富山県
49,226	42,444	93.9	73,930	63,745	93.6	石川県
32,877	40,917	90.6	60,363	75,125	110.3	福井県
33,571	39,242	86.9	55,580	64,968	95.4	山梨県
73,741	34,322	76.0	133,631	62,197	91.3	長野県
64,763	31,023	68.7	130,970	62,737	92.1	岐阜県
179,007	47,280	104.7	282,777	74,688	109.6	静岡県
528,896	70,614	156.3	595,934	79,565	116.8	愛知県
72,752	39,112	86.6	128,835	69,262	101.7	三重県
57,890	40,729	90.2	96,274	67,734	99.4	滋賀県
95,504	37,027	82.0	167,795	65,054	95.5	京都府
466,295	52,577	116.4	638,647	72,010	105.7	大阪府
181,507	32,192	71.3	383,498	68,016	99.8	兵庫県
25,294	18,124	40.1	67,543	48,395	71.0	奈良県
25,369	25,274	55.9	56,088	55,880	82.0	和歌山県
15,153	25,975	57.5	29,955	51,350	75.4	鳥取県
21,461	30,389	67.3	37,972	53,770	78.9	島根県
66,829	34,453	76.3	124,732	64,304	94.4	岡山県
114,237	39,816	88.1	184,026	64,139	94.1	広島県
49,585	34,638	76.7	88,896	62,098	91.1	山口県
34,091	43,900	97.2	47,163	60,733	89.1	徳島県
43,172	42,933	95.0	58,957	58,631	86.1	香川県
45,913	32,189	71.2	89,248	62,570	91.8	愛媛県
18,041	24,147	53.4	36,952	49,459	72.6	高知県
183,667	35,871	79.4	303,886	59,350	87.1	福岡県
26,720	31,531	69.8	46,085	54,383	79.8	佐賀県
33,390	23,628	52.3	65,309	46,215	67.8	長崎県
45,801	25,189	55.8	90,302	49,662	72.9	熊本県
32,356	27,171	60.1	68,954	57,905	85.0	大分県
26,901	23,688	52.4	57,524	50,653	74.3	宮崎県
37,758	22,323	49.4	87,187	51,547	75.7	鹿児島県
33,918	23,327	51.6	79,472	54,656	80.2	沖縄県
5,793,057	45,178	100.0	8,736,181	68,131	100.0	合 計

を除いた額である。

4 地方法人二税の税額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計から超過課税等を除いた額である。

5 固定資産税の税収額は、市町村分（土地、家屋、償却資産及び交付金）及び道府県分の合計から超過課税分を除いた額である。

6 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

22 県民経済計算

項目 県別	県内純生産				県民所得（分配）				県内総生産	
	実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
北海道	13,273.4	13,219.0	-0.4	-0.4	13,549.5	13,505.1	-0.6	-0.3	18,277.2	18,124.1
青森県	3,134.7	3,205.7	0.0	2.3	3,207.4	3,268.5	0.1	1.9	4,411.4	4,472.2
岩手県	3,054.3	3,252.3	1.3	6.5	3,114.6	3,319.1	1.4	6.6	4,179.2	4,381.2
宮城県	5,595.7	6,096.8	0.5	9.0	5,769.4	6,242.9	0.1	8.2	7,677.7	8,356.4
秋田県	2,450.9	2,528.5	0.3	3.2	2,523.4	2,603.7	0.9	3.2	3,483.2	3,501.7
山形県	2,655.0	2,664.1	1.3	0.3	2,833.8	2,867.9	1.3	1.2	3,687.9	3,689.6
福島県	4,566.3	4,969.2	-9.6	8.8	4,690.3	5,111.8	-9.5	9.0	6,357.4	6,807.0
茨城県	8,377.6	8,543.7	2.5	2.0	9,121.3	9,233.9	2.2	1.2	11,514.8	11,642.0
栃木県	5,860.9	5,843.3	-0.9	-0.3	5,989.0	5,991.5	-0.3	0.0	7,823.9	7,737.9
群馬県	5,582.4	5,598.6	0.6	0.3	5,769.5	5,778.7	0.8	0.2	7,537.8	7,563.7
埼玉県	14,850.4	14,967.0	0.9	0.8	20,266.8	20,234.5	0.4	-0.2	20,362.0	20,374.0
千葉県	13,282.0	12,984.3	-1.3	-2.2	17,904.4	17,615.5	-0.1	-1.6	19,410.0	19,132.3
東京都	72,381.2	71,631.1	1.6	-1.0	58,604.1	58,515.6	1.6	-0.2	92,857.3	91,908.9
神奈川県	21,464.7	21,107.5	1.7	-1.7	26,916.8	26,545.4	1.4	-1.4	30,716.1	30,257.8
新潟県	6,226.8	6,210.0	0.9	-0.3	6,408.6	6,354.4	1.2	-0.8	8,805.6	8,687.4
富山県	3,202.4	3,131.2	2.5	-2.2	3,384.6	3,330.7	2.5	-1.6	4,448.9	4,384.0
石川県	3,116.4	3,201.6	0.2	2.7	3,220.4	3,313.3	0.5	2.9	4,370.6	4,426.5
福井県	2,252.4	2,215.4	-1.0	-1.6	2,284.4	2,238.1	-0.2	-2.0	3,224.9	3,089.8
山梨県	2,352.1	2,292.8	1.4	-2.5	2,465.5	2,425.0	2.2	-1.6	3,210.3	3,138.3
長野県	5,599.9	5,594.7	1.0	-0.1	5,668.0	5,605.9	1.2	-1.1	7,719.1	7,686.3
岐阜県	5,245.2	5,270.0	0.4	0.5	5,533.7	5,538.7	0.2	0.1	7,130.6	7,136.2
静岡県	11,113.2	11,071.7	0.7	-0.4	11,993.0	11,932.0	1.1	-0.5	15,563.3	15,485.3
愛知県	23,573.7	25,326.3	5.4	7.4	23,882.5	25,524.6	4.9	6.9	32,694.1	34,359.2
三重県	4,766.0	5,060.2	-5.8	6.2	5,145.6	5,396.7	-4.9	4.9	7,115.6	7,348.3
滋賀県	4,317.7	4,264.7	-1.7	-1.2	4,463.6	4,408.2	-1.8	-1.2	5,844.7	5,769.5
京都府	7,391.9	7,387.1	1.3	-0.1	7,760.2	7,741.7	1.2	-0.2	9,905.8	9,847.0
大阪府	26,833.4	26,680.9	1.3	-0.6	26,224.0	26,030.1	1.8	-0.7	37,140.2	36,843.0
兵庫県	12,535.7	12,651.1	-2.1	0.9	14,449.0	14,689.9	-1.3	1.7	18,342.4	18,273.2
奈良県	2,568.5	2,570.2	-1.8	0.1	3,394.4	3,325.2	-3.6	-2.0	3,501.0	3,499.2
和歌山県	2,568.0	2,603.4	1.5	1.4	2,676.6	2,704.5	1.8	1.0	3,564.5	3,572.7
鳥取県	1,273.0	1,271.4	-0.6	-0.1	1,306.0	1,308.4	-0.7	0.2	1,766.5	1,748.2
島根県	1,691.3	1,658.0	2.7	-2.0	1,695.1	1,670.1	2.6	-1.5	2,406.4	2,342.0
岡山県	5,082.5	5,025.1	4.1	-1.1	5,296.9	5,237.9	4.2	-1.1	7,264.5	7,064.6
広島県	8,459.8	8,186.3	5.7	-3.2	8,817.0	8,557.0	5.0	-2.9	11,216.3	10,853.6
山口県	4,119.3	4,127.4	0.2	0.2	4,199.7	4,199.5	0.2	0.0	5,705.0	5,693.0
徳島県	2,100.5	2,080.8	-0.1	-0.9	2,143.4	2,115.2	-1.0	-1.3	2,870.0	2,838.9
香川県	2,746.3	2,752.4	5.2	0.2	2,825.2	2,831.4	4.6	0.2	3,740.3	3,763.5
愛媛県	3,663.6	3,378.9	4.6	-7.8	3,786.8	3,495.1	5.1	-7.7	5,046.5	4,716.1
高知県	1,553.4	1,565.2	-0.8	0.8	1,684.2	1,692.4	-0.2	0.5	2,164.0	2,160.4
福岡県	13,357.6	13,284.4	0.9	-0.5	14,307.2	14,215.6	1.6	-0.6	18,080.4	17,912.2
佐賀県	1,957.8	1,940.4	-2.2	-0.9	2,056.1	2,040.3	-2.1	-0.8	2,684.1	2,644.5
長崎県	3,197.8	3,217.0	0.3	0.6	3,352.5	3,378.9	0.4	0.8	4,405.2	4,403.4
熊本県	4,160.7	4,188.4	2.5	0.7	4,380.3	4,411.7	2.8	0.7	5,639.6	5,639.5
大分県	2,863.7	2,919.7	-0.8	2.0	2,946.1	2,950.4	-1.0	0.1	4,226.8	4,198.8
宮崎県	2,507.0	2,518.6	0.6	0.5	2,551.1	2,568.2	0.8	0.7	3,528.6	3,531.0
鹿児島県	3,917.8	3,846.8	-0.6	-1.8	4,090.7	4,033.8	-0.2	-1.4	5,446.2	5,347.2
沖縄県	2,642.7	2,657.4	1.1	0.6	2,838.7	2,867.3	0.1	1.0	3,802.6	3,806.6
合計	365,487.6	366,760.3	1.0	0.3	377,491.1	378,966.3	1.0	0.4	500,870.4	500,158.2

(注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の平成27年版「県民経済計算年報」によるものである。  
 2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したものである。

(名目)		県内総生産(実質)				1人当たり県民所得				項目
増加率(%)		実数(10億円)		増加率(%)		実数(1,000円)		増加率(%)		県別
23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	
-0.4	-0.8	19,524.2	19,363.9	-0.2	-0.8	2,470	2,473	-0.2	0.1	北海道
-0.5	1.4	4,784.7	4,795.4	0.2	0.2	2,353	2,422	0.9	2.9	青森県
1.0	4.8	4,483.5	4,694.2	1.6	4.7	2,370	2,547	2.6	7.5	岩手県
-2.5	8.8	8,407.6	9,108.0	-1.9	8.3	2,480	2,685	1.0	8.3	宮城県
0.4	0.5	3,915.6	3,916.9	1.1	0.0	2,348	2,450	2.0	4.4	秋田県
0.9	0.0	4,321.7	4,319.1	3.0	-0.1	2,440	2,490	2.0	2.0	山形県
-8.9	7.1	7,019.0	7,412.7	-6.8	5.6	2,357	2,606	-7.7	10.5	福島県
1.8	1.1	12,545.3	12,593.5	3.5	0.4	3,084	3,137	2.6	1.7	茨城県
-1.3	-1.1	8,516.0	8,440.7	0.9	-0.9	2,994	3,008	0.0	0.5	栃木県
0.3	0.3	8,426.5	8,458.7	2.8	0.4	2,884	2,901	1.1	0.6	群馬県
1.0	0.1	23,137.6	23,396.3	2.3	1.1	2,812	2,806	0.2	-0.2	埼玉県
-1.2	-1.4	22,340.5	22,249.9	2.2	-0.4	2,881	2,844	0.0	-1.3	千葉県
1.6	-1.0	100,868.2	100,537.7	2.1	-0.3	4,441	4,423	1.3	-0.4	東京都
1.2	-1.5	35,387.4	34,691.6	3.9	-2.0	2,972	2,928	1.3	-1.5	神奈川県
1.4	-1.3	9,641.7	9,448.4	2.6	-2.0	2,713	2,708	1.7	-0.2	新潟県
2.0	-1.5	4,915.9	4,838.8	3.3	-1.6	3,112	3,077	3.0	-1.1	富山県
0.2	1.3	4,765.9	4,782.8	1.7	0.4	2,761	2,849	0.8	3.2	石川県
-2.2	-4.2	3,422.4	3,321.4	-0.7	-2.9	2,845	2,802	0.2	-1.5	福井県
0.7	-2.2	3,431.1	3,380.7	1.3	-1.5	2,875	2,845	2.8	-1.1	山梨県
-0.1	-0.4	8,697.5	8,641.8	1.0	-0.6	2,646	2,630	1.6	-0.6	長野県
0.5	0.1	7,437.8	7,500.3	1.4	0.8	2,672	2,687	0.7	0.6	岐阜県
0.3	-0.5	17,099.5	16,991.9	1.7	-0.6	3,199	3,195	1.6	-0.1	静岡県
3.1	5.1	35,417.5	36,885.3	4.3	4.1	3,220	3,437	4.8	6.7	愛知県
-3.7	3.3	7,446.8	7,731.6	-7.0	3.8	2,786	2,932	-4.5	5.3	三重県
-1.8	-1.3	6,569.5	6,505.5	-1.0	-1.0	3,158	3,116	-2.0	-1.3	滋賀県
1.2	-0.6	11,242.4	11,080.7	3.7	-1.4	2,949	2,949	1.3	0.0	京都府
1.1	-0.8	37,941.3	37,715.4	1.6	-0.6	2,959	2,939	1.8	-0.7	大阪府
-1.1	-0.4	20,694.9	20,575.1	1.0	-0.6	2,589	2,637	-1.2	1.9	兵庫県
-1.6	-0.1	3,947.5	3,981.9	-0.7	0.9	2,432	2,393	-3.3	-1.6	奈良県
1.2	0.2	3,819.1	3,872.6	3.4	1.4	2,690	2,738	2.5	1.8	和歌山県
-0.7	-1.0	1,983.3	1,965.9	1.1	-0.9	2,231	2,249	-0.2	0.8	鳥取県
2.2	-2.7	2,559.1	2,456.2	2.8	-4.0	2,380	2,363	3.3	-0.7	島根県
2.8	-2.8	8,155.2	7,911.1	4.5	-3.0	2,730	2,705	4.5	-0.9	岡山県
4.3	-3.2	12,539.9	12,001.9	6.9	-4.3	3,088	3,004	5.2	-2.7	広島県
-0.5	-0.2	6,062.3	6,094.4	-0.1	0.5	2,912	2,935	0.8	0.8	山口県
0.3	-1.1	3,083.2	3,051.0	1.0	-1.0	2,747	2,727	-0.3	-0.7	徳島県
3.1	0.6	4,014.2	4,041.0	3.3	0.7	2,848	2,863	5.0	0.5	香川県
3.8	-6.5	5,438.0	5,168.0	3.5	-5.0	2,660	2,470	5.7	-7.1	愛媛県
-0.7	-0.2	2,410.4	2,386.9	0.6	-1.0	2,220	2,252	0.6	1.4	高知県
0.9	-0.9	19,469.5	19,338.8	2.0	-0.7	2,817	2,795	1.5	-0.8	福岡県
-3.0	-1.5	2,865.2	2,828.5	-2.1	-1.3	2,428	2,419	-1.7	-0.4	佐賀県
1.0	0.0	5,031.6	4,915.7	3.2	-2.3	2,365	2,400	1.1	1.5	長崎県
1.9	0.0	6,235.7	6,199.4	3.4	-0.6	2,417	2,442	3.0	1.0	熊本県
0.4	-0.7	4,563.3	4,536.4	1.5	-0.6	2,473	2,489	-0.5	0.7	大分県
0.7	0.1	3,907.7	3,896.5	2.3	-0.3	2,256	2,281	1.2	1.1	宮崎県
-0.3	-1.8	6,048.7	5,921.2	1.6	-2.1	2,408	2,387	0.3	-0.9	鹿児島県
1.1	0.1	4,218.8	4,243.1	3.5	0.6	2,026	2,035	-0.5	0.4	沖縄県
0.7	-0.1	548,754.6	548,188.7	1.9	-0.1	2,954	2,972	1.2	0.6	合計

## 23 主要経済指標の推移

区分	国内総生産		国内民間総資本形成		民間企業設備	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	752,985	115.7	230,368	117.8	156,685	115.5
50	1,523,616	110.0	356,048	98.2	243,739	99.3
55	2,483,759	109.0	568,400	108.5	396,807	113.3
60	3,303,968	107.2	716,074	113.8	545,560	114.3
平成2年度	4,516,830	108.6	1,191,147	111.7	920,967	114.1
7	5,045,943	101.8	976,255	102.0	722,218	101.2
8	5,159,439	102.2	1,038,733	106.4	745,079	103.2
9	5,212,954	101.0	1,043,892	100.5	781,900	104.9
10	5,109,192	98.0	907,927	87.0	709,486	90.7
11	5,065,992	99.2	870,110	95.8	698,279	98.4
12	5,108,347	100.8	927,307	106.6	720,764	103.2
13	5,017,106	98.2	853,479	92.0	676,867	93.9
14	4,980,088	99.3	811,107	95.0	644,187	95.2
15	5,018,891	100.8	843,221	104.0	658,481	102.2
16	5,027,608	100.2	874,659	103.7	678,469	103.0
17	5,053,494	100.5	896,412	102.5	706,357	104.1
18	5,091,063	100.7	939,004	104.8	746,507	105.7
19	5,130,233	100.8	948,434	101.0	768,317	102.9
20	4,895,201	95.4	888,835	93.7	710,147	92.4
21	4,739,964	96.8	683,722	76.9	607,180	85.5
22	4,805,275	101.4	746,258	109.1	619,451	102.0
23	4,741,705	98.7	762,999	102.2	643,167	103.8
24	4,744,037	100.0	778,134	102.0	647,979	100.7
25	4,824,304	101.7	803,004	103.2	673,556	103.9
26	4,896,234	101.5	830,349	103.4	684,114	101.6
27	5,031,000	102.7	866,000	104.3	707,000	103.4
28	5,188,000	103.1	906,000	104.6	747,000	105.6

区分	民間在庫品増加		民間住宅		民間最終消費支出	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	25,248	-	48,435	115.6	394,566	114.3
50	1,305	-	111,004	115.4	869,946	113.9
55	20,110	-	151,483	97.2	1,345,063	108.0
60	23,200	-	147,314	103.8	1,789,097	105.7
平成2年度	19,511	-	250,669	108.6	2,385,178	108.1
7	12,203	-	241,834	93.7	2,796,223	101.8
8	16,335	-	277,319	114.7	2,871,189	102.7
9	34,498	-	227,494	82.0	2,881,365	100.4
10	7	-	198,434	87.2	2,880,810	100.0
11	-32,337	-	204,168	102.9	2,895,073	100.5
12	3,344	-	203,199	99.5	2,885,343	99.7
13	-9,252	-	185,864	91.5	2,890,920	100.2
14	-13,093	-	180,013	96.9	2,888,248	99.9
15	4,735	-	180,005	100.0	2,882,973	99.8
16	12,380	-	183,810	102.1	2,884,128	100.0
17	6,146	-	183,909	100.1	2,923,976	101.4
18	4,684	-	187,813	102.1	2,933,752	100.3
19	16,576	-	163,541	87.1	2,947,275	100.5
20	13,412	-	165,276	101.1	2,881,054	97.8
21	-49,877	-	126,419	76.5	2,842,110	98.6
22	-2,555	-	129,362	102.3	2,844,897	100.1
23	-14,310	-	134,142	103.7	2,864,294	100.7
24	-10,796	-	140,951	105.1	2,883,695	100.7
25	-28,404	-	157,852	112.0	2,956,609	102.5
26	1,859	-	144,376	91.5	2,932,166	99.2
27	11,000	-	148,000	102.7	2,959,000	100.9
28	3,000	-	156,000	105.0	3,049,000	103.0

区分	鉱工業生産指数		企業物価指数		消費者物価指数	
	指数22年=100	前年度比(%)	指数22年=100	前年度比(%)	指数22年=100	前年度比(%)
昭和45年度	48.6	110.8	56.3	102.2	33.2	-
50	52.9	95.6	86.9	102.2	57.2	110.4
55	71.4	102.2	114.4	112.5	78.4	107.6
60	85.0	102.5	112.5	98.3	88.8	101.9
平成2年度	107.1	105.0	108.2	101.2	95.4	103.3
7	101.5	102.1	103.1	98.9	101.0	99.9
8	104.9	103.4	101.6	98.5	101.4	100.4
9	106.1	101.1	102.6	101.0	103.5	102.0
10	98.8	93.0	100.4	97.9	103.7	100.2
11	101.5	102.6	99.6	99.2	103.2	99.5
12	105.8	104.3	99.1	99.5	102.6	99.5
13	96.1	90.9	96.6	97.5	101.5	99.0
14	98.9	102.8	95.0	98.3	100.9	99.4
15	101.8	103.5	94.5	99.5	100.7	99.8
16	105.7	103.9	96.0	101.6	100.6	99.9
17	107.4	101.6	97.7	101.8	100.4	99.9
18	112.3	104.6	99.7	102.0	100.6	100.2
19	115.4	102.7	102.0	102.3	101.0	100.4
20	101.0	87.3	105.2	103.1	102.1	101.1
21	91.4	90.5	99.8	94.9	100.4	98.3
22	99.4	108.8	100.2	100.4	99.9	99.6
23	98.7	99.3	101.6	101.4	99.8	99.9
24	95.8	97.1	100.5	98.9	99.5	99.7
25	98.9	103.2	102.4	101.9	100.4	100.9
26	98.5	99.6	105.3	102.8	103.4	102.9
27	-	100.1	-	97.1	-	100.4
28	-	103.2	-	99.8	-	101.2

(注) 平成26年度までは実績、平成27年度及び平成28年度は「平成28年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成28年1月22日閣議決定)によった。

なお、国内総生産、民間最終消費支出等「国民経済計算」による数値は、実額については、昭和54年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和55年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成17年基準(93SNA)によるものであり、前年度比については、昭和55年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和56年度以降平成6年度までは平成12年基準(93SNA)、平成7年度以降は平成17年基準(93SNA)によるものである。

# 参 考

- I 地方財政計画(平成28年度)
- II 租税及び印紙収入予算額(平成28年度)
- III 税制改正(内国税関係)による増減収見込額  
(平成28年度)
- IV 主要経済指標(平成28年度)

# I 地方財政計画（平成28年度）

## 【通常収支分】

(単位：億円)

区 分	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	387,022	374,919	12,103	3.2
II 地 方 譲 与 税	24,322	26,854	△ 2,532	△ 9.4
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,578	2,663	△ 85	△ 3.2
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	93	100	△ 7	△ 7.0
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,626	2,585	41	1.6
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	149	147	2	1.4
5 特 別 と ん 譲 与 税	125	125	0	0.0
6 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	18,751	21,234	△ 2,483	△ 11.7
III 地 方 特 例 交 付 金	1,233	1,189	44	3.7
IV 地 方 交 付 税 金	167,003	167,548	△ 546	△ 0.3
V 国 庫 支 出 金	132,184	130,733	1,451	1.1
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,271	15,284	△ 13	△ 0.1
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	87,900	86,471	1,429	1.7
(ア) 生 活 扶 助 費 等 負 担 金	14,726	14,866	△ 140	△ 0.9
(イ) 医 療 扶 助 費 等 負 担 金	13,671	13,455	216	1.6
(ウ) 介 護 扶 助 費 等 負 担 金	700	702	△ 2	△ 0.3
(エ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	1,155	1,092	63	5.8
(オ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	12,246	11,823	423	3.6
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	14,155	14,177	△ 22	△ 0.2
(キ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	3,583	3,723	△ 140	△ 3.8
(ク) 子 ど も の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 費 負 担 金	6,428	5,930	498	8.4
(ケ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	21,236	20,703	533	2.6
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	26,343	26,271	72	0.3
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	25,922	25,860	62	0.2
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	421	411	10	2.4
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	283	275	8	2.9
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	72	70	2	2.9
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	642	672	△ 30	△ 4.5
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,258	1,274	△ 16	△ 1.3
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	360	360	0	0.0
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	55	56	△ 1	△ 1.8
VI 地 方 債	88,607	95,009	△ 6,402	△ 6.7
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	16,247	16,044	203	1.3
VIII 雑 収 入	41,643	40,689	954	2.3
IX 復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 79	-	△ 79	-
X 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 589	△ 275	△ 314	114.2
歳 入 合 計	857,593	852,710	4,883	0.6

(単位：億円)

区 分	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
B 歳 出				
I 給 与 関 係 経 費	203,274	203,351	△ 77	△ 0.0
1 給 与 費 ( 退 職 手 当 を 除 く )	185,682	185,145	537	0.3
(7) 義 務 教 育 教 職 員	56,326	56,659	△ 333	△ 0.6
(4) 警 察 関 係 職 員	23,251	23,045	206	0.9
(9) 消 防 職 員	12,248	12,298	△ 50	△ 0.4
(エ) 一 般 職 員 及 び 義 務 制 以 外 の 教 員 並 び に 特 別 職 等	93,857	93,143	714	0.8
2 退 職 手 当	17,467	18,060	△ 593	△ 3.3
3 恩 給 費	125	146	△ 21	△ 14.4
II 一 般 行 政 経 費	357,931	350,589	7,342	2.1
1 国 庫 補 助 負 担 金 等 を 伴 う も の	190,004	185,490	4,514	2.4
(7) 生 活 保 護 費	38,796	38,695	101	0.3
(4) 児 童 保 護 費	5,226	4,424	802	18.1
(9) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	24,491	23,646	845	3.6
(エ) 後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費	24,527	24,196	331	1.4
(オ) 介 護 給 付 費	25,831	25,386	445	1.8
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	20,314	20,354	△ 40	△ 0.2
(キ) 子 ど も の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 費 負 担 金	12,856	11,860	996	8.4
(ク) そ の 他 の 一 般 行 政 経 費	37,963	36,929	1,034	2.8
2 国 庫 補 助 負 担 金 を 伴 わ な い も の	140,374	139,964	410	0.3
3 国 民 健 康 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 関 係 事 業 費	15,053	15,135	△ 82	△ 0.5
4 ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費	10,000	10,000	0	0.0
5 重 点 課 題 対 応 分	2,500	—	2,500	皆増
III 地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	4,450	8,450	△ 4,000	△ 47.3
IV 公 債 費	128,051	129,512	△ 1,461	△ 1.1
V 維 持 補 修 費	12,198	11,601	597	5.1
VI 投 資 的 経 費	112,046	110,010	2,036	1.9
1 直 轄 事 業 負 担 金	5,677	5,755	△ 78	△ 1.4
2 公 共 事 業 費	52,028	51,497	531	1.0
(7) 普 通 建 設 事 業 費	51,453	50,934	519	1.0
(4) 災 害 復 旧 事 業 費	575	563	12	2.1
(直轄、補助事業計)	57,705	57,252	453	0.8
3 一 般 事 業 費	27,713	27,446	267	1.0
(7) 普 通 建 設 事 業 費	27,343	27,076	267	1.0
(4) 災 害 復 旧 事 業 費	370	370	0	0.0
4 特 別 事 業 費	26,628	25,312	1,316	5.2
(7) 過 疎 対 策 事 業 費	10,454	10,352	102	1.0
(4) 地 域 活 性 化 事 業 費	689	475	214	45.1
(9) 旧 合 併 特 例 事 業 費	6,602	6,602	0	0.0
(エ) 防 災 対 策 事 業 費	948	948	0	0.0
(オ) 施 設 整 備 事 業 費 ( 一 般 財 源 化 分 )	935	935	0	0.0
(カ) 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
(キ) 公 共 施 設 等 最 適 化 事 業 費	2,000	1,000	1,000	100.0
(地方単独事業計)	54,341	52,758	1,583	3.0
VII 公 営 企 業 繰 出 金	25,143	25,397	△ 254	△ 1.0
1 収 益 勘 定 繰 出 金	11,776	12,033	△ 257	△ 2.1
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,367	13,364	3	0.0
VIII 地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	14,500	13,800	700	5.1
歳 出 合 計	857,593	852,710	4,883	0.6

(参 考)

歳入歳出の構成比

(1) 歳 入

区 分	平成28年度		平成27年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
地 方 税	387,022	45.1	374,919	44.0
地 方 譲 与 税	24,322	2.8	26,854	3.2
地 方 特 例 交 付 金	1,233	0.1	1,189	0.1
地 方 交 付 税	167,003	19.5	167,548	19.6
国 庫 支 出 金	132,184	15.4	130,733	15.3
地 方 債	88,607	10.3	95,009	11.1
使 用 料 及 び 手 数 料	16,247	1.9	16,044	1.9
雑 収 入	41,643	4.9	40,689	4.8
歳 入 合 計	858,261	100.0	852,985	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まない。

(2) 歳 出

区 分	平成28年度		平成27年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
給 与 関 係 経 費	203,274	23.7	203,351	23.8
一 般 行 政 経 費	357,931	41.8	350,589	41.1
地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	4,450	0.5	8,450	1.0
公 債 費	128,051	14.9	129,512	15.2
維 持 補 修 費	12,198	1.4	11,601	1.4
投 資 的 経 費	112,046	13.1	110,010	12.9
公 営 企 業 繰 出 金	25,143	2.9	25,397	3.0
地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	14,500	1.7	13,800	1.6
歳 出 合 計	857,593	100.0	852,710	100.0

【東日本大震災分】

(復旧・復興事業)

(単位：億円)

区 分	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 震災復興特別交付税	4,802	5,898	△ 1,096	△ 18.6
II 一般財源充当分	79	—	79	皆増
III 国庫支出金	12,528	13,717	△ 1,189	△ 8.7
IV 地方債	331	355	△ 24	△ 6.8
V 雑収入	59	90	△ 31	△ 34.4
歳 入 合 計	17,799	20,060	△ 2,261	△ 11.3
B 歳 出				
I 給与関係経費	104	110	△ 6	△ 5.5
II 一般行政経費	5,464	5,723	△ 259	△ 4.5
1 国庫補助負担金等を伴うもの	4,625	4,481	144	3.2
2 国庫補助負担金を伴わないもの	839	1,242	△ 403	△ 32.4
III 公債費	60	90	△ 30	△ 33.3
IV 投資的経費	12,024	13,874	△ 1,850	△ 13.3
1 直轄事業負担金	748	628	120	19.1
2 公共事業費	10,900	12,850	△ 1,950	△ 15.2
3 一般事業費	376	396	△ 20	△ 5.1
V 公営企業繰出金	147	263	△ 116	△ 44.1
歳 出 合 計	17,799	20,060	△ 2,261	△ 11.3

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	平成28年度		平成27年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 震災復興特別交付税	4,802	27.0	5,898	29.4
II 一般財源充当分	79	0.4	—	—
III 国庫支出金	12,528	70.4	13,717	68.4
IV 地方債	331	1.9	355	1.8
V 雑収入	59	0.3	90	0.4
歳 入 合 計	17,799	100.0	20,060	100.0
B 歳 出				
I 給与関係経費	104	0.6	110	0.5
II 一般行政経費	5,464	30.7	5,723	28.5
III 公債費	60	0.3	90	0.5
IV 投資的経費	12,024	67.6	13,874	69.2
V 公営企業繰出金	147	0.8	263	1.3
歳 出 合 計	17,799	100.0	20,060	100.0

(全国防災事業)

(単位：億円)

区 分	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	720	708	12	1.7
II 一 般 財 源 充 当 分	589	275	314	114.2
III 国 庫 支 出 金	—	1,524	△ 1,524	皆減
IV 地 方 債	—	2,397	△ 2,397	皆減
V 雑 収 入	1	1	0	0.0
歳 入 合 計	1,310	4,905	△ 3,595	△ 73.3
B 歳 出				
I 公 債 的 費	1,310	983	327	33.3
II 投 資 的 経 費	—	3,922	△ 3,922	皆減
1 直 轄 事 業 負 担 金	—	82	△ 82	皆減
2 公 共 事 業 費	—	3,840	△ 3,840	皆減
歳 出 合 計	1,310	4,905	△ 3,595	△ 73.3

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	平成28年度		平成27年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 地 方 税	720	55.0	708	14.4
II 一 般 財 源 充 当 分	589	45.0	275	5.6
III 国 庫 支 出 金	—	—	1,524	31.1
IV 地 方 債	—	—	2,397	48.9
V 雑 収 入	1	0.0	1	0.0
歳 入 合 計	1,310	100.0	4,905	100.0
B 歳 出				
I 公 債 的 費	1,310	100.0	983	20.0
II 投 資 的 経 費	—	—	3,922	80.0
歳 出 合 計	1,310	100.0	4,905	100.0

## Ⅱ 租税及び印紙収入予算額（平成28年度）

（単位 億円）

税 目	平成27年度 当初予算額	平成28年度				
		前年度当初 予算額に対 する現行法 による増減 (△)収見込額	現行法によ る収入見込 額	税制改正に よる増減(△) 収見込額	改正法によ る収入見込 額(予算額)	前年度当初 予算額に対 する増減(△) 収見込額
		(1)	(2)	(3)=(1)+(2)	(4)	(5)=(3)+(4)
（ 一 般 会 計 ）						
所得税	137,010	13,580	150,590	-	150,590	13,580
源泉分	27,410	1,750	29,160	-	29,160	1,750
申告分	164,420	15,330	179,750	-	179,750	15,330
計	109,900	12,700	122,600	△ 270	122,330	12,430
法人税	17,610	1,600	19,210	-	19,210	1,600
相続税	171,120	770	171,890	△ 40	171,850	730
消費税	13,080	510	13,590	-	13,590	510
酒	9,060	170	9,230	-	9,230	170
たばこ	24,660	△ 800	23,860	-	23,860	△ 800
揮発油	100	△ 10	90	-	90	△ 10
石油ガス	510	10	520	-	520	10
航空機燃料	6,280	600	6,880	-	6,880	600
石油石炭	3,230	△ 30	3,200	-	3,200	△ 30
電源開発促進	3,740	110	3,850	-	3,850	110
自動車重量	11,170	△ 120	11,050	10	11,060	△ 110
関税	100	-	100	-	100	-
とん	7,460	40	7,500	-	7,500	40
印紙収入	2,810	210	3,020	-	3,020	210
収入印紙	10,270	250	10,520	-	10,520	250
現金収入	545,250	31,090	576,340	△ 300	576,040	30,790
計						
（ 交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金 特 別 会 計 ）						
交付税及び譲与税	4,770	1,595	6,365	-	6,365	1,595
配付金特別会計	2,638	△ 85	2,553	-	2,553	△ 85
地方税法	100	△ 10	90	-	90	△ 10
地方揮発油	146	3	149	-	149	3
税	2,567	75	2,642	-	2,642	75
石油ガス税（譲与分）	125	-	125	-	125	-
航空機燃料税（譲与分）	21,022	△ 2,213	18,809	-	18,809	△ 2,213
自動車重量税（譲与分）	31,368	△ 635	30,733	-	30,733	△ 635
特別とん						
地方税法						
特別税						
計						
（ 国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 ）						
たばこ特別	1,401	27	1,428	-	1,428	27
税						
（ 東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計 ）						
復興特別	3,436	330	3,766	-	3,766	330
所得						
税						
総	581,455	30,812	612,267	△ 300	611,967	30,512
計						

### Ⅲ 税制改正（内国税関係）による増減収見込額（平成28年度）

（単位：億円）

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
（1）スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設	▲ 30	-
（2）既存住宅の三世同居改修工事に係る特例の創設	▲ 10	0
個人所得課税 計	▲ 40	0
2. 法人課税		
（1）法人税率の引下げ	▲ 3,340	▲ 1,550
（2）生産性向上設備投資促進税制の見直し	2,410	570
（3）その他の租税特別措置の見直し	240	140
（4）減価償却の見直し	650	570
（5）地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設	▲ 20	-
法人課税 計	▲ 60	▲ 270
3. 消費課税		
（1）外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し	▲ 70	▲ 50
（2）高額資産を取得した場合における消費税の特例措置の見直し	10	10
消費課税 計	▲ 60	▲ 40
合 計	▲ 160	▲ 310

（注1） 上記の計数は10億円未満を四捨五入している。

（注2） 「2.（1）法人税率の引下げ」の平年度の減収見込額は、平成30年4月1日以降に開始する事業年度より適用される改正の減収見込額である。（平成28年4月1日以降に開始する事業年度より適用される改正の平年度の減収見込額は▲2,390億円である。）

（注3） 「2.（2）生産性向上設備投資促進税制の見直し」の平年度の増収見込額は、平成29年4月1日以降の取得分より適用される改正の増収見込額である。（平成28年4月1日～平成29年3月31日の取得分に適用される改正の平年度の増収見込額は720億円である。）

（注4） 「2.（2）生産性向上設備投資促進税制の見直し」「2.（3）その他の租税特別措置の見直し」「2.（4）減価償却の見直し」の中には、損益計上時期の変化に伴う一時的な増収が含まれる。

（注5） 「2.（3）その他の租税特別措置の見直し」は、環境関連投資促進税制の見直し（平年度140億円、初年度100億円）、雇用促進税制の見直し（平年度80億円、初年度30億円）及び国際戦略総合特区税制の見直し（平年度20億円、初年度10億円）である。

（注6） 「2. 法人課税」のうち「欠損金繰越控除の更なる見直し」については、平成27年度改正において、繰越欠損金の控除限度の50%までの引下げによる増減収見込額を既に計上しているため、平成28年度の税制改正による増減収見込額としては計上していない。法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大等による財源確保の概要については、「（参考3）」を参照。

（注7） 地方法人税の税率引上げによる特別会計分の増収見込額は、平年度8,221億円。地方法人特別税の廃止による特別会計分の減収見込額は、平年度▲18,809億円となる（総務省試算）。

#### 【別掲】 軽減税率関係

（単位：兆円）

消費税の軽減税率制度の導入（平成29年4月より施行予定）	▲ 1.0 程度（うち国分▲0.8程度）
------------------------------	----------------------

（注1） 上記の計数は、国分と地方分の計数を合計し、1千億円未満を四捨五入している。

（注2） 軽減税率制度の導入にあたっては、平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保することとされている。

## IV 主要経済指標(平成28年度)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	対前年度比増減率					
	(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	(2014年度)	(2015年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2016年度)	(2016年度)
	兆円	兆円程度	兆円程度	%	%	%程度	%程度	%程度	%程度
	(名目)	(名目)	(名目)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)
国内総生産	489.6	503.1	518.8	1.5	▲ 1.0	2.7	1.2	3.1	1.7
民間最終消費支出	293.2	295.9	304.9	▲ 0.8	▲ 2.9	0.9	1.0	3.0	2.0
民間住宅	14.4	14.8	15.6	▲ 8.5	▲ 11.7	2.7	2.8	5.0	3.8
民間企業設備	68.4	70.7	74.7	1.6	0.1	3.4	2.8	5.6	4.5
民間在庫品増加( )内は寄与度	0.2	1.1	0.3	(0.6)	(0.6)	(0.2)	(0.2)	(▲ 0.2)	(▲ 0.2)
政府支出	124.7	124.0	124.6	1.9	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 0.6	0.5	0.0
政府最終消費支出	101.0	102.3	103.2	2.2	0.1	1.3	1.4	0.9	0.4
公的固定資本形成	23.7	21.7	21.4	0.4	▲ 2.6	▲ 8.4	▲ 8.5	▲ 1.1	▲ 2.1
財貨・サービスの輸出	88.4	90.4	95.7	10.5	7.8	2.3	2.1	5.8	4.8
(控除)財貨・サービスの輸入	99.7	93.8	97.0	3.9	3.3	▲ 5.9	1.4	3.4	5.2
内需寄与度				0.5	▲ 1.6	1.1	1.1	2.7	1.8
民需寄与度				0.1	▲ 1.5	1.3	1.2	2.6	1.8
公需寄与度				0.5	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.2	0.1	0.0
外需寄与度				1.0	0.6	1.6	0.1	0.4	▲ 0.1
国民所得	364.4	374.2	385.9	1.5		2.7		3.1	
雇用者報酬	252.5	256.0	262.4	1.9		1.4		2.5	
財産所得	25.0	25.6	26.0	9.6		2.3		1.8	
企業所得	87.0	92.6	97.4	▲ 1.7		6.5		5.2	
国民総所得	510.7	527.1	543.8	2.1	▲ 0.4	3.2	3.0	3.2	2.1
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度			%	%程度	%程度	
労働力人口	6,593	6,606	6,620			0.2	0.2	0.2	
就業者数	6,360	6,385	6,405			0.6	0.4	0.3	
雇用者数	5,607	5,643	5,665			0.8	0.6	0.4	
完全失業率	%	%程度	%程度						
	3.5	3.3	3.2						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	▲ 0.4	0.1	3.2						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	2.8	▲ 2.9	0.2						
消費者物価指数・変化率	2.9	0.4	1.2						
GDPデフレーター・変化率	2.5	1.5	1.4						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度			%	%程度	%程度	
貿易・サービス収支	▲ 9.3	▲ 0.9	1.5						
貿易収支	▲ 6.6	0.5	1.9						
輸出	75.6	75.7	79.0			8.4	0.1	4.4	
輸入	82.2	75.2	77.2			1.8	▲ 8.6	2.7	
経常収支	7.9	18.5	21.7						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	1.6	3.7	4.2						

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 消費税率引上げの影響を機械的に除いて試算すると、平成26年度の消費者物価指数・変化率は0.9%程度、GDPデフレーター・変化率は1.1%程度と見込まれる。

(注3) 世界GDP(日本を除く)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成26年度 (実績)	平成27年度	平成28年度
世界GDP(日本を除く) の実質成長率(%)	3.1	2.8	3.3
円相場(円/ドル)	110.0	122.0	122.6
原油輸入価格(ドル/バレル)	90.6	52.1	44.0

(備考)

- 世界GDP(日本を除く)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
- 円相場は、平成27年11月1日～11月30日の1ヶ月間の平均値(122.6円/ドル)で同年12月以後一定と想定。
- 原油輸入価格は、平成27年11月1日～11月30日の1ヶ月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(44.0ドル/バレル)で同年12月以後一定と想定。